

文京区男女平等参画推進計画（案）について

1 概要

文京区男女平等参画推進計画（案）について、パブリックコメント、区民説明会及び区議会等の意見を踏まえ作成した案を報告する。

2 検討の経緯

本計画の改定にあたり、文京区男女平等参画推進会議において検討を行った。
男女平等参画推進会議 5回（令和3年5月～令和4年1月）

3 文京区男女平等参画推進計画改定案（素案）に対する意見

別紙1：文京区男女平等参画推進計画の改定（素案）意見募集結果

(1) パブリックコメント

ア 実施期間 令和3年12月6日（月）から令和4年1月5日（水）まで
イ 意見提出者数 21人
ウ 意見件数 27件

(2) 区民説明会

ア 日時および会場
令和3年12月8日（水）文京シビックセンター
令和3年12月11日（土）文京区男女平等センター
イ 参加者数 10人
ウ 意見件数 11件

4 文京区男女平等参画推進計画（案）

別紙2：文京区男女平等参画推進計画（案）

別紙3：文京区男女平等参画推進計画（素案）からの主な変更点

文京区男女平等参画推進計画の改定(素案)意見募集結果

【別紙1】

(1) パブリックコメント

意見の募集期間	令和3年12月6日(月)～令和4年1月5日(水)
意見提出者数	21人(電子メール19人、FAX2人、持参0人):27件

(2) パブリックコメントにおける意見

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
全体・総論部分	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの5行目「男女共同参画社会基本法」の法律番号を記載したほうがよい。 ・ 3ページの図の「R」の略称の定義を記載したほうがよい。 ・ 6ページの紀年法が西暦であるが、他の箇所と同様に和暦も併記したほうがよい。 ・ 8ページの最下行から上に3行目「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の法律番号を記載したほうがよい。 ・ 8ページの最下行から上に5行目「改正配偶者暴力防止法」は正式な法律名なのか? ・ 9ページの18行目「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」の法律番号を記載したほうがよい。 ・ 10ページの1行目「刑法」の法律番号を記載したほうがよい。 ・ 10ページの7行目「設置」は文京区が行ったものか? ・ 10ページの20行目「まとめられ」は文京区が行ったものか? ・ 11ページの2行目「告示」は誰が行ったものか? ・ 29ページの図のクレジット「文京区男女平等参画に関する区民調査」は「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」の誤記ではないか? ・ 29ページの図の「n」は何を意味しているのか? 	1	<p>法律番号は、最初にその法律について記述している箇所に記載しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、法律名等が不明確である箇所について、追記・変更いたしました。</p> <p>3ページの図に記載の「R」は「令和」に記載を変更いたしました。</p> <p>6ページは、世界の動きを記載しているため、和暦は記載しておりません。</p> <p>10、11ページの「設置」、「まとめられ」、「告示」は、国の動きについて説明している項のため、主体は、国によるものです。</p> <p>図のクレジットの「文京区男女平等参画に関する区民調査」は、「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」に製本時に変更いたします。</p> <p>図中の「n」は、各設問に対する回答者数です。</p>
	2	<p>① 「男女平等参画推進」はそれ自体の必要性と重要性もさることながら、世界的にインクルーシブな社会の実現につなげるために欠かせないものであるとともに、地域においてはインクルーシブな地域共生社会の実現に必要不可欠であるからこそ推進されるものですが、本推進計画(素案)では、その点がすっぽり抜け落ちています。</p> <p>私が読んだ限り、本推進計画(素案)では「第5次男女共同参画基本計画 の策定」において「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現」(12頁)というくだりで「包摂」が使われ、「国連「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」とは?」(95頁)において「インクルージョン」が記載されているだけのようです。</p> <p>しかし、文京区民が広く「男女平等参画推進計画」を理解するためには、何のために必要であるかというおおもとの理念や目的を認識し理解する必要があり、「インクルーシブな社会」や「インクルーシブな地域共生社会」の実現のためであることを丁寧に記載しなければなりません。</p> <p>文京区が意図的に「インクルーシブ」を排除・排斥し、「男女平等参画推進」とは画すということであれば、そのことについてしっかり説明する責任があります。なぜなら、「インクルーシブ」を排除・排斥し、「インクルーシブ」(あるいは「インクルージョン」と関連付けない「男女平等参画推進計画」は文京区ぐらいなものだからです。</p> <p>文京区において何らかの意図を持って「インクルーシブ」(あるいは「インクルージョン」)を排除・排斥しないのであれば、本推進計画(素案)においても「インクルーシブな社会」や「インクルーシブな地域共生社会」の実現のためであることを記載し、丁寧に説明していただきたいと思います。</p> <p>② 「マタニティ・ハラスメント」と「パタニティ・ハラスメント」に関する意見(※大項目III No.23に記載)</p>	1	<p>本計画では、「インクルーシブ」(あるいは「インクルージョン」と記載はしておりませんが、大項目I「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進」と大項目II「あらゆる人の職業生活における活躍の推進」を目標として掲げており、一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別にかかわりなく平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会を目指して、計画を策定しております。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
全体・総論部分	3	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に丁寧にわかり易く説明がされていると思います。 現状ではコロナウィルスの影響が大きいですが、(5年間先までの計画です)必要以上には「コロナ」に割いていない事が良いと思います。 区民調査、回答は女性の方が大部多いが、ほぼ同数に送付したが回収率は女性が多いという事だと思います。「無作為に抽出して郵送…」等という説明があつても良いかもしれません。(p15に、区民の意識などを実施し、報告書をまとめたとあります。) 	1	区民調査の概要については、ご指摘を踏まえ、第2章に追記いたしました。
I あらゆる人 の権利とそ の多様性を 尊重する意 識の形成と 取組の推進	4	<p>【男女平等センターの改名】</p> <p>表題の件で提案です。</p> <p>先日、区の男女平等センターへ足を運びました。その中で、区の男女平等推進にまつわる素案を拝聴いたしましたが、「男女」だけではいまいち表現のされないマイノリティの存在に改めて気がつきました。</p> <p>国連の開発目標の中には、“Achieve gender equality and empower all women and girls”とあり、確かに女性をエンパワーメントすると言うニュアンスは含まれているものの、達成すべきは「ジェンダー平等」だとあります。</p> <p>この度、表題の件の通り提案いたしますのは、男女で簡単に線引きされない性自認の方をもより包括できるようなネーミングへの変更です。他の区に先駆け、「ジェンダー平等センター」と改名することにより、一層文京区の人権意識をもアピールできると考えます。以上。</p>	1	<p>文京区男女平等センター条例は、設置目的として、今なお残る女性を取り巻く諸問題の解決、性別役割分業意識の是正、男女それが従来参画の少なかった分野への積極的な参画の支援等を通して、男女平等参画社会を実現することを定めています。</p> <p>男女平等は、いまだ達成されていないため、その目的を達成するための事業を担う男女平等センターは、男女平等を目指すため、様々な施策や啓発を行う拠点施設だと分かる端的な名称であると考えております。</p> <p>また、本計画では、性自認及び性的指向に対する理解を促進することを施策の方向性の一つとして掲げており、性的マイノリティの人々も含め、あらゆる人の権利とその多様性を尊重する意識の形成と取組を推進してまいります。</p>
	5	<ul style="list-style-type: none"> 36ページの3行目「区民調査」は令和2年に実施したものを感じているのか? 28ページの略語の定義によると。 37ページの末尾1の「LGBT」の定義は、初出箇所の2ページで記載したほうがよい。 	1	<p>「区民調査」は、令和2年に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査を指しています。</p> <p>「LGBT」の定義は、施策の内容について理解しやすいよう、「LGBTQ」について掲載している第4章と計画の後のページの資料編に、言葉の説明として丁寧に記載させていただきます。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
I あらゆる人 の権利とそ の多様性を 尊重する意 識の形成と 取組の推進	6	<p>・『ジェンダー』『性の商品化』等の概念について 根拠や出典元が明記されておらず、確認不能の理論と定義が従うべき規範として用いられているため重大な問題がある。出典元と盛り込んだ担当者を明らかにすべきである。</p> <p>『社会的性差』とも評されるジェンダーの概念であるが、社会が作る、社会的に人の内面に形成されていくという昨今大きく広められているその理屈は、人間個人の内面に踏み込む提唱であり人権理念に反するものである。『LGBT』も同じく性自認、性的指向等の内面の領域に踏み込むものであり、行政の指針として扱うには非常に大きな危険がある。</p> <p>概ね社会学より唱えられた言葉であるが、現在それらの理屈は様々な方面から批判を受けている。</p> <p>「ジェンダー」はそもそも心理学の「性同一性は後天的(変更可能)なもの」とする理論(ジョン・マニー)が由来である。そこに文化人類学の「社会が個人の性的観念を形成する」と示したとされる論文(マーガレット・ミード『サモアの思春期』)と、シャーロット・パーキンス・ギルマンの性別観などを解釈によって結びつけ、社会学発のジェンダー理論の形成が始まったされた。影響が顕著で関連性も確認しやすい具体例として挙げたこの3つの理論は、様々な問題が指摘されてきた。</p> <p>心理学ではその理論に基づく医療行為により自殺者が発生し、文化人類学の論文は調査方法が不正確と指摘されている。ギルマンの発想は社会学発の適者生存という大規模な人種差別と迫害の根拠となった理論の影響を受けたものである。</p> <p>日本において『ジェンダー』は今現在広く流布する言葉となっているが、発信を続けている社会学から、発信済みのジェンダー理論の根拠を揺るがす上記の事柄についての再検証や訂正のアナウンスは皆無と言って過言ではない。</p> <p>性自認という医学の領域の事柄まで軽々しく扱われるようになったのはこの社会学の影響が著しいものである。</p> <p>よって、文京区男女平等参画推進計画を作成する過程でジェンダー理論の再検証や訂正が行われているのであれば、その検証過程と結果を全て明示すべきである。</p> <p>これらが確認されない限り計画の根拠が示されているとは言えず、事実と照らし合わせる場面で行われる正確さの検証は、言葉自体の参照を循環的に繰り返すことになる。</p> <p>これは論点先取という詭弁に当たり理屈自体が非科学的であることを示している。</p> <p>もし区が検証は不要と判断した場合、それは疑似科学に基づく計画を立てている証である。</p> <p>・『性の商品化』について 上記の指摘の対象となる言葉の一つである。</p> <p>そして表現物や表現行為を「規範の範疇(はんちゅう)で許される」とする発想は大日本帝国憲法のそれと同じである。</p> <p>法律の留保を伴わない権利に関する事柄である以上、問題に関しては個別具体的な事実を取り扱うものとすべきである。</p> <p>概念を指す不明瞭な言葉を共有し、行政が市民の社会的活動への介入を計画している以上はその計画の存在自体が重大な問題と認識されるべきものとなるため、即刻撤回の上で出典元と担当者や作成時の顧問となった者を明らかにすべきである。</p>	1	<p>「ジェンダー」の用語説明については、国の男女共同参画基本計画、学識経験者の意見等を踏まえた内容としております。</p> <p>区の条例では、区民一人一人が互いの人権を尊重し、いきいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指しており、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるこの計画をこの度改定し、引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p>
	7	・「STEAM教育」、東大の熊田亜紀子教授は、(1年前)「最近はSTEAMの方が使われる」と言ってました(https://www.mext.go.jp/content/1421972_2.pdf)。最近は、STREAM やeSTEM GEMS (ジェムズ)という語が出て来ていますが、この場合はやはり、「STEM教育」が良いと思います。	1	理工系分野で活躍する女性の人材を育成するために、STEM教育の充実が必要だと考えており、学習機会を提供してまいります。

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
I あらゆる人 の権利とそ の多様性を 尊重する意 識の形成と 取組の推進	8	<p>意見させていただきます。</p> <p>37ページ</p> <p>3 性自認及び性的指向に対する理解促進についてですが、男女平等参画でLGBTを扱うのはおかしいと考えます。別に分けるべきではないでしょうか。</p> <p>TERFというトランス差別をするフェミニストがいるのを知らないのですか？</p> <p>数年前文京区にあるお茶の水女子大学にMTFトランスジェンダーが入学しました。そしてその後の差別的な騒ぎがありました。にもかかわらず文京区はこのようなことをするのですか。</p> <p>トランス女性は女性なのに女性トイレも使えず、女性専用車両にも乗れない、女性更衣室も使えないという状況を何とかするべきです。</p> <p>同ページ</p> <p>当事者が差別や偏見を恐れて周囲に打ち明けていないことが多いため、実際には誰もが当事者に接している可能性があり、正しい知識・理解がなければ、相手を傷つけてしまうことにつながりますとあります、ならばなぜ氏名や住所を意見募集の際に求めるのでしょうか？クローゼットから意見を言う権利を奪うのことに繋がりませんか？アウティングになりかねませんか？再考をお願いします。</p>	1	<p>文京区男女平等参画推進条例では、性的指向及び性自認を含んだ性別による差別の禁止を規定しているため、文京区男女平等参画推進計画で多様な性に関する理解促進を掲げ、取組を行うことは必要と考えております。</p> <p>LGBTQ等当事者に対する偏見や差別を無くしていくために、性自認及び性的指向が多様であるとの理解を広めることができるように取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>意見募集の際に、氏名及び住所をご記載いただくことについては、「文の京」パブリックコメント手続要綱第8条第2項において規定しております。これは、意見等の提出に係る責任の所在を明確にすることと、意見等の内容の確認を行う可能性があることや、匿名とした場合における不適切な意見等や無責任な意見等の提出を防止するためです。</p> <p>お寄せいただいたご意見は、集計した上で個人情報を除き、区ホームページ等で公表いたします。</p>
II あらゆる人 の職業生活 における活 躍の推進 【女性活躍 推進計画】	9	<p>賃金格差が激しいです。</p> <p>介護施設で働いている人は本当に大変なのに賃金は安いです。どうにかならないでしょうか。</p>	1	<p>介護職員の賃金格差の是正を含めた待遇改善については、国全体で取り組むべき課題であると認識しており、これまで国において、待遇改善加算等を実施し、取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、昨年には、国から介護職員の賃金を引き上げる方針が示されており、区といたしましては、今後もこのような動向を把握し、対応してまいります。</p>
	10	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの推進「男性が主体性をもって家事等に関わっていく意識改革が必要」としています。「家事や子育ては義務ではなく、楽しい。子を育てる事で親も成長する」(男女平等センター、昨年2月木山裕策氏講演)と言っていました。そのような意識を持つことが大切だと思います。 	1	<p>ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、子育てや介護の支援と合わせ、男性の意識改革が必要であると考えております。</p> <p>今後も、仕事と家庭生活を見直すきっかけとなるような事業等の実施を通じて、意識啓発を行ってまいります。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	11	<p>(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応の以下の項目についてですが、 1 女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。 → 海外の研究で例えばポルノが性犯罪や性暴力との関連性を証明するのは困難という結論があり、男女平等参画社会の形成を大きく阻害というのは誇張した表現ではないでしょうか。</p> <p>2 事業名:青少年を取り巻く有害環境の排除 事業概要:東京都条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。 → 一部の実際の性行為における悪影響のある表現はございますが、そちらのゾーニングの要請については同意致します。 ただし、どういった性表現が悪影響かについては慎重な議論をするべきだと思います。闇雲に青少年に好ましくないであろう表現の見せないというは青少年の権利を阻害するものもあります。 また、先程述べましたとおり、悪影響のある表現について慎重な議論なしに規制を行えば、拡大解釈の元表現の萎縮に繋がりかねないため、看過できない政策です。 表現物を規制するのではなく、男女平等における教育を行った上で現実と空想を区別出来るように育てる、不快な表現をスルーするといった認識を持つことが重要です。せっかく世界的に認められた日本のアニメや漫画、ゲームの文化が萎縮することはありません。良くないとされている表現でも、それを必要としている人は世界中にたくさんいます。そしてその多くは現実と空想の区別をして、真面目に生きている人です。 そういう人たちの権利を蔑ろにせず、男女平等の道をどうか検討して頂けないでしょうか?</p>	1	<p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、「表現の規制」ではなく、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>
	12	<p>問題となる頁19.77.81ページであり、まず19頁の性商品の自主規制は間違いであります既にゾーニングされています。77頁のメディアによる性的な暴力によるつながる表現は表現規制に当たり、その判断をしているのは区と市ではなく会社または組織が既にやっておられる。特に問題なのが81頁であり性的な商品や暴力による表現の対応による内容は青少年を理由に排除をするのは表現の萎縮を招き本来であるDVとか青少年の育成に悪影響が大きくあります。結局排除を目的とするのは大きな間違いであり社会を混乱する可能性があるから大幅な変更をしなければいけない。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現 のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p>
	13	<p>性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応について 青少年を取り巻く有害環境の排除の項にてテレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する、とあります が何の権限があつてそのようなことをするのですか?</p> <p>まずそれらを規制することの何が男女平等に繋がるのですか?そういうデータがあるのですか?そもそも創作物の類に対して自主規制を強いようとすると 表現の自由を知らないんですか?子供や女性が実際に被害にあったのなら理解します、ですがこれ被害がなくても一部の人間が不快の表明をしただけで自主規制強いりますよね?昨今、男女平等男女平等と声高に叫んで、実際は単なるクレーマーでしかなく企業の営利活動の妨害・嫌がらせをしている人間たちを見かけますが行政レベルでクレーマーの支援をするのですか?このようなクレーマーでしかない人間達を利するような考えには断固反対です。</p>	1	<p>男女平等参画を推進するため、都条例に基づき、次代を担う、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	14	<p>P81 (3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応 「性の商品化」という言葉に対して「メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです」とあります。しかし、強力効果論は既に否定されており、必要なのは事実とされる報道などと空想創作作物を主体的に読み解く認識力を養うリテラシー教育であり、人権侵害になりかねない表現規制ではないと思います。</p> <p>事実、女性モデルや女性の空想創作作家の方へ過激なフェミニズム運動家から「性の商品化に加担した」などという攻撃がインターネット上で起こっており本末転倒の様相を呈しています。</p> <p>また事業番号104の「また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。」とありますが、「自主規制の要請」というのは言論報道の自由への行政介入とならないでしょうか。</p> <p>また女性のみで男性に対しては適用されないのでしょうか。</p> <p>こうした疑問点が払拭されますよう、再考してくださいますことをお願いいたします。</p>	1	<p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容の補足修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。</p>
	15	<p>当計画素案より第4章-III-2から質問させていただきます。</p> <p>第4章-III-2前文より「メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現」と「SNS等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、差別等の行為による人権侵害」の文言にはどのような因果関係があるのか、判然としておりません。</p> <p>「偏重的なイメージ表現」と「誹謗中傷による人権侵害」がどのような関係性があって、第4章-III-2「あらゆる暴力の根絶」という目的に沿うのか、具体的な内容を提示していただけないでしょうか。</p> <p>また、第4章-III-2-(3)、事業番号104事業概要より、「青少年の健全育成を阻害するおそれのある」または「青少年に好ましくない」という文言は、具体的にどういったことなのか、曖昧かつ不明瞭です。</p> <p>第4章-III-2-(3)、事業番号104事業概要で明確に「東京都条例に基づく」としているのですから、「東京都条例違反」と明記するべきではないでしょうか。</p> <p>解答と検討を心よりお待ちしております。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>
	16	<p>77ページの「2 あらゆる暴力の根絶」に「メディアによる性的な暴力等につながる表現」とありますが、とてもあいまいな書き方をしていてメディア等に対して表現を萎縮させる事を危惧しますので、この点の改善を求める。</p> <p>79ページの「図III-9 メディアにおける性や暴力表現についての考え方(複数回答、上位5項目)」にある「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」という設問に問題を感じました。</p> <p>文京区としてはメディアによる性・暴力表現で性・暴力犯罪が増えると捉えているという事でしょうか。</p> <p>もしそうであるならば、その根拠を示してもらいたいと思います。</p> <p>81ページの「(3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」に「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。」とありますが、書き方がとてもあいまいでメディア等に対して表現を萎縮させる事を危惧しますので改善を求める。</p> <p>また、「104 青少年を取り巻く有害環境の排除」の事業概要に、自主規制を要請するとある事に問題を感じますので改善を求める。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	17	<p>「文京区男女平等参画推進計画」の第4章 あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の支援</p> <p>2. あらゆる暴力の廃絶の項目ですが、「身の回りに起こっているメディアによる性的暴力などにつながる表現され依然として発信されている」とありますがあらゆる暴力の廃絶の項目ですが、「身の回りに起こっているメディアによる性的暴力などにつながる表現され依然として発信されている」とありますがあらゆる暴力の廃絶の項目ですが、「身の回りに起こっているメディアによる性的暴力などにつながる表現され依然として発信されています」とあるが、これに関連付けられた調査は、そもそも有効回答率が5割を下回っており、必ずしも現状を明確に表しているとは考えにくい。</p> <p>更に、設問についても「子どもや性的表現望まない人への配慮が足りない」等を見るに、個人の主觀によっていくらでも解釈が変わってしまうものを採用しており、さも問題を作り出したいという意志が垣間見える。</p> <p>図III-9にある「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現が見られる」等に至っては、明確な根拠も証明できないようなものを設問に加える時点で不埒であり、調査自体に問題があると言わざるを得ない。よって項目の文言修正は必須である。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上については昨今、主にSNS上においてフェミニストを標ぼうするインフルエンサーが企業・団体の広告表現やマンガ、ゲームとのコラボ企画に対して言い掛かり的に苦情を集中させる、いわゆる「炎上」を煽動(せんどう)して企業や団体、個人のビジネスや企画を中止させるということが頻繁に起きていることから、炎上に対する安易な発言や拡散に加担しないようにする事を意識啓発に加えるべきである。</p> <p>(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応</p> <p>性の商品化という強い言葉、さらに「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えられる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現」が、どのように男女平等参画社会の形成を阻害するのかについて明確な根拠が提示されておらず、現状の表現では強力効果論に縛られているとしか言えない。</p> <p>このままではセックスワーカーの権利や言論・表現の自由を脅かしかねない内容であるが、審議会でこの件がほとんど取り上げられていないのは、区として言論・表現の自由を軽視していると考えざるを得ない。</p> <p>性表現について言論や表現の自由を規制すればジェンダー平等に資するという考え方は誤りであり、更に言えば公共の福祉を理由にした安易な規制は正当化されない。例え性表現といえども言論・表現の自由は国民の権利であり基本的人権である。これに制限を加える場合は議論を積み重ね、細心の注意を払うと共に可能な限り寛容であるべきである。</p> <p>表題と項目の文言修正がなされるべきである。事業番号104に関しては明らかに区としての権限の範囲を越えており、むしろ都が行うべきものと考えられる。よって事業自体の削除が適当である。</p> <p>昨今、女子差別撤廃条約の選択議定書について早急に批准を政府に求める声が多く見られるが、同条約の進捗状況を検討する為に行われる国連の女子差別撤廃委員会については、日本の文化習俗の実情や言論・表現の自由について多様性を考慮して勧告を行っているとは言えず、しかもこの勧告には法的拘束力が無い。</p> <p>本条約の選択議定書についてはそもそも議論が尽くされておらず、文京区として性急な批准を政府に求めるべきではない。</p>	1	<p>区民調査は、男女平等参画に関する区民の意識や実態について総合的に把握し、本計画の改定や施策の推進に向けた基礎的な資料とする目的として実施しているものです。設問の内容によっては、個人の意識や認識をお伺いするものとなっております。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上に関連した個別具体的な事象のご意見については、参考とさせていただきます。</p>
	18	<p>第4章 計画事業とその考え方</p> <p>III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援</p> <p>2 あらゆる暴力の根絶</p> <p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」とあるが、これに関連付けられた調査は、そもそも有効回答率が5割を下回っており、必ずしも現状を明確に表しているとは考えにくい。</p> <p>更に、設問についても「子どもや性的表現望まない人への配慮が足りない」等を見るに、個人の主觀によっていくらでも解釈が変わってしまうものを採用しており、さも問題を作り出したいという意志が垣間見える。</p> <p>図III-9にある「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現が見られる」等に至っては、明確な根拠も証明できないようなものを設問に加える時点で不埒であり、調査自体に問題があると言わざるを得ない。よって項目の文言修正は必須である。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上については昨今、主にSNS上においてフェミニストを標ぼうするインフルエンサーが企業・団体の広告表現やマンガ、ゲームとのコラボ企画に対して言い掛かり的に苦情を集中させる、いわゆる「炎上」を煽動(せんどう)して企業や団体、個人のビジネスや企画を中止させるということが頻繁に起きていることから、炎上に対する安易な発言や拡散に加担しないようにする事を意識啓発に加えるべきである。</p> <p>(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応</p> <p>性の商品化という強い言葉、さらに「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えられる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現」が、どのように男女平等参画社会の形成を阻害するのかについて明確な根拠が提示されておらず、現状の表現では強力効果論に縛られているとしか言えない。</p> <p>このままではセックスワーカーの権利や言論・表現の自由を脅かしかねない内容であるが、審議会でこの件がほとんど取り上げられていないのは、区として言論・表現の自由を軽視していると考えざるを得ない。</p> <p>性表現について言論や表現の自由を規制すればジェンダー平等に資するという考え方は誤りであり、更に言えば公共の福祉を理由にした安易な規制は正当化されない。例え性表現といえども言論・表現の自由は国民の権利であり基本的人権である。これに制限を加える場合は議論を積み重ね、細心の注意を払うと共に可能な限り寛容であるべきである。</p> <p>表題と項目の文言修正がなされるべきである。事業番号104に関しては明らかに区としての権限の範囲を越えており、むしろ都が行うべきものと考えられる。よって事業自体の削除が適当である。</p> <p>昨今、女子差別撤廃条約の選択議定書について早急に批准を政府に求める声が多く見られるが、同条約の進捗状況を検討する為に行われる国連の女子差別撤廃委員会については、日本の文化習俗の実情や言論・表現の自由について多様性を考慮して勧告を行っているとは言えず、しかもこの勧告には法的拘束力が無い。</p> <p>本条約の選択議定書についてはそもそも議論が尽くされておらず、文京区として性急な批准を政府に求めるべきではない。</p>	1	<p>区民調査は、男女平等参画に関する区民の意識や実態について総合的に把握し、本計画の改定や施策の推進に向けた基礎的な資料とする目的として実施しているものです。設問の内容によっては、個人の意識や認識をお伺いするものとなっております。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>また、メディア・リテラシー向上に関連した個別具体的な事象のご意見については、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p> <p>女子差別撤廃条約選択議定書については、現在国において、その締結の是非について真剣かつ慎重に検討されることから、区といたしましては、その動向を注視しているところです。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	19	<p>■ p77 身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現 のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています(図III-9)。さらに、SNS等への悪質な書き込み、インターネット上のいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるよう、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発が必要です。「メディアによる性的な暴力等につながる表現」は、メディアの表現によって性的な暴力が引き起こされているという記述であり、 ・ 表現によって暴力が誘発されるという根拠のない因果関係を示している ・ 暴力そのものの危険性に立ち向かわなければならないにもかかわらず、表現に対して対応することでよしとされており、問題が矮小化されている という問題がある。このような記述は削除すべきである。 =====</p> <p>■ p79 図III-9 文京区男女平等参画に関する区民調査(令和2(2020)年9月実施)について ・ 子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない ・ 女性の性的な面を強調する表現が目立つ ・ 性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる など、結論を誘導するような設問であり、計画の根拠とするのに不適当である。 また、グラフの横軸の数値の配置が、60%をグラフの幅の全体とするなど、恣意性があり、回答の比率を大きく見せかけている。このような問題のあるグラフは掲載すべきでない。</p> <p>■ p81 (3)性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応 女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。 「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス」という定義では、「男女平等参画社会の形成を大きく阻害する」という理由でいかなるものも恣意的に排除することが可能になる。 また、「メディアにおける性・暴力表現」が「男女平等参画社会の形成を大きく阻害する」という因果関係には根拠がない。特に、参考にも記載したが、閣議決定された内閣府の第五次男女共同参画推進計画においても当初「不適切な性・暴力表現を防止」とされたところ、最終的には「違法な性・暴力表現の流通等を防止」と限定されたことや「東京都男女平等参画推進総合計画」においても規制の対象となる表現の範囲が人権侵害に該当するものに限定になる見込みとなっている(1月中旬に答申予定)ことから、文京区もそれらにならうべきである。 =====</p> <p>■ p81 (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応 その観点から、関係機関・団体等と連携して、児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。</p> <p>■ p81 事業番号 104 青少年を取り巻く有害環境の排除 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。 青少年保護の問題はあくまで青少年が接する内容の是非に限られる。男女共同参画の問題と青少年保護の問題を混同することは、問題をすり替え、本来青少年に限られる問題を成人者にいたずらに拡張することにつながりかねない。 また、メディアに対する自主規制の要請は事実上の検閲に繋がりかねず行政として行うべきではない。 従って、本内容は削除されるべきである。 =====</p> <p>【参考1】 第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応</p>	3	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現 のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>区民調査のグラフについては、計画の内容に関連した調査結果として掲載しております。 なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>また、区民調査のグラフの表示方法については、計画冊子全体として、集計の見やすさに配慮して作成しております。</p> <p>文京区男女平等参画推進計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国及び都の計画と、区の条例に基づき、区民一人一人が互いの人権を尊重しいきと暮らせる男女平等参画社会の実現を目指し、文京区の地域の特性を踏まえ策定しているものです。そのため、成人だけではなく、幅広い世代を対象としております。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番頭104については、男女平等参画を推進するため、都条例に基づき、次代を担う、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	20	<p>第4章</p> <p>III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援</p> <p>p. 77「…メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。」「メディアによる性的な暴力等につながる表現」とありますが、特定の表現を受容することによって性的な暴力が誘発されることを示す根拠はありません。そのため、この記述はある表現に対し「性暴力に繋がる危険なものだ」という恣意的なレッテル貼りを許容する危険性を孕(はら)んだものとなっており、不適切であると考えます。</p> <p>また当該記述について図示した図III-9(p. 79)の調査についても、その回答項目には「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」といった主観的にならざるを得ない判断を問うものや、「性的な暴力や性犯罪の増加につながる表現がみられる」のような明確な根拠を示せないものが並べられており、あたかも予め想定された結論を誘導するかのように見受けられます。このような調査は、自治体の立案する計画の根拠とするには極めて不適切なものであると言わざるを得ません。</p> <p>したがいまして、p. 77 の上記記述及び p. 79 の図III-9については、いずれも削除が相当であると思料致します。</p> <p>p. 81「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として作られる商品や提供されるサービス、メディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。」</p> <p>同「事業番号104青少年を取り巻く有害環境の排除」「また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。」「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として」とありますが、どのような表現がこれに該当するのか明確でなく、現行の記述では「男女共同参画社会の形成を大きく阻害するもの」であると指摘することでいかなる商品・サービス・表現も恣意的に排除することが可能となってしまいます。また、「メディアにおける性・暴力表現」が「男女共同参画社会の形成を大きく阻害する」ことに繋がる根拠については何ら示されておりません。</p> <p>更に、これに関連する事業として、番号104「青少年を取り巻く有害環境の排除」にて各種メディアに対し「青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する」とありますが、やはり「青少年に好ましくない」表現がいかにも捉えられる、つまりはいかなる表現もが規制の対象となる危険性を孕んでいます。そもそも自治体を含む公権力が自主規制を要求することは、事実上の検閲に繋がりかねず、極めて不適切なものであると思料致します。</p> <p>当該記述の項は特定の表現活動を規制するという、基本的人権たる言論・表現の自由に直接的に関わるものであり、例え強制性を伴わなものであつたとしても斯様な規制を実施するにあたっては、細心の注意を払うとともに可能な限り寛容であるべきです。</p> <p>類例として、内閣府の第五次男女共同参画推進計画において「不適切な性・暴力表現を防止」という記述が「違法な性・暴力表現の流通等を防止」と範囲を限定されたものがあり、文京区もこれに倣うべきであると考えます。</p> <p>したがいまして、p. 81「女性や児童を…」の記述については削除、ないしは言及する表現物等をより具体的かつ限定向に指定したものと分かるような形に修正することが適當と思料致します。また、事業番号104については削除が相当と思料致します。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。」「メディアによる性的な暴力等につながる表現」とつきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたします。</p> <p>区民調査のグラフについては、計画の内容に関連した調査結果として掲載しております。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。</p> <p>事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	21	<p>p.77 基本的には書き込みや嫌がらせなどの個人に対する侵害行為への対応に注力するべきであり「実在人物に対する侵害行為や違法行為」等、明確に表記するべきです。</p> <p>また「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。」と表記されていますが、表現によって暴力および、性暴行が引き起こされる根拠は存在せず、暴力そのものの危険性に立ち向かわなければならぬにもかかわらず、表現に対して対応することによしとされており、問題が矮小化されているという問題があります。</p> <p>よってこの文言は削除するべきです。</p> <p>p.79 「メディアにおける性や暴力表現についての考え方」のデータがありますが、いずれの回答も計画の根拠とするのには表現の受け取り方は人それぞれである前提を度外視していること、前述の通り表現で暴力などの侵害行為を引き起こす根拠はないことを踏まえて考えても非常に恣意的であり、不適当です。</p> <p>p.81 「女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス」という表記はあまりにも曖昧且つ、恣意的な観点を非常に強く含んでおり、男女平等参画社会の形成を大きく阻害する」という理由でいかなるものも恣意的に排除することが可能になりかねません。</p> <p>また、表現の意図や他視点での感受などを考慮せずに特定の視点だけで有害あるいは問題とし、淘汰すること自体、不当な行為であることもご留意いただきます。</p> <p>さらに事業番号104番で表記されているような自主規制の要請は上記の理由と同様に加え、これを行行政が行うことは事実上、検閲行為に繋がるため絶対に行政が行ってはならないことです。</p> <p>よってこれらの表記は全て削除し、違法行為に当たるものや実在する人物に対する侵害行為への対応に限定することを明記することを強くお願ひいたします。</p>	1	<p>「身の回りで起こっている暴力だけでなく、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。」の部分につきましては、区民調査や事業に関連する内容に修正いたしました。</p> <p>区民調査のグラフについては、計画の内容に関連した調査結果として掲載しております。</p> <p>なお、区民調査の設問についていただいたご意見は、今後の調査実施の際、参考とさせていただきます。</p> <p>「性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応」の箇所については、内容を補足し、修正いたしました。</p> <p>事業番号104については、都条例に基づいた不健全図書類の区分陳列、販売等の自主規制、また、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組、情報の取扱いについて関係団体に配慮の協力要請をしているものです。事業内容に沿った事業名及び事業概要に修正いたしました。</p>
	22	・71ページの米印1の「DV」の定義は、初出箇所の2ページで記載したほうがよい。	1	「DV」の定義は、第4章と計画の後ろのページの資料編に、言葉の説明として丁寧に記載させていただきます。
	23	<p>① 「インクルーシブな社会の実現」についての意見(※大項目 I No. 2に記載)</p> <p>② 「マタニティ・ハラスメント」と「パタニティ・ハラスメント」に関し、本推進計画(素案)ではグラフや表の表記も含め、a「マタニティ・ハラスメント」だけ記載されていて「パタニティ・ハラスメント」の記載がないもの、b「マタニティ(パタニティ)・ハラスメント」とカッコ内に「パタニティ」を記載し、優劣・従属関係をうかがわせる記載、c「マタニティ・ハラスメント」と「パタニティ・ハラスメント」を並記した記載の3種類があります。</p> <p>しかし、他の分野の推進計画ならいざ知らず、「男女平等参画推進計画」と銘打った計画において、正当な理由と合理的根拠を示すことなく、無造作にa～cを並記させることは、行政として極めて無神經・無責任であり、「男女平等参画推進計画」を策定する資格がないと言わざるを得ません。</p> <p>「男女平等」に無関心で鈍感な職員であるからこそa～cのような表記をするのであって、①で指摘した「インクルーシブ」も含め、本当に「男女平等参画推進」に取り組む熱意と決意、覚悟があるのか疑問に感じてしまいます。</p> <p>「男女平等参画」の理念に則れば、aの記載は言語道断ですし、bの記載もあり得ず、何らかの正当な理由・合理的根拠がないのであればcの記載で統一すべきであり、そうしていただきたい。</p> <p>上記①と②のような問題が生じるのは、「文京区男女平等参画推進計画」を策定した区職員が、従来のステレオタイプな「女性にとっての男女平等参画」の認識に基づいているからであり、「男性にとっての男女共同参画」推進に向けた視点や意識、感性に欠け鈍感になっていると思わざるを得ません。</p> <p>したがって、本推進計画全てにおいて「女性にとっての男女平等参画」と「男性にとっての男女平等参画」の両方の認識に基づいたものになっているかどうか見直し、「男性にとっての男女共同参画」推進に向けた視点や意識、感性に欠けている部分があれば補正していただきたい。</p>	1	該当箇所について、「マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント」と表記を修正いたしました。

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	24	<p>新型コロナ感染が広がり、緊急事態宣言が出される状況の下、弱い女性の分野にその歪みが現れ、住宅が確保できない、食べていけないなどの深刻な実態が顕著になりました。女性の自殺が増加しています。</p> <p>多様な働き方として推進されてきた非正規労働やフリーランス、女性の6割が非正規でコロナ禍で調整弁として解雇されている。そのとたん、家賃や生活できなくなり、子ども含め、住宅や食事まで困難に陥っている女性の貧困があらわになった。在宅勤務などが増え、DVや児童虐待、痴漢など、女性に対する暴力もあらわになった。</p> <p>賃金の格差も顕在化し、女性の地位がいかに低いかが現れている。このような点から以下のことを少なくとも計画に入れて、女性の困難解決の一助にするよう求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非正規で解雇された女性やシングルマザー等の相談体制の強化と支援の強化(住宅、生活、就労など多面的に支えるものとしての相談、支援体制の確立) 2. 低賃金、不安定雇用をやめさせ、安定して働く場の確保を要求すること 3. あらゆる暴力をなくし、お互いの人権を尊重する社会に <ul style="list-style-type: none"> ・そのため幼少期から教育の場で生命の誕生と科学的な性教育や人権尊重の教育を年齢に応じて行うこと、生涯教育の場でも講座を設けること ・生理の貧困が深刻になっている解決の一助として、学校や公共施設に生理用品を置くこと <p>現行計画ではコロナ禍で顕著になった女性の困難は解決できません。女性の賃金や地位が低いことが原因となって表れています。これらの方が解決されるようになることが真の平等につながると考えます。</p> <p>ジェンダー格差120位の日本を前に進めるために「女性差別撤廃条約選択協議書」の批准や選択的夫婦別姓・LGBT等法の制定等を国に求めるのも推進体制に入れて声を上げる必要があると思います。</p> <p>コロナ禍で顕れた女性の貧困をはじめ、困難を解決する推進計画であってほしいと願い意見を出しました。</p> <p>追記 性教育は日本ではタブー視されていますが、女性や子供に対する性暴力をなくす上でも欠かせません。科学的立場からの生命の誕生を含む性教育を年齢に応じて行なうことがどうしても必要です。人権尊重を貫いていくために、ぜひ行えるよう国・都に働きかけることも含めて行ってください。</p>	1	<p>1 非正規雇用で解雇された女性やシングルマザー等の相談体制の強化と支援の強化については、本計画において、Ⅲ4(1)啓発・相談機能の充実により相談体制の強化を、(2)貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備により様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境整備を進めてまいります。</p> <p>2 本計画では、雇用の場における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、「Ⅱ2(1)働きやすい職場環境の整備・支援」の施策の中で、経営者に対するセミナー等を通して、職場環境の整備を促進してまいります。</p> <p>3 本計画では、I1(1)幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進により、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習等が展開されるように指導内容を充実していくとともに、発達段階に応じた性教育を実践してまいります。</p> <p>また、生涯学習の場では、Ⅲ3(1)性と生殖に関する健康と権利の普及・啓発により、性別にかかわりなく、性についての知識の啓発を推進します。</p> <p>現在、防災備蓄品を活用して、学校の保健室に生理用品を配置するとともに、一部の学校では、保健室近くのトイレに配置しております。今後、他自治体の事例も見ながら進めてまいります。</p> <p>防災備蓄品の入れ替えの際に、必要な方に配付できるよう検討してまいります。</p> <p>加えて、法や制度の整備及び施策の充実について、必要に応じ、国・都へ要望してまいります。</p>
IV 推進体制の整備	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 93ページの最下行から上に2行目「2015年」は和暦も併記したほうがよい。 	1	該当箇所については、世界の動きを記載しているため、和暦は記載しておりません。

(3) 区民説明会での質問

開催日	令和3年12月8日(水)、令和3年12月11日(土)
出席者数	12月8日(3人)、12月11日(7人)、意見11件

(4) 区民説明会における意見

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方(案)
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進	1	21頁の成果指標になっている『男は仕事、女は家庭』という考え方は古いのではないか。女子が仕事をした上で問題について質問するべきではないか。	1	令和2年度に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛成する人が全体で1割程度いる状況であり、男女平等の推進状況を測る上で、必要な設問であると考えております。 女性が仕事をする上での課題や問題については、女性が働き続けることに対する意識や女性の管理職登用など参画を促すために必要な支援についてなどにおいて、質問しております。
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援	2	以前、DVについて家庭裁判所に相談した際には、「我慢しなさい」など問題が収まるような方向でしか動いてくれなかった。相談をする人を助けたいという気持ちの人をきちんと確認した上で相談員を選んでほしいと思う。	1	区では、DV等の相談について、専門的な知識や経験を持った婦人相談員が対応しています。 相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応ができるよう、スキルアップを図るために、引き続き研修等を行ってまいります。 また、必要に応じて警察や児童相談所などとも密に連携を図っていきます。
IV 推進体制の整備	3	区役所内では数年で人事異動があるが、計画が引き継がれながら発展していくようにしてほしい。	1	文京区男女平等参画推進計画は、担当課である総務課のほか、福祉部、子ども家庭部、教育委員会の各課が関わっており、全庁を挙げて取り組んでいます。 毎年、計画事業の推進状況を男女平等参画推進会議において評価しており、その評価を各所管課に伝えることで、計画に沿った事業を、改善しながら実施してまいります。
	4	活動内容が多い上に様々な分野にあるため、それをつないだり、俯瞰(ふかん)して見ることのできる中立な立場の人が必要ではないか。委員とは別の視点からの意見も必要だと思った。	1	計画策定に当たっては、区の職員だけではなく、学識経験者、様々な団体から推薦された方や公募区民で構成する「文京区男女平等参画推進会議」の意見を聴き、計画策定を進めています。 また、推進会議委員が計画事業の進捗について評価するとともに、区が実施状況を公表して、計画の推進に向け、事業の改善に生かしております。

大項目	No.	意見(要旨)	件数	区の考え方(案)
IV 推進体制の整備	5	4頁の推進体制の図にある「文京区男女平等推進委員」とは何か。	1	男女平等参画推進に係る府内における体制を整えるため、各課から1人ずつ委員を選出しています。 区の男女平等に関する取組や知識について、各課に伝える役割を担っています。
	6	区民調査はどのように行っているものなのか。	1	昨年度、無作為抽出の区民2,500人に対してアンケート用紙を郵送配布し、郵送又インターネットでご回答いただきました。
	7	区の議員などにアンケート結果を読んでいるのか、アンケートを取ってほしい。日本は妊娠・出産について整備が十分でないため、幼い子どもが命を落とす悲しいニュースがいまだにある。不妊治療や出産に関わることで十分な休暇が取れることなど、課題整理をするためにも、議員にしっかりと啓発してほしい。	1	昨年実施した区民調査の報告書を議員に1冊ずつ配布し、定例議会において説明を行いました。計画案についても、11月の定例議会にて報告し、内容について意見をいただいております。 また、区議会の女性議員の占める割合は、40%以上と非常に高くなっています。政策決定に女性の意見が反映され、様々な施策や世の中の仕組みを変えていく取組を今後も推進していきたいと考えております。
その他	8	区民説明会などの場は、普通の立場の人からすれば敷居が高いように感じてしまう。区内の大学生などに呼び掛けてPRするなど、参加を広げる取組が必要ではないか。	2	次期計画の区民説明会では、区内の19の大学との連携も含め、周知に努めています。
	9	計画をつくるためには時間がかかると思うが、会議は全体でどのくらい実施しているのか。	1	今回の計画改定では、文京区男女平等参画推進会議は、計画改定のための基礎知識等を学ぶ勉強会を行った後、5月、7月、9月、10月の4回、会議を実施しています。1月に5回目の会議を経て、案を作成後、議会に報告し、取りまとめて3月の改定を予定しています。
	10	パブリックコメントはどのくらい集まるものなのか。	1	前回の計画策定時のパブリックコメントは、3の方から17件のご意見をいただき、区民説明会では、2日間で9人の方にご参加いただきました。 また、いただいた意見については、区としての考え方を整理し、ホームページ上で公開いたしました。

文京区男女平等参画推進計画

令和4年度～令和8年度

(2022年度～2026年度)

(案)

文京区

目次

第1章 計画の考え方.....	1
1 計画の目的	2
2 計画の性格	3
3 文京区における男女平等参画の推進体制.....	4
第2章 計画策定の背景.....	5
1 社会情勢	6
(1) 男女平等参画社会の実現に向けた世界の動き.....	6
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響.....	7
2 国の動き	8
(1) 男女共同参画に関する法律等の制定と改正.....	8
(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定.....	12
3 都の動き	13
4 文京区の取組	14
第3章 計画の体系	17
1 計画の体系	18
2 計画事業の一覧	20
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進.....	20
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】.....	21
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援.....	22
IV 推進体制の整備.....	23
3 施策の方向性に対する目標と成果指標.....	24
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進.....	24
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】.....	25
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援.....	26
IV 推進体制の整備.....	27
第4章 計画事業とその考え方.....	29
I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進.....	30
1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進.....	30
2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進.....	36
3 性自認及び性的指向に対する理解促進.....	39
4 政策・方針決定過程における男女平等参画.....	43
5 地域社会における男女平等参画.....	46
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進.....	50
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】.....	53

1 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	54
2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進.....	63
III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援.....	69
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】.....	69
2 あらゆる暴力の根絶.....	76
3 生涯を通じた健康支援.....	81
4 人権の尊重と自立への支援.....	84
IV 推進体制の整備	89
1 庁内等推進体制の整備・充実.....	89
2 国際社会と国内の取組の積極的理解・連携.....	93
第5章 資料（添付省略）	96

第1章 計画の考え方

1 計画の目的

昭和 21（1946）年に制定された日本国憲法は、全ての国民は個人として尊重され、法の下に平等であり、性別により差別されないことをうたっています。また、平成 11（1999）年に制定された男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、早急に取り組まねばならない重要な課題として位置付けています。

文京区では、平成 13（2001）年 7 月に「文京区男女平等参画推進計画」を策定し、年度ごとの推進状況の評価により課題を明らかにしながら、性別にかかわりなく平等な立場で、あらゆる分野に参画できる男女平等参画社会を目指して、事業を推進してきました。

そして、平成 25（2013）年には、男女平等参画の推進について、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、区の基本的事項を定めた文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）が施行されたことで、この計画は、条例上の法的根拠を持つこととなりました。

令和 2（2020）年に実施した「文京区男女平等参画に関する区民調査報告書」では、前回調査（平成 27（2015）年実施）から、固定的な性別役割の意識はやや薄れ、L G B T（性的マイノリティ）の認知度の向上等がみられるものの、「家庭、職場などの各場面において女性と男性が平等になっているか」という設問においては、前回調査と同様に、不平等感が依然として根強く残っていることがうかがえます。引き続き、世代や立場の違いなどによって形成される、固定的な性別役割の意識等をはじめとしたアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見と思い込み）について、意識改革をしていく必要があります。

また、令和 2（2020）年頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、特に非正規雇用労働者やひとり親世帯などの経済的困窮の深刻化、ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数の増加など、ジェンダー平等や男女平等参画の課題がより顕在化する状況となっています。

身近な家庭生活の場をはじめ、職場、地域活動・社会活動、政策や方針決定の場など、社会のあらゆる場において、性別にかかわらず平等な立場で参画することによって、一人一人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせるまちを目指します。

そして、本計画における、男女平等参画に向けた更なる施策の強化・推進を図るために、この度の改定を行うものです。

文京区の目指す「男女平等参画社会」とは

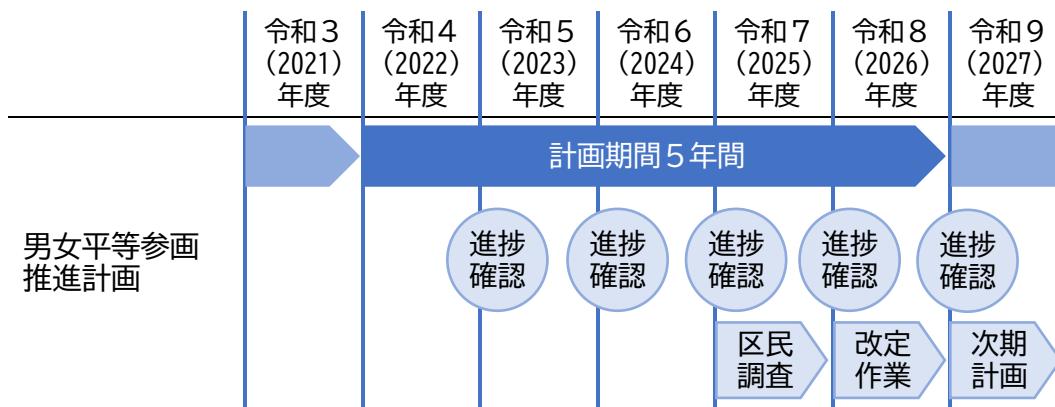
一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別にかかわりなく平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会です。

2 計画の性格

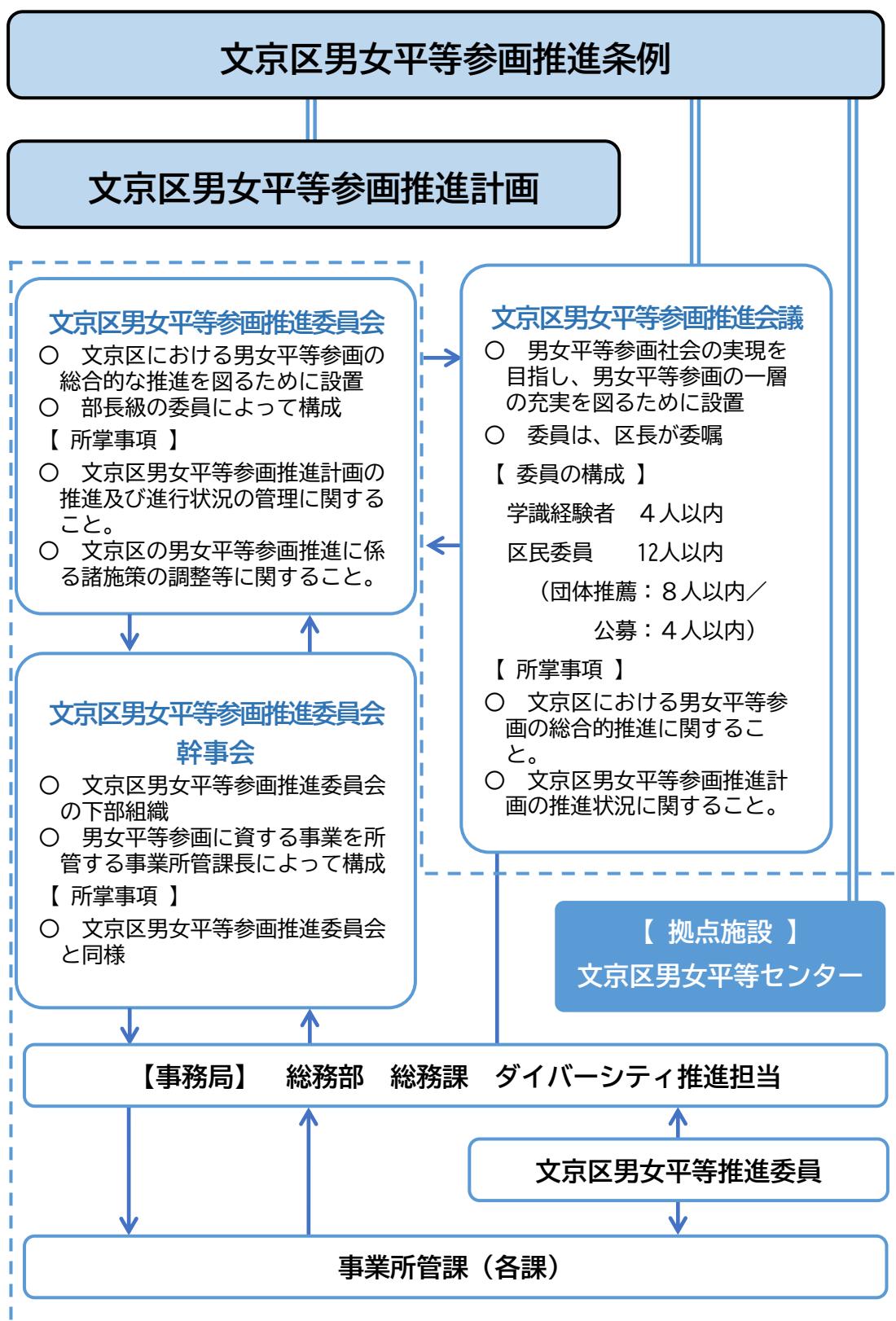
- この計画は、平成 13（2001）年度に策定し、平成 18（2006）年度、平成 23（2011）年度、平成 29（2017）年度に改定した「文京区男女平等参画推進計画」を継承したものです。
- この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定する、市町村男女共同参画計画として位置付けられ、区が目指す方向や施策を区民に示すことにより、区民、事業者及び区の役割を明らかにし、それぞれが協働して男女平等参画社会の実現を目指す指針としての役割を担うものです。
- この計画は、平成 25（2013）年に施行された文京区男女平等参画推進条例第 8 条第 1 項に規定する、区が定める男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- この計画の「Ⅱ あらゆる人の職業生活における活躍の推進」の部分は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に規定する、市町村が策定する、当該区域内における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」として位置付けられています。
- この計画の「Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援」のうち「1 配偶者等からの暴力の根絶と支援」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に規定する、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「配偶者等暴力防止基本計画」という。）」として位置付けられています。
- この計画は、区民参画の方針に基づき、文京区男女平等参画推進会議の提言を尊重し、かつ、区民の意見や要望を取り入れて改定しています。

【計画期間】

本計画は、令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間を計画期間として、毎年度進捗を確認し、令和 8（2026）年度に見直しを行います。



3 文京区における男女平等参画の推進体制



第2章 計画策定の背景

1 社会情勢

(1) 男女平等参画社会の実現に向けた世界の動き

1945年、国際連合（国連）が創設された際に調印された「国連憲章」では男女同権がうたわれ、1948年に国連総会で採択された「人権に関する世界宣言（世界人権宣言）」においては、性による差別を受けない権利が明記されました。

その後、国連は、1975年を「国際婦人年」と宣言し、メキシコで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催したことを契機に、「平等・開発・平和」と幅広い目標達成のために、「世界行動計画」（1975年）や女子差別撤廃条約（1979年）の採択など男女平等参画社会の実現に積極的に取り組んできました。

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議では、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、その20年後となる2015年にニューヨークで開催された国連女性の地位委員会「北京+20」では、「北京宣言及び行動綱領」、「女性2000年会議成果文書」等が再確認されました。

また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動を世界的にリードしていく「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が2011年に発足し、2015年には、文京区に日本事務所が開設されました。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*1}」では、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。SDGsの目標5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられており、女性に対する差別や暴力の排除、あらゆる場面での女性の参画やリーダーシップの機会の確保などが示されています。

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国では、2016年に「SDGs実施指針」を定め、地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

*1

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とは？

持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標です。貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を掲げています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、取組の過程で、地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）ことを誓っています。

日本は、2030アジェンダの議論や交渉に一貫して貢献してきた国として、歴史的なアジェンダの採択を心から歓迎するとともに、開発協力大綱や人間の安全保障の理念の下で、国際社会とともに、今後のアジェンダの実施に最大限努力するとしています。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会経済に大きな影響が及んでいます。就業者数が大幅に減少しており、特に非正規雇用労働者を中心とした女性の雇用への影響が大きく、ひとり親世帯などの経済的困窮の深刻化が懸念されています。

また、内閣府が令和3（2021）年4月に示した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、DV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の深刻化も懸念されています。

加えて、厚生労働省が示した「令和3年版自殺対象白書」によると、令和2年は、女性の自殺者が著しく増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による労働環境の変化が、増加と関係しているのではないかと考えられています。

一方、テレワーク等の実施により、新しい働き方への見直しが進められ、男性の家事・育児への積極的な参画が期待されています。

2 国の動き

(1) 男女共同参画に関する法律等の制定と改正

● 国内行動計画の策定

昭和 50（1975）年、第1回世界女性会議を受け、女性の地位向上のための国内本部機構として、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置、昭和 52（1977）年に、昭和 61（1986）年までを対象とする初めての「国内行動計画」を策定しました。昭和 60（1985）年には、女子差別撤廃条約を批准し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「男女雇用機会均等法」という。）を制定しました。

● 男女共同参画社会基本法の制定

平成 11（1999）年、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本理念と、国・地方公共団体及び国民の責務等を明らかにした男女共同参画社会基本法を制定し、さらに、平成 12（2000）年、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

● 配偶者暴力防止法の制定等

平成 12（2000）年に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）が制定されました。

また、平成 13（2001）年には、配偶者暴力防止法が制定されました。この配偶者暴力防止法によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。

なお、配偶者暴力防止法は、平成 16（2004）年に保護命令制度の拡充を柱とする改正が行われ、平成 19（2007）年に区市町村による基本計画の策定などが努力義務として新たに加えられ、平成 26（2014）年には、保護の対象範囲を拡大する改正が行われています。

また、令和元（2019）年 6 月、配偶者暴力防止法の一部改正を含む、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部が改正され、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されたとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれました。

● 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号。以下「性同一性障害特例法」という。）の制定

平成 15（2003）年 7 月、性同一性障害特例法が制定され、性同一性障害者であって一定の条件を満たす方については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

また、平成 20（2008）年 6 月の改正では、「現に子がないこと」とするいわゆる子なし要件に対して、「子」を「未成年の子」に改め、条件が一部緩和されました。

● 雇用労働についての法整備

平成 19（2007）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるとともに、改正男女雇用機会均等法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大等がなされました。

平成 25（2013）年の改正男女雇用機会均等法施行規則（平成 26（2014）年施行）では、間接差別となり得る措置の範囲の見直しや事例の追加等がなされました。

また、平成 27（2015）年には、女性活躍推進法が成立し、自らの意思で働いている、又は働くとしている女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

そして、令和元（2019）年 6 月に、女性活躍推進法等の一部が改正され、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主について、情報公表の内容が変更されるとともに、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務について、常時雇用する労働者が 101 人以上の事業主に拡大されました。

● 仕事と育児・介護の両立に関する法改正

平成 29（2017）年 1 月及び 10 月に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）が改正され、介護休業の分割取得や有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、育児休業取得期間の延長、育児目的休暇制度の努力義務創設などが定められました。

令和元（2019）年 12 月には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成 3 年労働省令第 25 号）等が改正され、これにより令和 3（2021）年 1 月から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得するようになりました。

また、令和 3（2021）年 6 月には、育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設などが定められました。

● 性犯罪に関する刑法の改正

平成 29（2017）年6月に、110 年ぶりの大幅改正となる刑法（明治 40 年法律第 45 号）の性犯罪に関する一部改正が、国会で可決・成立しました。改正により「強姦罪」は「強制性交等罪」に名称変更され、これまで女性に限られていた対象者について性別が問われないことになり、更に 18 歳未満の人に対して、親などの監督・保護する立場の人がわいせつな行為をした場合、暴行や脅迫がなくても処罰されることとなりました。

また、有識者による検討会を設置し、強制性交等の罪の対象となる行為の範囲や法定刑の在り方などについて、議論が行われています。

● 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行

平成 30（2018）年5月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的に、国及び地方公共団体の責務を定めた政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号）が公布・施行されました。

令和 3（2021）年6月には、一部改正され、政党は、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等への対策などに自主的に取り組むよう努めるものとされました。

また、国及び地方公共団体は、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントへの対応を始めとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。

● 児童虐待防止対策の強化

平成 30（2018）年7月には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議により「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」がまとめられ、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底や子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底などが緊急に実施する重点対策として講じることとされています。

翌平成 31（2019）年2月には、『「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について』として、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等の更なる対策に取り組むことが示されました。

● 職場におけるハラスメント防止対策の強化

平成 29（2017）年1月に、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において、職場における妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とするハラスメントの防止措置が義務付けられました。

また、令和 2（2020）年6月には、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号。以下「労働施策総

合推進法」という。)、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法が改正され、職場におけるパワー・ハラスメント防止措置が事業主の責務となるとともに、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。令和2(2020)年1月に告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する雇用管理上講ずべき措置等についての指針」では、性自認や性的指向に関するハラスメントである「SOG I ハラ^{*1}」や「アウティング^{*2}」もパワー・ハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられています。

パワー・ハラスメントについては、①優越的な関係を背景とした、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、③就業環境を害することと定義し、パワー・ハラスメント防止のために、事業主に対して相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けています。

*1 SOG I ハラ … 性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせをすること。

*2 アウティング … 性的指向と性自認に関する情報を本人の了解を得ずに第三者に言いふらすこと。

(2) 第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「第5次計画」という。）が閣議決定されました。第5次計画では、4つの【目指すべき社会】（下記参照）を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を促進していくとしています。その上で、これから男女共同参画に係る課題を、社会全体にとって、「持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」、個人にとって、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」としています。また、取組が進まない場合は、個人と社会全体にとって重大な懸念すべき状態が生じかねないとし、今が、国民一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保する上での分岐点であるとの認識の下、男女共同参画に強力に取り組む必要があると指摘しています。そして、11の【分野】（下記参照）における、施策の基本的方向と具体的な取組について言及しています。

【目指すべき社会】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【分野】

- | | |
|-------|--|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 |
| 第2分野 | 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 |
| 第3分野 | 地域における男女共同参画の推進 |
| 第4分野 | 科学技術・学術における男女共同参画の推進 |
| 第5分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第6分野 | 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 |
| 第7分野 | 生涯を通じた健康支援 |
| 第8分野 | 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 |
| 第9分野 | 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 |
| 第10分野 | 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 |
| 第11分野 | 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献 |

3 都の動き

● 東京都男女平等参画基本条例等の制定

東京都では、国の法律制定を受けて、平成 12（2000）年に、東京都男女平等参画基本条例（平成 12 年東京都条例 25 号）を制定し、施策を推進しています。

また、配偶者暴力については、配偶者暴力防止法の改正に伴い、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成 18（2006）年に策定し、平成 21（2009）年、平成 24（2012）年に改定を行いました。

● 東京都男女平等参画推進総合計画の策定

「男女平等参画のための東京都行動計画」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定し、「東京都男女平等参画推進総合計画」（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）を策定しました。重点課題を①働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進、②働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現、③地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大、④男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組の4つとしています。

● 特定異性接客営業等の規制に関する条例の制定

平成 29（2017）年 7 月に施行された特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成 29 年東京都条例第 30 号）は、青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JK ビジネス」等を規制した内容となっています。

● 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の制定

平成 30（2018）年 10 月、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市として、いかなる種類の差別も許されないと、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成 30 年東京都条例第 93 号）が制定され、多様な性の理解の推進及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進を図るものとしています。

● 東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定

令和元（2019）年 12 月、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第 5 条の規定により、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために東京都性自認及び性的指向に関する基本計画が策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています。

4 文京区の取組

● 文京区男女平等参画推進計画の策定

文京区では、区の実態に即した女性施策に関する計画の策定が必要であるという考え方から、昭和 54（1979）年に区民、区議会代表、学識経験者で構成される「文京区婦人会議」を設置し、「文京区婦人行動計画」を策定しました。

昭和 63（1988）年には、「文京区婦人行動計画」について、社会情勢の変化に伴う見直しを行い、平成 6（1994）年には、国の計画に先がけて、新たに「性別の枠にとらわれない男女共生社会の実現」という新たな視点を盛り込んだ「文京区女性行動計画」を策定しました。

平成 13（2001）年 7月には、それまで主に女性を施策の対象としてきた計画について全面的な見直しを行い、「文京区男女平等参画推進計画」を策定しました。これ以降、社会情勢の変化などを踏まえ、5年ごとに計画を改定しています。

● 文京区男女平等センターの設置

昭和 61（1986）年に、区民に女性問題に関する学習及び交流の機会並びに活動の場を提供することにより女性の地位向上に資することを目的とした「文京区婦人センター」を開設しました。平成 3（1991）年には、「文京区婦人センター」を「文京区女性センター」と改称し、区内女性団体の横断的組織である文京区女性団体連絡会に同センターの管理・運営を委ねる自主管理方式を導入しました。

平成 13（2001）年 7月の「文京区男女平等参画推進計画」の策定によって、女性施策から男女平等参画施策へと施策の幅が広がったことを受け、平成 14（2002）年 4月、「文京区女性センター」を「文京区男女平等センター」と改称し、男女平等参画を推進する施設となりました。

なお、区の指定管理者制度の導入に伴い、平成 18（2006）年 4月から、文京区男女平等センターは、指定管理者として文京区女性団体連絡会が管理・運営をしています。

● 文京区男女平等参画推進条例の制定

平成 25（2013）年に、文京区男女平等参画推進条例を制定しました。この条例では、7つの基本理念や、性別に起因する人権侵害（①配偶者等からの暴力、②セクシュアル・ハラスメント、③性的指向・性自認に起因する差別、④その他性別に起因する人権侵害）の禁止の明記、男女平等推進のために区が行う 6 つの基本的施策等を定めています。

また、女性活躍推進法に基づき、平成 28（2016）年に文京区男女平等参画推進計画を補完する形で、『「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性活躍推進計画（平成 30（2018）年度～令和 3（2021）年度）』を、文京区の区域内における女性活躍推進計画と位置付けました。

● 区職員及び教職員に対する「性自認および性的指向に関する対応指針」の策定

平成 29（2017）年3月には文京区男女平等参画推進条例を踏まえ、区の職員や教職員等の性の多様性に対する理解を深めるために「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、以後この指針を基に研修等を実施しています。令和3（2021）年3月には、この指針の改定を行い、令和2（2020）年4月に開始した「文京区パートナーシップ宣誓制度」や、近年問題となっている「SOGIハラ」や「アウティング」といった事項の解説を加えました。

● 文京区パートナーシップ宣誓制度の開始

令和2（2020）年4月から、区は、だれもが性別にかかわりなく、いきいきと安心して暮らすことができる社会の実現に向け、多様な性への理解を促す取組の一つとして、人生のパートナーとしてお互いに協力し、共同生活を続けることを約束した性別（自認する性別を含む。）を同じくする二人のパートナーシップ宣誓に対して、宣誓書受領証を交付しています。

● 文京区男女平等参画推進計画の改定に当たって

令和2（2020）年9月には、男女平等に関する区民の意識・意向及び生活実態を把握するために調査を実施し、その調査結果を「文京区男女平等に関する区民調査報告書」にまとめました。

今回の「文京区男女平等参画推進計画」の改定は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、こうした近年の法制度の変化や政策進展の背景と区民調査の結果を踏まえたものです。

【文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（調査の概要）】

1 調査の方法

- (1) 調査地域：文京区全域
- (2) 調査対象：満18歳以上の区内在住者 2,500人
- (3) 抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出
- (4) 調査方法：【配布】郵送

【回収】郵送又は回答用ウェブサイト

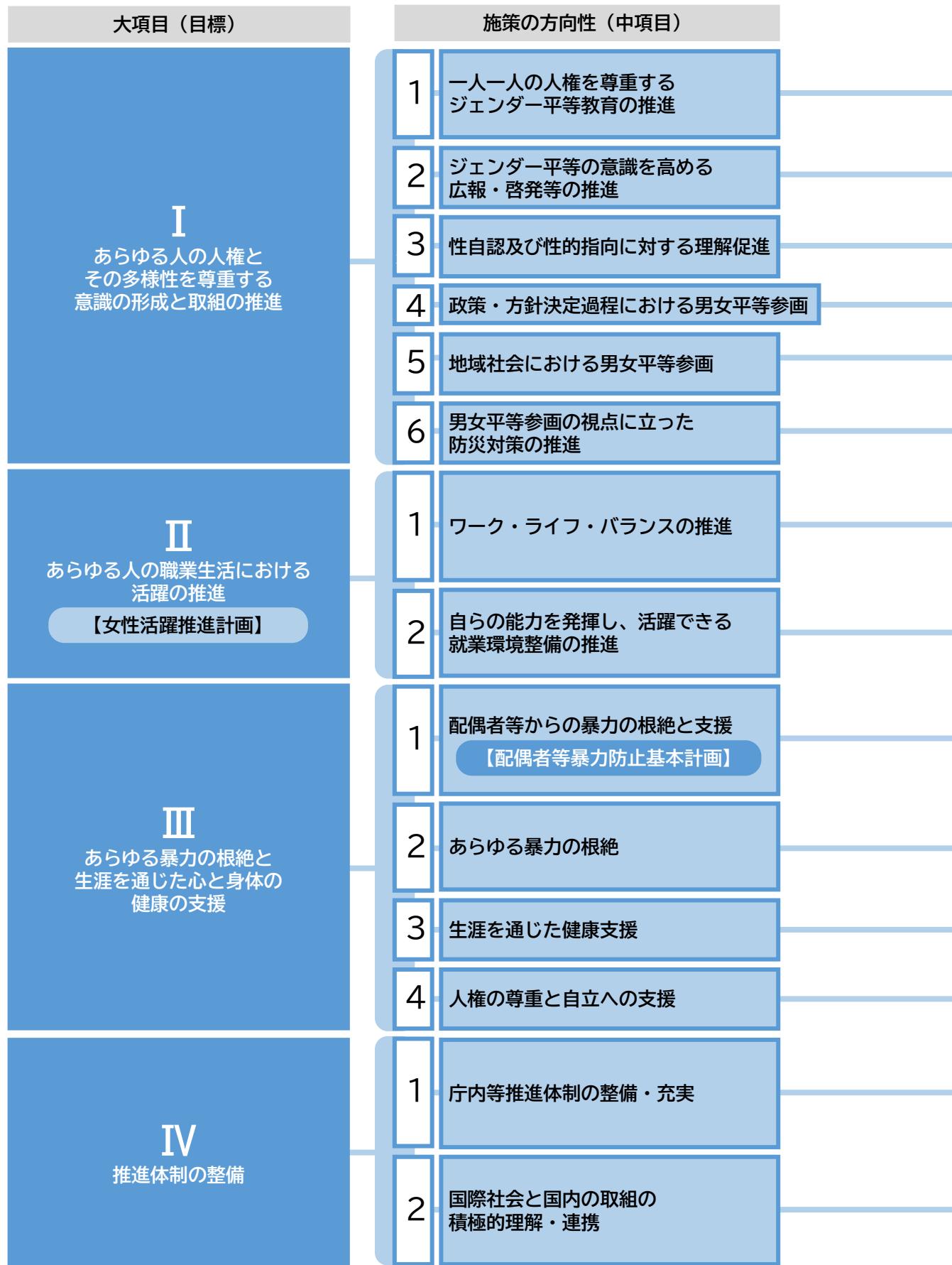
- (5) 調査期間：令和2年9月4日（金）から9月23日（水）まで

2 回収結果

配布数（票） (A)	有効回収数（票） (B)	白票・無効票（票） (C)	回収率（%） (B/A)
2,500件	1,031件	2件	41.2%

第3章 計画の体系

1 計画の体系



小項目（施策）

- (1) 幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進
- (2) 生涯学習における学びの機会提供の推進
- (3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成

- (1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実
- (2) あらゆる機会を活用した広報

- (1) 多様な性に関する理解促進
- (2) 区職員・教職員への啓発

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- (1) 地域活動への参画のための活動支援
- (2) 男女平等センターを拠点とした推進

- (1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応
- (2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

- (1) 男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進
- (2) 子育てへの支援
- (3) 保育環境の充実
- (4) 介護者等への支援

- (1) 働きやすい職場環境の整備・支援
- (2) 女性の就労・再就職、起業等への支援
- (3) 多様で柔軟な働き方の支援

- (1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発
- (2) 早期発見と相談体制の充実
- (3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備
- (4) 児童等への虐待の防止と支援

- (1) 子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応
- (2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応
- (3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

- (1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発
- (2) 保健指導・健康診査の充実

- (1) 啓発・相談機能の充実
- (2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

- (1) 文京区男女平等参画推進条例の推進
- (2) 計画の推進と評価体制の確立
- (3) 区職員への意識啓発及び人材育成
- (4) 苦情申立制度の運用

- (1) 国際社会の取組との連携
- (2) 国連持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPS）の周知・推進
- (3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

2 計画事業の一覧

大項目I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

中項目施策の方向性	小項目施策	計画事業
1 一人一人の 人権を尊重する ジェンダー平等 教育の推進	(1) 幼少期からの 教育の場における 学びの機会提供の 推進	1 性別に関わらない名簿の作成 2 学習指導の充実 3 生徒指導の充実 4 女子生徒・学生のS T E M教育の充実 5 性教育の充実
	(2) 生涯学習における 学びの機会提供の 推進	6 学習の機会の充実 7 図書館における関連情報の充実
	(3) 理工系分野で 活躍する女性の 人材育成	8 男女平等センターにおける学習機会提供の充実 (再掲4) 女子生徒・学生のS T E M教育の充実
2 ジェンダー平等 の意識を高める 広報・啓発等 の推進	(1) ジェンダー平等の 実現に向けた啓発 の充実	9 男女平等センター資料コーナーの充実 10 男女平等参画啓発事業の充実 11 アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施 12 教職員・保育園職員等への啓発 13 学齢期の保護者等への意識啓発 14 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ 15 メディア・リテラシーの育成 (再掲8) 男女平等センターにおける学習機会提供の充実
	(2) あらゆる機会を 活用した広報	16 広報活動の充実 17 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成 18 区民意識調査の実施
3 性自認及び 性的指向に 対する理解促進	(1) 多様な性に関する 理解促進	19 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供 20 パートナーシップ宣誓制度に関する取組 (再掲10) 男女平等参画啓発事業の充実
	(2) 区職員・教職員への啓発	21 区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発
4 政策・方針決定 過程における 男女平等参画	(1) 政策・方針決定 過程への女性の 参画促進	22 参画のための学習機会の充実 23 広聴活動の充実とパブリックコメントの実施 24 委員会・審議会等への区民参画制度の充実 25 委員会・審議会等への男女平等参画の推進
5 地域社会に おける男女平等 参画	(1) 地域活動への参画 のための活動支援	26 地域における相互援助活動への支援 27 地域活動団体への活動支援 28 ボランティア・地域活動参加への支援 29 地域における防災活動の推進 (再掲14) 地域活動団体への男女平等参画の働きかけ
	(2) 男女平等センター を拠点とした推進	30 男女平等センターにおける団体活動の支援 31 男女平等センターにおける相談事業の充実 32 文京区女性団体連絡会活動への支援 33 各種団体の相互交流の促進 34 男女平等センターの周知 (再掲8) 男女平等センターにおける学習機会提供の充実 (再掲9) 男女平等センター資料コーナーの充実
6 男女平等参画の 視点に立った 防災対策の推進	(1) 男女平等参画の 視点に立った 災害時対応	35 災害時における妊産婦・乳児救護所の開設 36 救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携 37 女性・子どもの二次的な避難所の開設 38 避難所運営における女性等への配慮
	(2) 防災に関する 活動等への女性の 参画推進	(再掲29) 地域における防災活動の推進

大項目II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

中項目施策の方向性	小項目施策	計画事業
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進	39 男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施 40 両親学級の開催 41 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発
	(2) 子育てへの支援	42 子育て情報提供の充実 43 一時保育事業 44 乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成 45 乳幼児健康診査の実施 46 文京区版ネウボラ事業 47 保育園の相談機能の充実 48 妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施 49 子育てひろば事業 50 親子ひろば事業 51 多胎児家庭センター事業利用料助成 52 ベビー・シッター利用料助成 53 (仮称) 産後家事・育児支援事業 (再掲40) 両親学級の開催
	(3) 保育環境の充実	54 保育園情報の提供 55 保育園障害児保育 56 区立幼稚園の認定こども園化 57 区立幼稚園の預かり保育 58 地域型保育事業 59 病児・病後児保育事業 60 育成室の整備 61 グループ保育室運営 62 ショートステイ事業・トワイライトステイ事業 63 ひとり親家庭への支援
	(4) 介護者等への支援	64 介護保険制度の活用促進 65 介護保険外のサービスの充実 66 障害福祉サービス等の充実 67 障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実 68 ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業
2 自らの能力を發揮し、活躍できる就業環境整備の推進	(1) 働きやすい職場環境の整備・支援	69 育児・介護休業制度の普及・啓発 70 労働相談やPR体制の充実 71 労働関係セミナーの実施 72 中小企業サポートブックの提供 73 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進 74 区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備 75 文京区女性のエンパワーメント原則(WEPS)推進事業所の登録 76 各労働行政機関との連携
	(2) 女性の就労・再就職、起業等への支援	77 女性の就労に関する支援 78 就労支援機関(ハローワーク飯田橋)との連携による就職面接会等の実施 79 創業者への支援 (再掲63) ひとり親家庭への支援 (再掲70) 労働相談やPR体制の充実
	(3) 多様で柔軟な働き方の支援	80 多様な働き方や法制度の情報提供・啓発 81 非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施 82 内職あっせん相談業務の充実 (再掲41) ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発 (再掲72) 中小企業サポートブックの提供 (再掲73) 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

大項目Ⅲ あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

中項目施策の方向性	小項目施策	計画事業
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】	(1) 配偶者等からの暴力の防止と啓発	83 DV防止に向けた意識啓発の推進 84 区職員・教職員等への周知・研修 85 暴力の根絶を訴える事業の実施 86 女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知
	(2) 早期発見と相談体制の充実	87 配偶者等からの暴力の防止に向けた関係機関等の連携 88 DV被害者への支援策の周知 89 配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化 90 相談事業の連携 91 配偶者暴力相談支援センター機能の充実
	(3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備	92 被害者への支援 93 母子・女性緊急一時保護事業の実施 94 被害を受けた子どもへの支援 95 被害者の自立支援 96 犯罪被害者支援ネットワークとの連携
	(4) 児童等への虐待の防止と支援	97 児童虐待防止対策の充実 98 乳幼児家庭支援保健事業 (再掲94) 被害を受けた子どもへの支援
2 あらゆる暴力の根絶	(1) 子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応	99 子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携 100 若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進 101 子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進 102 セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進
	(2) 様々なハラスメントや暴力の防止・対応	103 ストーカー防止に関する意識啓発の推進 (再掲96) 犯罪被害者支援ネットワークとの連携 (再掲102) セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進
	(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	104 青少年有害情報への対応 105 消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応 (再掲10) 男女平等参画啓発事業の充実 (再掲15) メディア・リテラシーの育成
3 生涯を通じた健康支援	(1) 性と生殖に関する健康と権利(セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の普及・啓発	106 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発の促進 107 妊娠・産じょく期の支援 108 エイズ・性感染症対策の推進 109 不妊治療の支援 (再掲5) 性教育の充実
	(2) 保健指導・健康診査の充実	110 健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実 111 健康診査の実施
4 人権の尊重と自立への支援	(1) 啓発・相談機能の充実	112 人権を尊重する意識の啓発 113 各種相談業務の充実 114 子どもの最善の利益を守る法律専門相談 115 相談担当者への啓発及び研修の実施 (再掲31) 男女平等センターにおける相談事業の充実
	(2) 貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備	116 母子及び父子福祉資金の貸付の実施 117 母子生活支援施設の利用の確保 118 母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施 119 子どもの貧困対策 (再掲19) 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供 (再掲63) ひとり親家庭への支援 (再掲68) ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業 (再掲113) 各種相談業務の充実

大項目IV 推進体制の整備

中項目施策の方向性	小項目施策	計画事業
1 庁内等推進体制の整備・充実	(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進	120 文京区男女平等参画推進条例の周知
	(2) 計画の推進と評価体制の確立	121 男女平等参画推進会議の運営 122 男女平等参画推進委員会の運営 123 男女平等推進委員連絡会の運営 124 計画評価と重点項目の指定 (再掲17) 男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成
	(3) 区職員への意識啓発及び人材育成	125 区職員に対する意識啓発の推進 126 職務分担における固定的性別役割分担の是正 127 印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み 128 区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発 129 セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止策の充実 130 女性職員の管理職等への登用推進
	(4) 苦情申立制度の運用	131 苦情申立制度の運用
2 国際社会と国内の取組の積極的理 解・連携	(1) 国際社会の取組との連携	132 UN Womenとの連携 133 国際機関との連携協力
	(2) 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPS）の周知・推進	134 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）の周知 (再掲75) 文京区女性のエンパワーメント原則（WEPS）推進事業所の登録
	(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化	135 国・都・他自治体に対する要望・連携 136 公共機関との連携の強化 137 大学・企業・民間団体との連携の強化 (再掲4) 女子生徒・学生のSTEM教育の充実 (再掲35) 災害時における妊産婦・乳児救護所の開設 (再掲75) 文京区女性のエンパワーメント原則（WEPS）推進事業所の登録 (再掲85) 暴力の根絶を訴える事業の実施

3 施策の方向性に対する目標と成果指標

本計画に記載した 137 の計画事業については、毎年推進状況の評価を行っていきます。これに加え、各中項目の取組状況を測るための一つの目安として、成果指標を定め、計画期間である令和 8（2026）年度までの目標値を掲げました。推進状況評価とこの目標値により、本計画の取組状況を示していきます。

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 一人一人の 人権を尊重する ジェンダー平等 教育の推進	学校教育の場で男女の 地位が平等になっている と思う人の割合	R 2年度 50.0%	R 8年度 までに 70.0%	文京区男女 平等参画に関 する区民調査
	社会全体で男女の地位が 平等になっていると思う 人の割合	R 2年度 13.4%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女 平等参画に関 する区民調査
	理工チャレンジへ「先輩 からのメッセージ」登録	R 2年度 まで 7件	R 8年度 までに 15 件	
2 ジェンダー平等の 意識を高める 広報・啓発等 の推進	『男は仕事、女は家庭』 という考え方に対し、 「そう思わない」人の 割合	R 2年度 63.9%	R 8年度 までに 75.0%	文京区男女 平等参画に関 する区民調査
	男女平等参画社会を 支えるためのセミナー等 の開催回数	H29 から R 2年度 まで 66 回	R 4から R 8年度 まで 70 回	
3 性自認及び 性的指向 に対する理解促進	「SOGI」 「LGBT」の認知度	R 2年度 「SOGI」 21.5% 「LGBT」 70.6%	R 8年度 までに 「SOGI」 40.0% 「LGBT」 90.0%	文京区男女 平等参画に関 する区民調査
4 政策・方針決定 過程における 男女平等参画	審議会の男女比	R 2年度 男性 68.2% 女性 31.8%	R 8年度 までに 男女いずれか の性が 40%未満と ならないこと。	

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
5 地域社会における男女平等参画	男女平等センターの認知度	R 2年度 34.9%	R 8年度 までに 60.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	町会や自治会の活動に参加したと回答する人の割合	R 2年度 男性 14.3% 女性 13.4%	R 8年度 までに 男性 30.0% 女性 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進	文京区防災会議における女性委員の割合	R 2年度 13.5%	R 8年度 までに 20.0%	
	文京区防災士認証登録支援助成金を活用し、防災士認証登録を受けた者の女性の割合	R 2年度 8.9%	R 8年度 までに 15.0%	

II あらゆる人の職業生活における活躍の推進【女性活躍推進計画】

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 ワーク・ライフ・バランスの推進	中学生等向け介護啓発冊子の配付人数	H29から R 2年度 まで 6,052人	R 4から R 8年度 まで 10,000人	高齢者・介護保険事業計画
	家庭における役割分担(炊事・洗濯・掃除などの家事)について、男性が『主に自分』と回答する割合	R 2年度 34.6%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	保育所待機児童数	R 3年 4月1日 時点 1人	R 6年 4月1日 時点 0人	まち・ひと・しごと創生総合戦略
	子どもの学校行事への参加について、男性が『主に自分』と回答する割合	R 2年度 8.1%	R 8年度 までに 50.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 自らの能力を發揮し、活躍できる就業環境整備の推進	創業入門サロンへの参加者のうち、『起業への関心が高まった』と回答した割合	R 2年度 46.7%	R 4年度 までに 70.0%	文京区創業支援等事業計画

III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 配偶者等からの暴力の根絶と支援 【配偶者等暴力防止基本計画】	ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する研修や講習会の回数	H29からR2年度まで 16回	R4からR8年度まで 30回	
	配偶者、パートナー等からの暴力についての公的な相談機関として、相談先を知らない人の割合	R2年度 26.7%	R8年度までに 10.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	児童虐待に関する防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R2年度 11.9%	R8年度までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
2 あらゆる暴力の根絶	ストーカー被害や性被害に遭わぬいための防止策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R2年度 10.5%	R8年度までに 30.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
	インターネット上のひぼう誹謗中傷の書き込み等の対策について、『支援や防止対策がなされている』と思う人の割合	R2年度 6.9%	R8年度までに 15.0%	文京区男女平等参画に関する区民調査
3 生涯を通じた健康支援	妊娠期に保健師等と面接する妊婦の割合	R2年度 93.4%*1	R8年度までに 88.0%	保健医療計画 *1 R2年度は、新型コロナウィルス感染症の感染対策として、育児パッケージ追加配布により面接率が上昇したと推測
	子宮がん検診受診率	R2年度 22.3%	R5年度までに 32.4%	保健医療計画
	乳がん検診受診率	R2年度 20.9%	R5年度までに 29.5%	保健医療計画
4 人権の尊重と自立への支援	男女平等センター相談室の相談件数	R2年度 799件	R8年度 1,000件	

IV 推進体制の整備

施策の方向性 (中項目)	成果指標	現状	目標値	関連計画 ・調査
1 庁内等推進体制 の整備・充実	配偶者が出産する職員の 連続5日間以上の休暇等 取得率	R2年度 80.0%	100%	特定事業主 行動計画 ※ 文京区職員子 育て支援プログラ ム～文京区特定事 業主行動計画～を R2年4月に改定 した。
	出産協力休暇 7日間の休暇取得率	R2年度 66.7%	100%	
	係長級以上の女性の行政 系職員（福祉職を除く。） の割合	R3年度 29.7%	R7年度 までに 40.0%	特定事業主 行動計画 ※ 文京区におけ る女性職員の活躍 推進に関する特定 事業主行動計画を R3年4月に改定 した。
	文京区男女平等参画推進 条例の認知度	R2年度 31.5%	R8年度 までに 50.0%以上	文京区男女 平等参画に関 する区民調査
	男女平等推進委員連絡会 の参加者数	H29から R2年度 まで 276人	R4から R8年度 までに 400人	
2 国際社会と国内 の取組の積極的 理解・連携	女子差別撤廃条約の 認知度	R2年度 61.2%	R8年度 までに 70.0%以上	文京区男女 平等参画に関 する区民調査
	文京区女性のエンパワー メント原則推進登録 事業所数	R2年度 まで 6事業所	R8年度 までに 40事業所	

第4章 計画事業とその考え方

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

あらゆる人の人権とその多様性を尊重できる社会を実現するためには、一人一人がジェンダー^{*1}平等について意識を高めていく必要があります。

これまで、「男は仕事・女は家庭」、「男は主要な業務・女は補助的業務」などの固定的な性別役割の考え方や、性別により社会が期待する態度・行動や外見・言動に基づいた思い込み・偏見から差別が生まれ、その結果、一人一人の権利や行動が制限され、自分らしく生きることが妨げられることがありました。

人々の意識や習慣・慣習は個人から集団、更に成長の過程において、様々な状況の中で多層的に折り重なっていくものであり、あらゆる視点から時間をかけて向き合うことが求められます。そのため、固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を生じさせない意識啓発や教育が必要とされています。

また、全ての人には、一人一人、年齢や国籍、価値観やライフスタイルなど多様な個性や特性があります。「性（セクシュアリティ）」についても、出生時に割り当てられた性別と性自認（心の性）が一致している場合もあれば一致しない場合もあり、また、性的指向（好きになる性）が異性の場合や同性の場合、特定の誰かを好きにならない場合があるなど、性のあり方は人それぞれです。区では、文京区職員・教職員のための「性自認および性的指向に関する対応指針」を平成 29（2017）年3月に策定し、理解促進のための取組を進めているところです。

子どもから大人まで、生涯にわたる教育・学習を通じて、一人一人の違いや多様な生き方や性を尊重し、性別などによって差別を受けず、全ての人がその個性と能力を発揮できる社会を目指していきます。

*1 ジェンダーとは？

生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差をいい、人々の意識の中につくられた「女性像」、「男性像」を指す広い概念をいいます。

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

多様な考え方や価値観を持つ人々と関わる中で、自分の考え方や、互いを尊重する意識を持つために、社会性や人間性の基礎的な資質を養う学校教育は、重要な役割を担っています。子どもたちが性別により差別を受けることなく心豊かに成長し、教育を受けることができるよう、男女平等の理念を推進する学習環境づくりをしていくことが重要です。また、社会に出た後も、多様化する価値観や人権について学び続けて

いくことが社会全体のジェンダー平等の推進につながります。

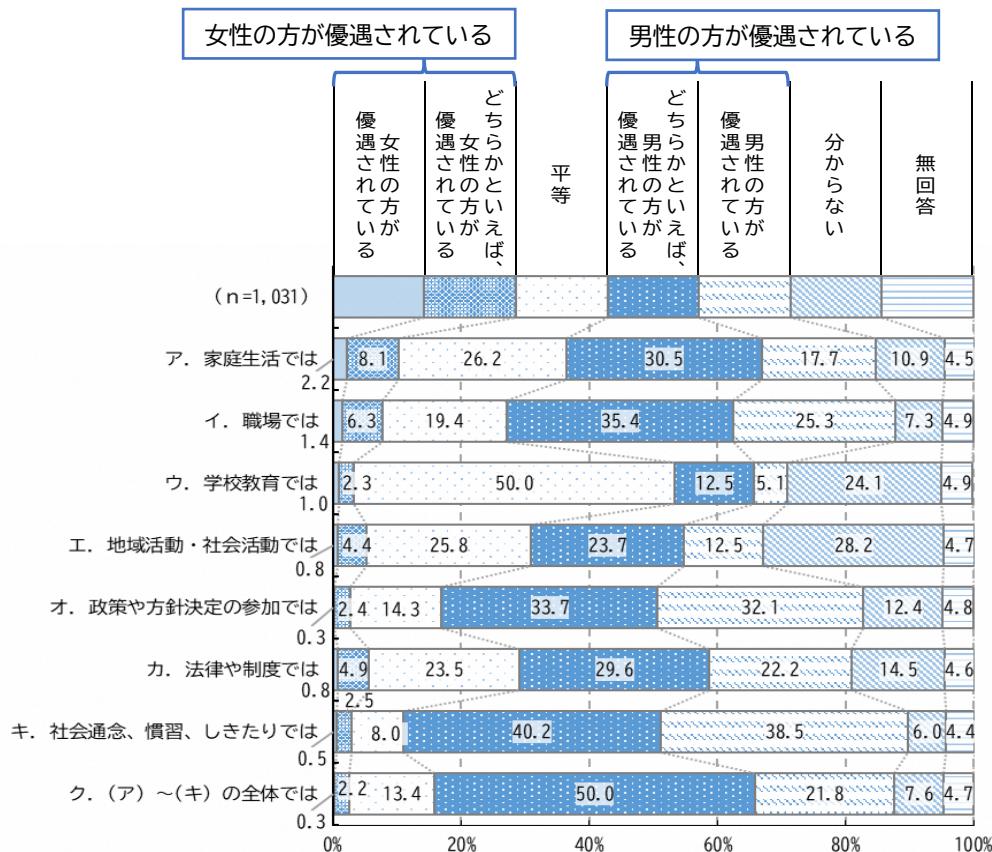
令和2（2020）年9月に実施した文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（以下「区民調査」という。）によると、家庭生活、職場、地域社会、社会通念等の各場面全体において、男女が平等であると感じる人は13.4%にとどまっており、これまでの考え方や習慣を改善していくことが重要となります（図I-1）。

また、区民調査では、男女平等参画社会の実現のために、「学校における男女平等教育の推進」が最重視されており、子どもの頃からの学びを通じたジェンダー平等意識の定着が求められています（図I-2）。また、教育現場等での「子どもが男女の区別なく能力を生かせるような配慮」や「子どもの成長と発達に応じた性教育」が重視されており、一人一人の能力を尊重した進路指導や子どもの発達段階に応じた性に関する正しい知識を伝えることが求められています（図I-3）。

学校教育でジェンダー平等を更に浸透させるとともに、幅広い世代を対象とした生涯学習においても、ジェンダー平等教育を推進していきます。

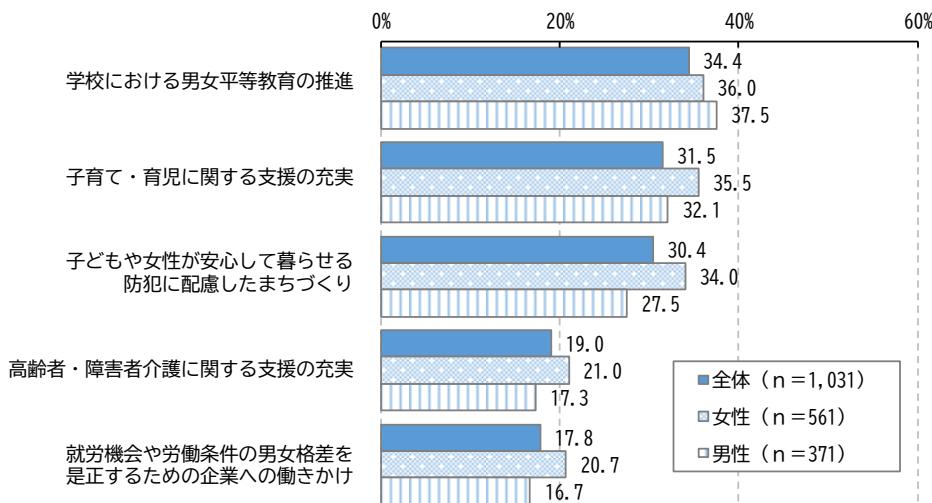
また、これまで女性の参画が少ない理工系分野等においても、性別にかかわらず進路への興味関心や理解を向上できるような取組を推進していきます。

図I-1 各場面における男女の平等感



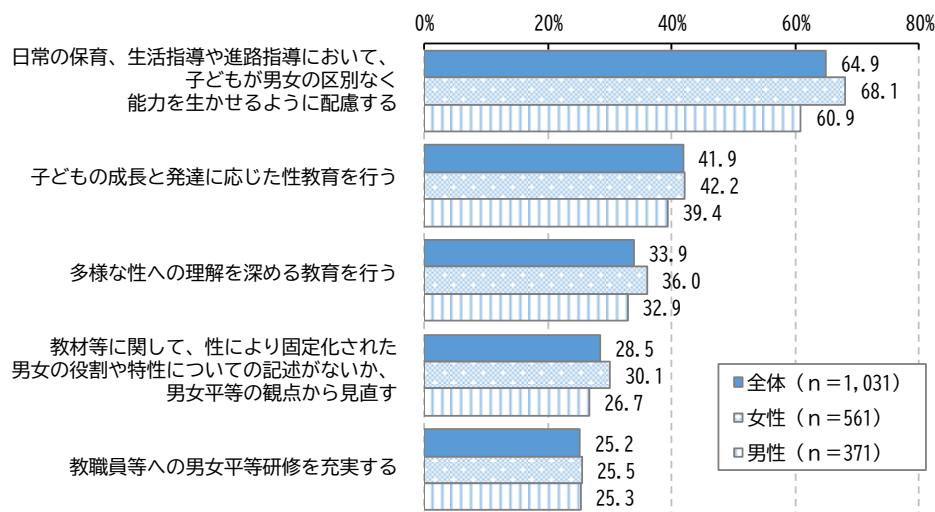
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図 I - 2 男女平等参画社会を実現するために区が力を入れるべきこと
(複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図 I - 3 教育現場等において重要なこと（複数回答、上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

（1）幼少期からの教育の場における学びの機会提供の推進

人間形成に関わる幼少期の頃から、性別にかかわりなく、一人一人の個性や能力を尊重した学習や進路選択をすることができるよう取り組みます。

また、発達段階に応じた性に関する知識を深めることにより、自己や他者を尊重し、望ましい人間関係を築くことができる力を育みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
1	性別に関わらない名簿の作成	男女の性別の並びではなく、混合の五十音順の名簿を維持継続する。	教育指導課
2	学習指導の充実	各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習の時間を通じて横断的に、人権尊重と男女の本質的平等に立った学習・実習活動が展開されるよう教材や指導内容・方法を充実する。	教育指導課
3	生徒指導の充実	男女平等の視点に立った生徒指導を充実する。児童生徒の状況等に応じた生活指導を行うとともに、性別による職業観を醸成し、個々の能力と適性に応じた進路指導を充実する。	教育指導課
4	女子生徒・学生の STEM教育 ^{*1} の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジ ^{*2} への協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課／ 教育指導課／ 教育センター
5	性教育の充実	発達段階に応じた性教育（性被害、性自認・性的指向を含む。）を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導する。	教育指導課

*1 STEM教育とは？

STEMとは、Science, Technology, Engineering and Mathematics の略で、科学・技術・工学・数学の学問領域を表す言葉として、国際的に用いられています。STEM教育とは、これらの分野を広く総合的に学ぶことを通じて思考力、発想力、問題解決能力などを育み、将来、ITや科学技術の発展に寄与できる人材を育てることを目的とした教育プランのことです。

*2 理工チャレンジとは？

理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生が、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するための内閣府の取組です。

理工系分野が充実している大学や企業、イベント情報、理工系分野で活躍する女性からのメッセージ紹介などを行っています。区は、区に勤務する専門職の女性職員のメッセージを掲載することにより、この取組に参加しています。

(2) 生涯学習における学びの機会提供の推進

ジェンダー平等や人権尊重に関する正しい知識を身に付ける学びの機会を提供するために、各種講座等を開催します。特に働く世代や子育て世代に対しては、講座の開催日時や保育等の配慮をするなど、学習への参加を促すとともに、男女平等参画に関する情報提供を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
6	学習の機会の充実	各種講座等を利用しやすい曜日や時間帯に開催する。 子育て中の保護者が積極的に講座等へ参加できるよう一時保育の提供やオンライン等の活用など工夫する。 講座等のカリキュラムに男女平等参画に関する課題を取り上げ、ジェンダー平等学習を充実する。	関係課
7	図書館における関連情報の充実	男女平等参画に関する書籍・資料等を広く収集・整理して提供する。	真砂中央図書館

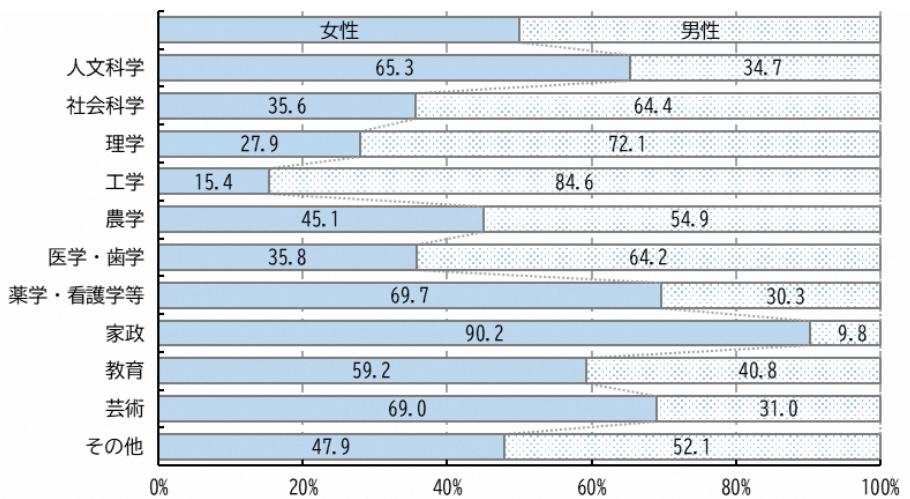
(3) 理工系分野で活躍する女性の人材育成

科学技術・学術活動の活性化には、多様な視点や発想を取り入れることが不可欠であり、女性研究者・技術者の活躍が期待されています。しかしながら、理学、工学分野の学生における女性の比率は少なく、研究者に占める女性の割合も国際的にみて低い水準となっています（図I-4、図I-5）。

理系分野に対する興味や関心、理解を向上させる取組を推進することにより、次世代を担う女性の人材育成へとつなげていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
8	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲4	女子生徒・学生のS T E M教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課／ 教育指導課／ 教育センター

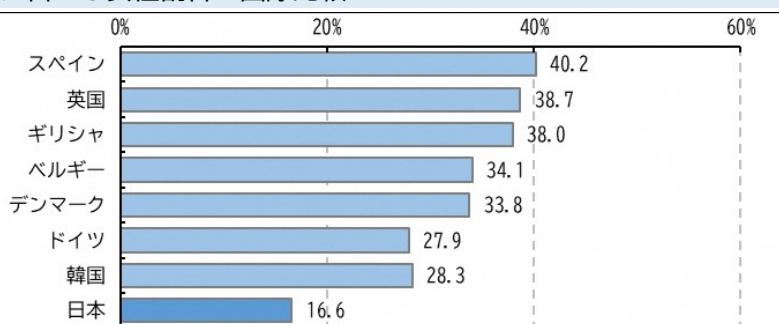
図 I -4 専攻分野別に見た学生（学部）の男女割合



内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために～令和2年版データ～」

令和元年度学校基本調査

図 I -5 研究者に占める女性割合の国際比較



内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために～令和2年版データ～」

備考：1 総務省「科学技術研究調査」（令和元年）、OECD “Main Science and Technology Indicators” から作成

2 日本の数値は、平成31（2019）年3月31日現在の値。韓国は平成30（2018）年値、スペイン、英国は平成28（2016）年値、その他の国は、平成27（2015）年値。推定値及び暫定値を含む。

2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

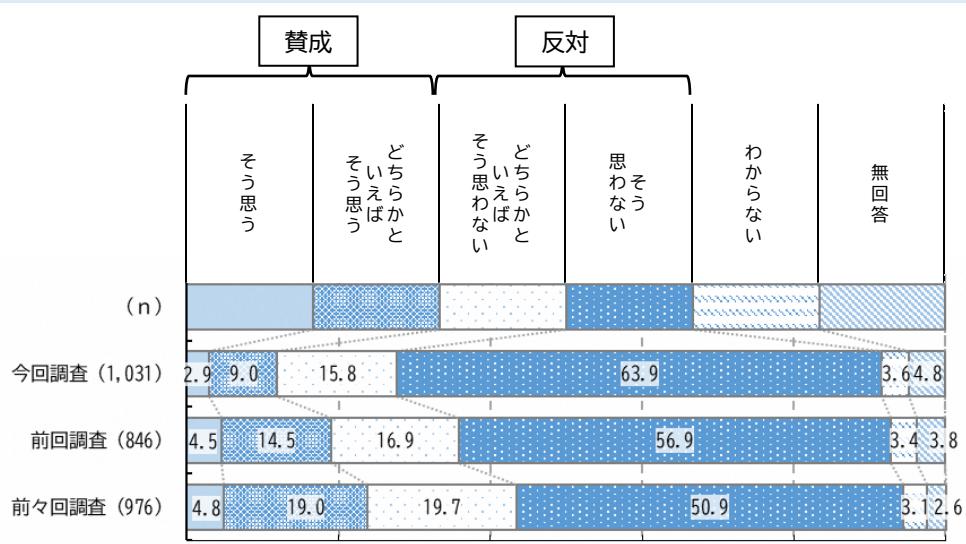
自らの無意識の価値観や行動を見つめ直し、意識改革や改善を図るためにには、そのきっかけとなる気付きを得る機会が必要です。

区民調査によると、固定的な性別役割の意識を象徴する「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する「反対」する人は 79.7%であり、前回調査や前々回調査よりも少しづつ高くなっていることから意識が変化しているように見えますが、11.9%が「賛成」している状況です（図 I-6）。

また、家庭生活、職場、地域社会、社会通念等について、女性と男性が平等になっているかどうかという設問では、依然として男性の方が優遇されていると感じている割合が高い状況となっています（図 I-1）。

日常生活の様々な場面における固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアスを改め、家庭生活、職場、地域社会等で男女平等参画を進めていくために、様々な機会を通じて、ジェンダー平等への理解を深める意識啓発を行います。

図 I-6 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

(1) ジェンダー平等の実現に向けた啓発の充実

男女平等センターにおける啓発や情報提供等の各種事業を充実するとともに、教育機関や地域との連携を図りながらジェンダー平等に対する意識を醸成します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
9	男女平等センター資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課
10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発紙の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
11	アウェアネスリボンを通じた啓発事業の実施	アウェアネスリボンによる啓発活動を通じ、関係団体と区役所の各担当課との横断的な連携を深めた周知啓発活動を行う。	総務課／子ども家庭支援センター／健康推進課／予防対策課
12	教職員・保育園職員等への啓発	年少期の子どもたちの人格形成に関わる幼稚園・小中学校の教職員、保育園職員、児童館・育成室職員に対し、性別にとらわれない教育や生活指導・援助を行うため、男女平等教育についての意識や指導力を高める研修を実施する。	総務課／幼児保育課／教育指導課／児童青少年課／教育センター
13	学齢期の保護者等への意識啓発	家庭教育講座や各種の事業等を通じて、幼稚園・小中学校のPTA等の保護者や青少年委員、学校等にジェンダー平等や個々の多様性を尊重する意識啓発の機会を設ける。	教育総務課
14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課
15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	総務課／教育指導課
再掲8	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課

(2) あらゆる機会を活用した広報

区民や事業者等に対して、男女平等参画に関する取組や理解を広く発信するために、区報をはじめホームページなどを通じて情報を提供していきます。また、区民調査については、計画の趣旨や取組を伝える機会と捉え、実施していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
16	広報活動の充実	区民等に必要な情報が必要な時に行き渡るよう、区報をはじめホームページ、SNS、ケーブルテレビ等で情報を発信するとともに、男女平等参画に関する情報も提供する。	広報課／総務課
17	男女平等参画 推進計画推進状況 評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していく、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課
18	区民意識調査の実施	計画改定などの機会を捉え、男女平等参画に関する意識及び生活実態等の変化を明らかにするための調査を行う。	総務課

3 性自認及び性的指向に対する理解促進

区では、文京区男女平等参画推進条例において、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性自認に起因する差別的な取扱いを含む。）の禁止を明記しています。

また、平成 29（2017）年に「性自認および性的指向に関する対応指針」を策定し、区職員及び教職員をはじめ、指定管理者や区内企業等を対象に研修を行うなど、多様な性の理解促進に取り組んでいます。

区民調査によると、LGBT^{*1}（性的マイノリティ）の認知度は高く、70.6%が「内容を知っている」と回答しており、前回調査から 52.0 ポイント増と急速に認知度が高まっています（図 I-7）。

一方、身近な人からLGBTQ等^{*1}であることを打ち明けられた場合に、これまでと変わりなく接することが「できないかもしれない」と「分からぬ」の合計が 30.6%となっています。その理由としては、「初めてのことなので、どう対応してよいか分からない」、「なにげない言葉で傷つけてしまうのが怖い」、「認めるべきだが、気持ちがついていかない」等が多くなっています（図 I-8）。

しかし、当事者が差別や偏見を恐れて周囲に打ち明けていないことが多いため、実際には誰もが当事者に接している可能性があり、正しい知識・理解がなければ、相手を傷つけてしまうことにつながります。

性自認及び性的指向（SOGI）^{*2}は、LGBTQ等当事者だけの問題ではなく、全ての人に関わることです。全ての人の性自認及び性的指向を尊重し、理解を浸透させていくことが重要です。

そのため、これからも区の職員が率先して性の多様性について理解を深めるとともに、区民に対しても、お互いの個性や違いを尊重し、多様な性のあり方について正しく伝えることができるような施策・事業を展開していきます。

*1

LGBTとLGBTQとは？

- L … レズビアン（女性の同性愛者）
- G … ゲイ（男性の同性愛者）
- B … バイセクシュアル（両性愛者）
- T … トランスジェンダー（生まれたときに登録された性別に対し、性自認が異なる人や、違和を感じる人）

これらの頭文字を取った言葉です。性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）を広く表す言葉の一つでもあります。また、末尾に、自身の性別や性的指向に揺れを感じ特定できないと考える Q=クエスチョンなど、様々な性的マイノリティの頭文字が加えられ、「LGBTQ」、「LGBTQ+」などと言われることもあります。

*2

性自認及び性的指向（SOG I）とは？

一般的に「性」は、「男」と「女」の2つで考えられがちですが、実際の性のあり方は多様で、人それぞれ違います。性のあり方（セクシュアリティ）は、主に4つの要素の組合せで成り立っていると考えられます。

出生登録時の性

戸籍や住民票に記載されている性別

心の性(性自認)

自分がどの性別である(ない)と思うか

好きになる性(性的指向)

恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いている(いない)か

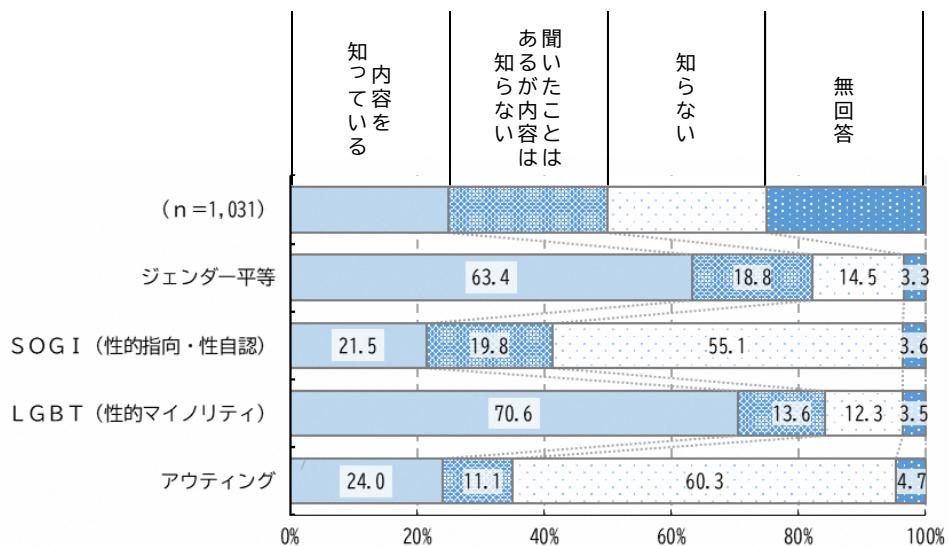
性表現

服装や言葉遣い等で表現する性

このうち、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」のアルファベットの頭文字をとって「SOG I（ソジ）」といいます。

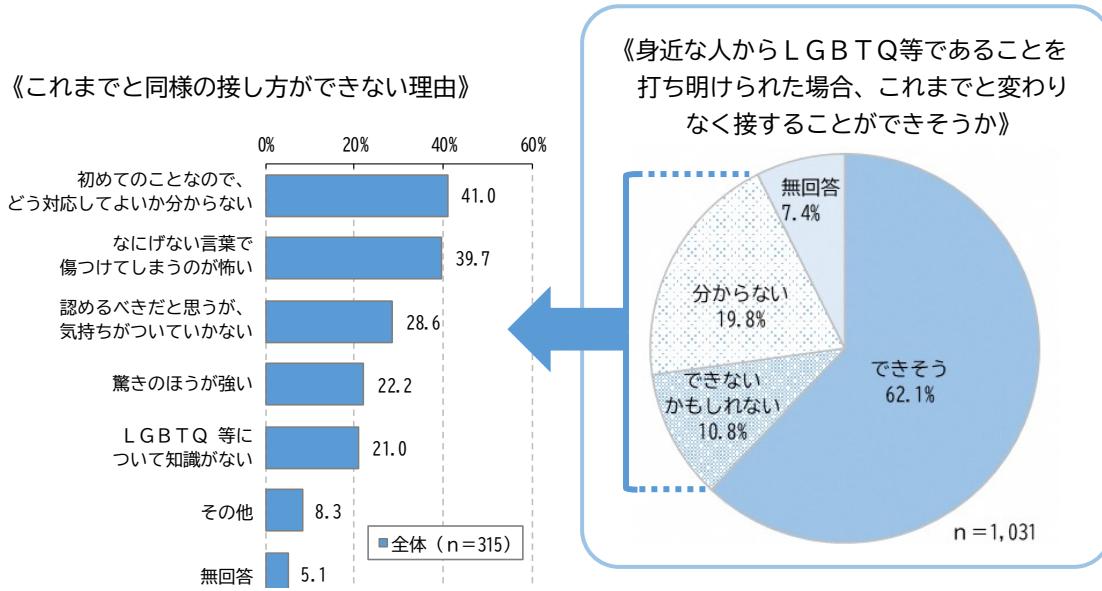
全ての人にそれぞれの「SOG I」があります。これは、「男」「女」と明確に分けられるものではなく、グラデーションです。また、自由に選んだり、変えたりできるものではありません。

図I-7 ジェンダー平等などの用語の認知度



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図I-8 L G B T Q等であることを打ち明けられた場合の対応（単数回答）と
打ち明けられた場合にこれまでと同様の接し方ができない理由（複数回答）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

(1) 多様な性に関する理解促進

性自認及び性的指向が多様であることを知り、誰もが自らの性を尊重するとともに、L G B T Q等当事者に対する理解を広め、偏見や差別を無くしていく取組を推進していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
19	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
20	パートナーシップ宣誓制度に関する取組	パートナーシップ宣誓制度について区民や関係機関に制度内容を周知し、多様な性に関する理解促進を図る。	総務課
再掲 10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発紙の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課

(2) 区職員・教職員への啓発

区民や児童・生徒、職場における対応等あらゆる場面において、人権を尊重し、区で定めた「性自認および性的指向に関する対応指針」に沿い行動することができるよう区職員・教職員に啓発していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
21	区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発	区職員・教職員等が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、区民や児童・生徒が過ごしやすい環境づくりに向けて、研修等で啓発を行う。	総務課／ 教育指導課／ 教育センター／全課

4 政策・方針決定過程における男女平等参画

全ての人が自らの個性や能力を活かし、社会の中で活躍するようになるためには、あらゆる分野において性別の偏りがなく、様々な人の意見や考え方反映されていくことが重要です。

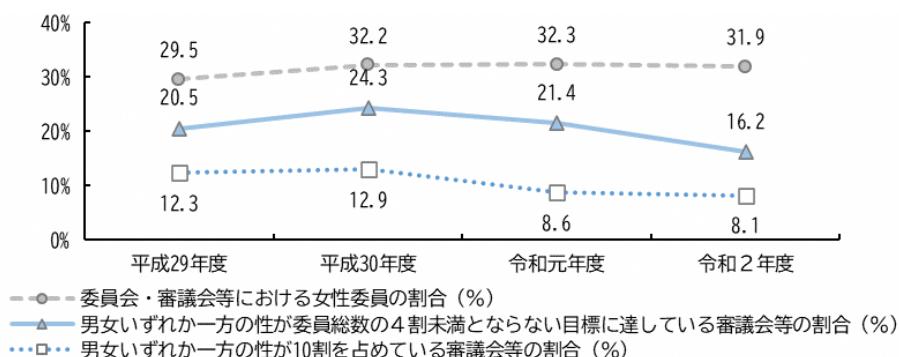
国では、第5次男女共同参画基本計画において、指導的地位に占める女性の割合が30%程度、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合が40%以上、60%以下となることを目指しています。

区の審議会等委員の女性の割合は31.9%（令和2（2020）年度文京区男女平等参画推進計画推進状況評価報告書から）であり、文京区男女平等参画推進計画での「課題に対する目標と成果指標」である審議会の男女比について、男女いずれかの性が4割未満とならないように、女性の参画を更に進めることが必要です（図I-9）。

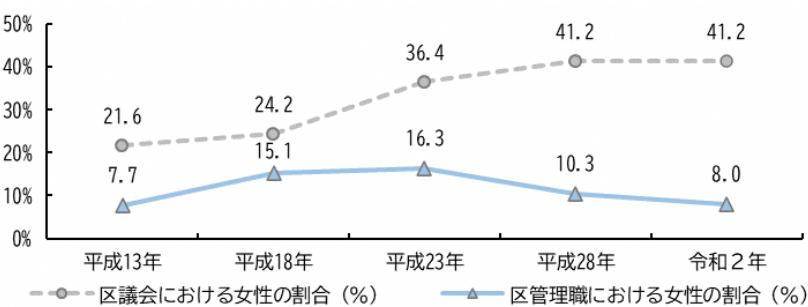
区民調査によると、政策や方針決定への参画において、性別にかかわらず平等だと感じている人は14.3%にとどまり、男性のほうが優遇されていると感じている人が65.8%となっています（図I-10）。また、政策決定過程への女性進出が進まない原因として、「男性優位の組織運営」、「家庭・職場・地域において性別役割の意識が強いこと」が挙げられています（図I-11）。

女性・男性それぞれの視点に立って区政を考えていくために、区が率先して政策・方針決定過程での男女平等参画を進め、区政への女性参画を推進していきます。

図I-9 区の委員会・審議会等における女性の参画率

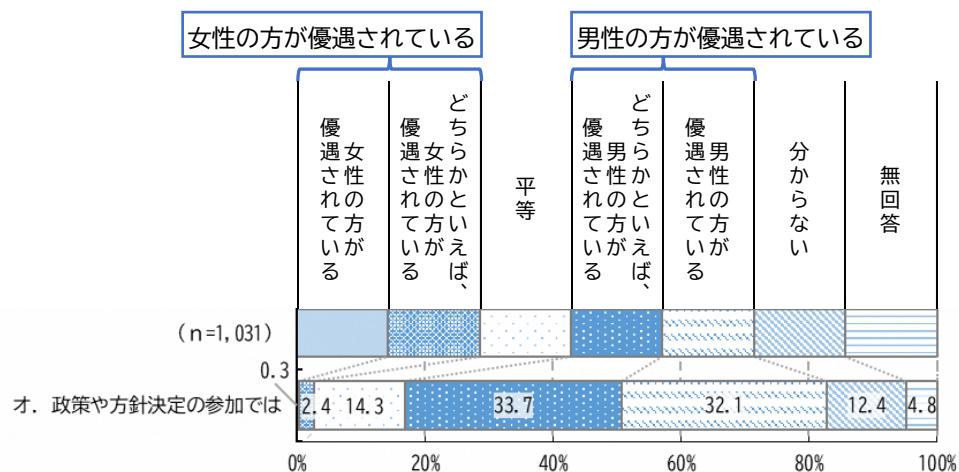


令和2年度文京区男女平等参画推進計画推進状況評価報告書



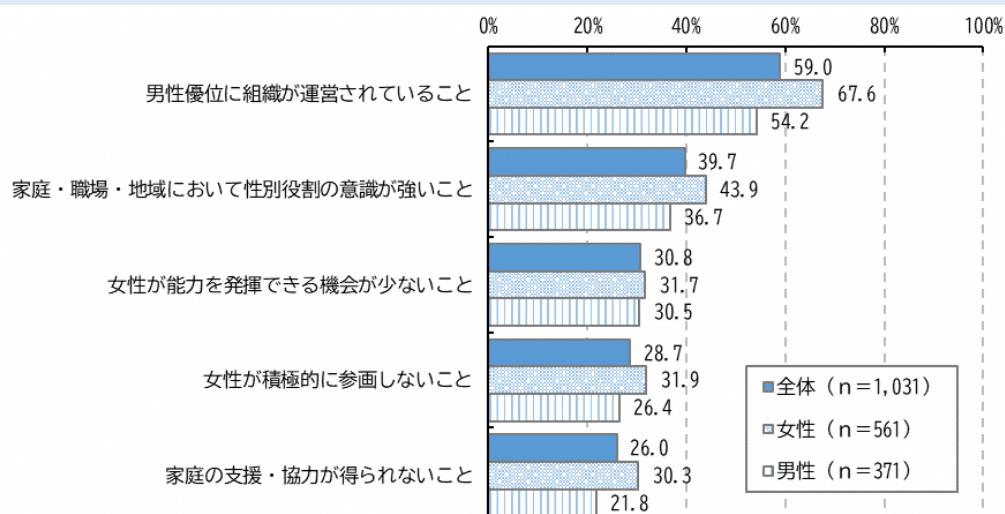
区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）

図 I -10 政策や方針決定の参加における男女の平等感（一部再掲）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図 I -11 政策や方針決定の過程に女性があまり進出していない原因（複数回答、「その他」、「わからない」、「無回答」を除く）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

様々な分野において広聴活動や区民参画制度を充実することにより、政策・方針決定過程への男女平等参画を促進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
22	参画のための学習機会の充実	区民等の自主的な学習活動を支援するとともに、区政への理解を深め、区民参画型の区政を推進するきっかけとするため、区職員が出向き講義する「文京お届け講座」を実施する。	アカデミー 推進課
23	広聴活動の充実とパブリックコメントの実施	区民等がそれぞれのライフスタイルに合った方法で、区政に対する意見・要望等を寄せられるよう、来庁、電話、手紙、メール、広聴はがき等により、広く「区民の声」を聴取する体制を整え、政策・方針決定の参考とする。	広報課／ 関係課
24	委員会・審議会等への区民参画制度の充実	委員の公募枠を拡大することにより、広く区民の意見を反映させる。 公募委員の比率：全委員数の 25%以上	関係課
25	委員会・審議会等への男女平等参画の推進	女性委員の参画状況を継続的に調査し、結果を周知する。委員の改選時期を捉え、審議機関の目的・性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消する。 男女いずれか一方の性が委員総数の40%未満とならないことを目標とする。	総務課／ 関係課

5 地域社会における男女平等参画

性別にかかわらず地域活動や社会活動に参画し、地域で個人の力を発揮していくためには、男性・女性それぞれの意見やニーズが反映されることが必要です。家庭における役割分担では女性の方が担っている割合が高い一方で、町会や自治会などの地域活動について、会長などの意思決定を行う役割の多くは男性が担っていることは、全国的にも課題となっています。

文京区の地域活動団体の中で、役員における女性の割合が50%を超える団体の割合が32.6%（令和2（2020）年度文京区男女平等参画推進計画推進状況評価報告書から）と女性の役員が少ない状況であり、町会・自治会活動でも役員を担う女性が少ないとから、その改善が求められます。

また、区民調査によると、1年間で地域活動や社会活動に全く参加していない人の割合は、57.8%となっています（図I-12）。地域活動・社会活動に参加していない理由として、「時間的余裕がない」が最も高く、家事、育児、介護、仕事等を抱えた様々な人が参加しやすい工夫が求められています（図I-13）。地域活動団体に対し、様々な人が参加しやすく、男女平等参画の視点を持った活動ができるように、男女平等の推進についての意識啓発や活動支援を行います。

そして、国第5次男女共同参画基本計画において、男女平等センターは、女性に寄り添った相談対応や男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、男女共同参画の視点から地域の様々な課題を解決するための実践的活動の場として、また、地域における女性リーダーの育成や男女共同参画・女性活躍のための意識改革・人材ネットワークの拠点として、機能の強化・充実が求められています。

男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である文京区男女平等センター^{*1}を「利用したことがある」と「男女平等センターのことは知っているが、利用したことはない」と回答した人は、前回調査よりも低く、34.9%となっています（図I-14）。

文京区男女平等センターにおいて、地域社会での男女平等参画を進めながら、これらの機能の強化を図っていきます。

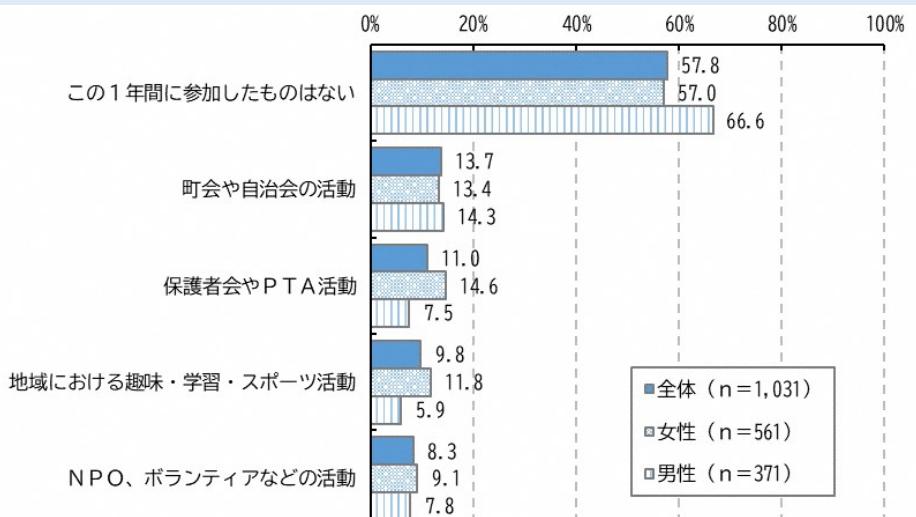
*1

文京区男女平等センターとは？

文京区男女平等参画推進条例において、文京区男女平等センターは、男女平等参画の推進及び活動の拠点施設として位置付けられており、男女平等参画社会の実現に向けた学習の機会、交流の場を区民に提供しています。

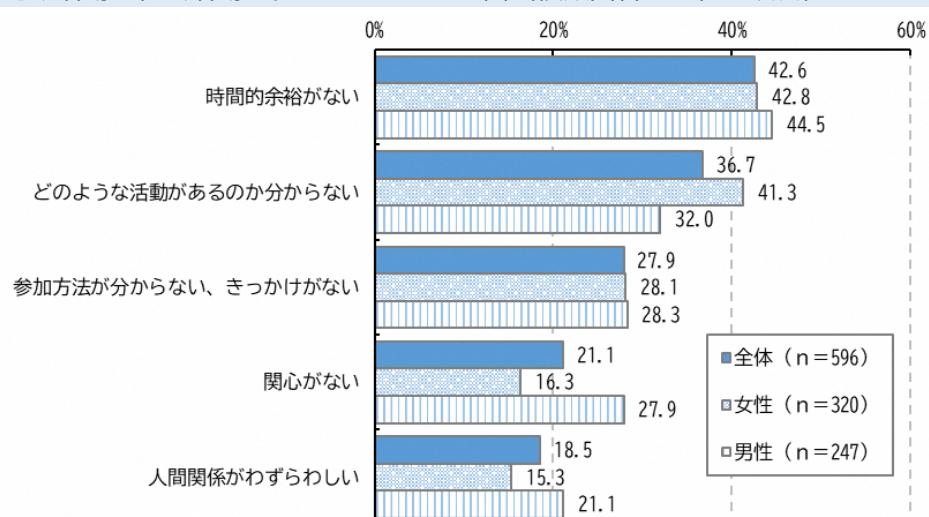
また、性別や年齢を問わず、自分自身の生き方や人間関係等についての相談事業も行っています。

図 I -12 1年間に参加した地域活動や社会活動（複数回答、上位5項目）



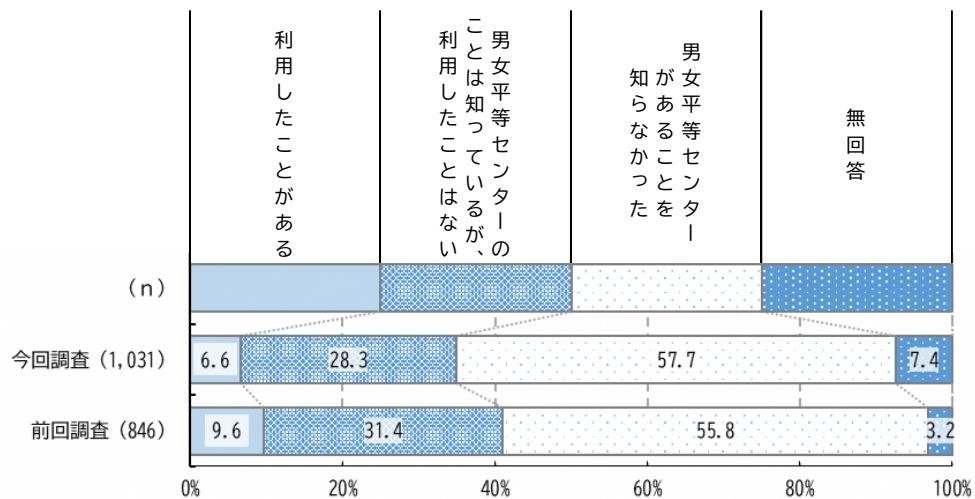
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図 I -13 地域活動・社会活動に参加していない理由（複数回答、上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図 I -14 男女平等センターの利用状況



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

(1) 地域活動への参画のための活動支援

地域活動団体に、男女平等参画についての意識啓発や活動支援を行います。また、地域における多様化する課題やニーズに柔軟に対応するためにも、幅広い年代において性別が偏ることなく地域活動の決定過程に参画することを促していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
26	地域における相互援助活動への支援	地域において、相互援助活動をする団体を支援する（ファミリーサポートセンター事業、いきいきサービス事業等）。	関係課
27	地域活動団体への活動支援	各種団体の地域活動への参画について支援する。	関係課
28	ボランティア・地域活動参加への支援	ボランティア・地域活動に関する情報を収集して提供するとともに、相談に応じ、区民の活動への参加を支援する。	関係課
29	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	総務課／防災課
再掲 14	地域活動団体への男女平等参画の働きかけ	各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営ができるよう、啓発用のパンフレット等により働きかける。	関係課

(2) 男女平等センターを拠点とした推進

男女平等参画の推進及び活動の拠点施設である文京区男女平等センターにおいて、学習の機会を提供するとともに、男女平等参画に資する団体活動の支援を行い、地域における男女平等参画を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
30	男女平等センターにおける団体活動の支援	男女平等参画に関わる団体に、必要な情報や活動の場を提供する。	総務課
31	男女平等センターにおける相談事業の充実	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行う。	総務課
32	文京区女性団体連絡会活動への支援	指定管理者として男女平等センターの管理運営に携わる文京区女性団体連絡会を協働・協治の視点から支援する。	総務課
33	各種団体の相互交流の促進	男女平等参画社会の実現に資する団体の相互交流や連携を深めるため、団体の活動状況等の情報を収集し、提供する。	総務課
34	男女平等センターの周知	男女平等参画の拠点施設として周知を図るとともに、若い世代も気軽に立ち寄れるような工夫を行う。	総務課
再掲 8	男女平等センターにおける学習機会提供の充実	男女平等参画に関する情報提供を行うとともに、知識を学ぶ講座等を開催する。	総務課
再掲 9	男女平等センター資料コーナーの充実	男女平等参画やジェンダーに関する情報や資料を収集し、提供する。	総務課

6 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進

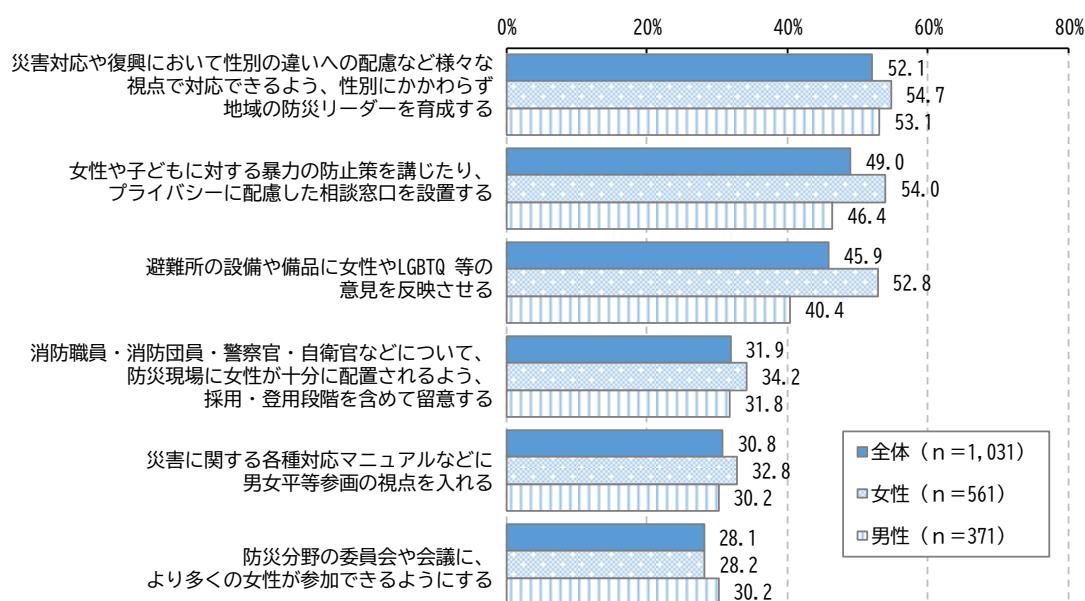
これまで、東日本大震災をはじめとする災害時においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されないといった課題が生じていました。

災害の影響は、それを受け止める側の性別・年齢や障害の有無など様々な要因、状況によって異なります。このような要因による災害時の困難を最小限にするために、平常時から男女平等参画の視点での防災対策を進めることが必要です。

区民調査によると、防災対応として「災害対応や復興において性別の違いへの配慮など様々な視点で対応できるよう、性別にかかわらず地域の防災リーダーを育成する」が最も多く、また、前回調査よりも約 20 ポイント増加しています（図 I -15）。昨今の災害発生の状況を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBTQ 等当事者など、誰も取り残さない、様々な視点による防災対応への取組を早急に進めていくことが必要です。

そのためにも、防災対策を進めていく企画段階から意思決定段階に至るまで、従来以上に女性の参画を推進します。

図 I -15 防災対応として重要なこと(複数回答、上位 6 項目※)



※ 防災対応として重要なこと（複数回答、「その他」、「わからない」、「無回答」を除く、上位 6 項目）

文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和 2（2020）年 9 月実施）

(1) 男女平等参画の視点に立った災害時対応

災害発生時には、特に女性や子どもなどが多くの影響を受けることが指摘されないことから、文京区では、地域防災計画に「妊産婦・乳児救護所」、女性・子どもの二次的な避難所^{*1}としての文京区男女平等センターの活用などを位置付けています。

災害時における男女平等参画の視点と、女性の防災視点を融合した、地域防災計画の策定や災害対策を行うため、平常時から女性の地域活動への参画を促し、女性の視点を取り入れた防災活動を促進していきます。また、災害対応時には、LGBTQ等当事者などの様々な視点を考慮する環境づくりを行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
35	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
36	救護所の開設訓練を通じた関係機関との連携	救護所の連携先である区内大学や病院、助産師会など多様な関係機関と有機的な連携体制を継続的に構築する。	防災課
37	女性・子どもの二次的な避難所の開設	地域防災計画における災害時の二次的な避難所の継続的な運営整備をする。(幼児避難所：区立幼稚園、児童館、女性・子どもの避難所：男女平等センター)	防災課
38	避難所運営における女性等への配慮	女性をはじめLGBTQ等当事者の視点に配慮した避難所運営を推進するため、専用の更衣場所、トイレ、洗濯物干し場等の設置とともに、女性、LGBTQ等当事者の声が届きやすい環境づくりを行う。	防災課

*1

二次的な避難所とは？

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方が避難するため、区では区立小中学校等を避難所（一次避難所）として指定しています。さらに、集団生活が困難な小さな子どもや、配慮が必要な女性も安心して避難できるように、二次的な避難所として、区立幼稚園や児童館のほか、文京区男女平等センター等を活用することとしています。

(2) 防災に関する活動等への女性の参画推進

平常時の備えから災害発生時の初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含む女性の参画が求められています。そのため、災害対応に関する知識の普及や防災士資格取得者の養成を通して、地域の防災を担う女性リーダーの育成に向けて取り組んでいきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 29	地域における防災活動の推進	企業や大学、町会等と連携した災害対策や災害訓練等の活動主体に、更なる女性参画を促す。	総務課／防災課

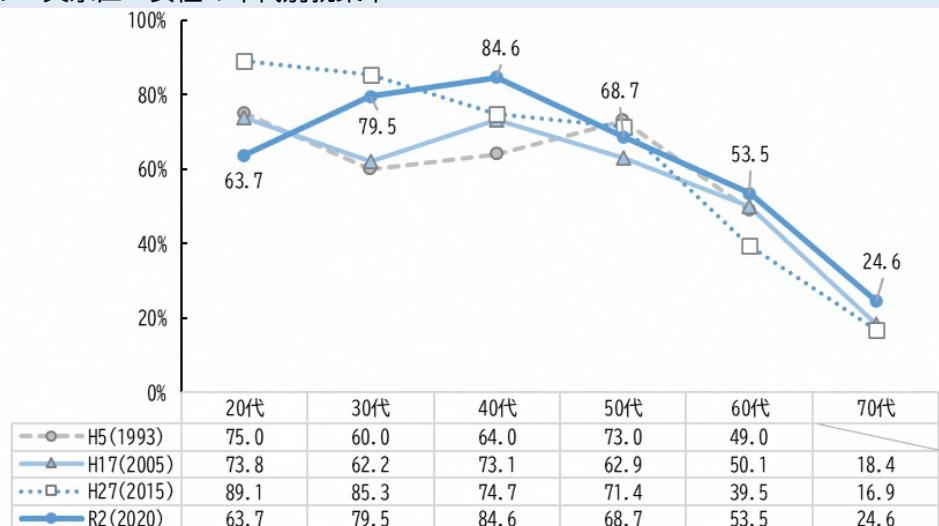
II あらゆる人の職業生活における活躍の推進 【女性活躍推進計画】

女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍できる社会等を目指すことを目的とした女性活躍推進法（平成 28（2016）年施行）は、令和元（2019）年に、女性活躍に関する民間事業主の情報公表の義務が強化されるなどの改定がありました。このように、社会における女性活躍への取組の強化や機運が高まるとともに、ワーク・ライフ・バランスへの理解が進むなど、働くことに対する個人の考え方や企業の在り方について変革が求められています。

単身世帯や共働き世帯、ひとり親世帯の増加など家庭の在り方が変化する中で、これまでのように仕事優先の働き方を求めるのではなく、家事や育児、介護など様々な事情や背景を持った人が働き続け、その能力を発揮し、活躍することができるような環境を整備することが必要です。

また、多様な人材の能力活用の観点においても、女性があらゆる職業の重要な担い手となることが求められています。働く場における男女間の均等な機会を確保する取組を行い、働くことを希望する女性の就業を支援していきます。

図II-1 文京区 女性の年代別就業率



※ R 2 の 20 代は、18 歳及び 19 歳を含む数値

H 5：文京区男女共生社会に向けての区民の意識調査（平成 5（1993）年 2 月）

H17：文京区男女平等参画白書 文京区男女平等参画に関する区民意識・生活実態調査（平成 17（2005）年 3 月）

H27：文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（平成 27（2015）年 9 月実施）

R 2：文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和 2（2020）年 9 月実施）

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

働く全ての人が、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮しながら働き続けるためには、子育てや介護、社会活動などといった生活する上での役割を個人が抱え込んだり、それによって働くことをあきらめたりすることがないよう、家庭生活における男性の参画を推進し、安心して子育てができる環境を整備していくことが重要です。

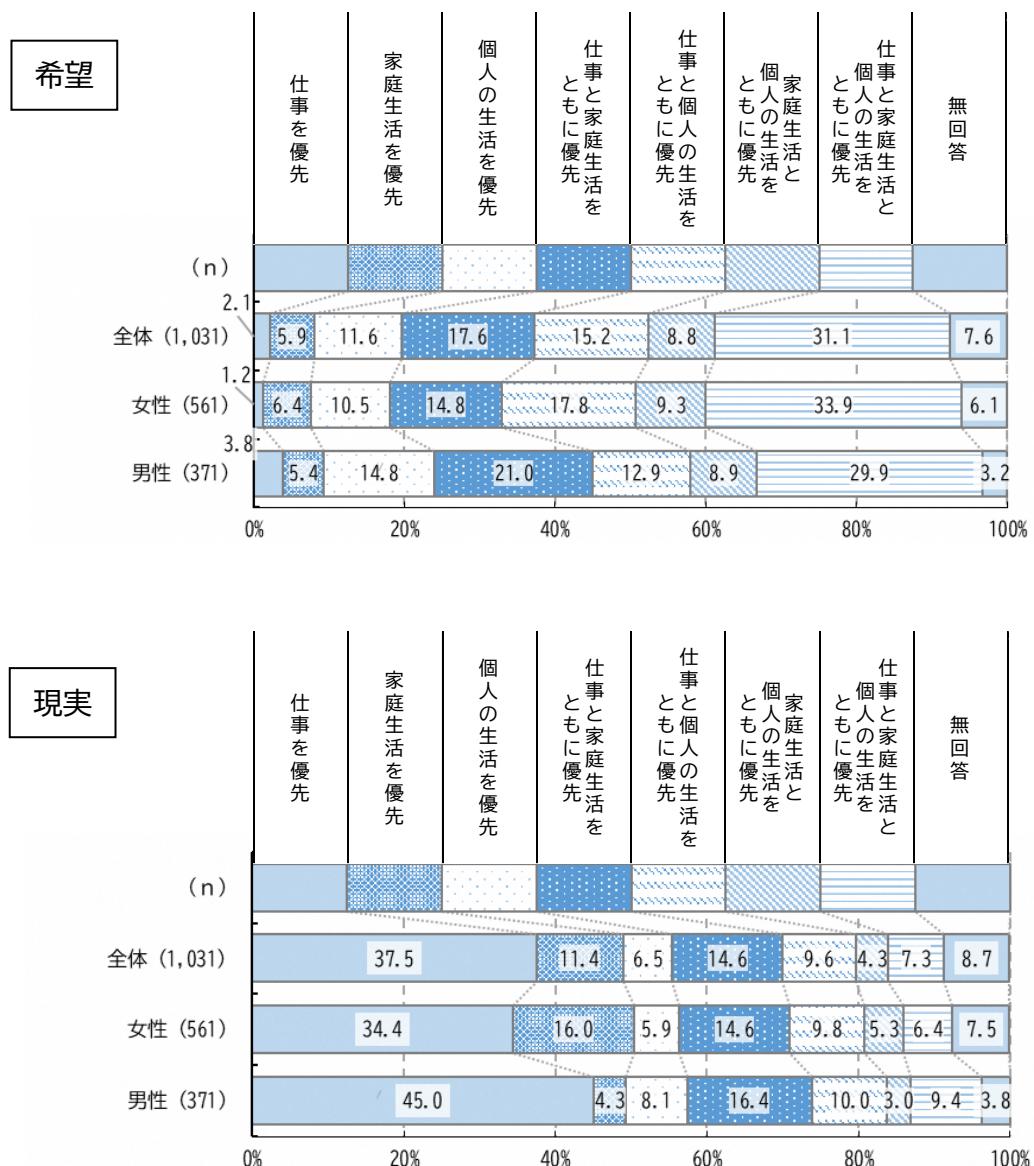
区民調査によると、生活の中での優先度として、性別を問わず、希望では「仕事と家庭生活と個人の生活をともに優先」が最も高い一方、現実では「仕事を優先」が最も高く、^{かいり}ワーク・ライフ・バランスでの希望と現実の乖離が生じています（図II-2）。

また、家庭における役割分担のうち、「炊事・洗濯・掃除などの家事」、「育児や子どものしつけ」、「子どもの学校行事への参加」、「親や家族の介護」を「主に自分」の役割と回答する女性の割合は男性に比べて大幅に高く、新型コロナウイルス感染症の影響により家事への負担感を感じる割合も女性の方が高いことから、家庭生活の場における男性参画をより進めていく必要があります（図II-3、図II-4）。

文京区子育て支援に関するニーズ調査（平成30（2018）年）によると、男性のフルタイム就労者の1日当たりの就労時間は平均で10.5時間となっており、子どもの年齢に応じた変化が見られないことからも、長時間労働により家事や育児などへの参加がしづらい状況であることが分かります（図II-5）。

区民の誰もが、自らが希望する働き方や生活スタイルを選ぶことができ、調和のとれた生活ができるように、男性の意識改革や子育て・介護等への支援について取り組んでいきます。

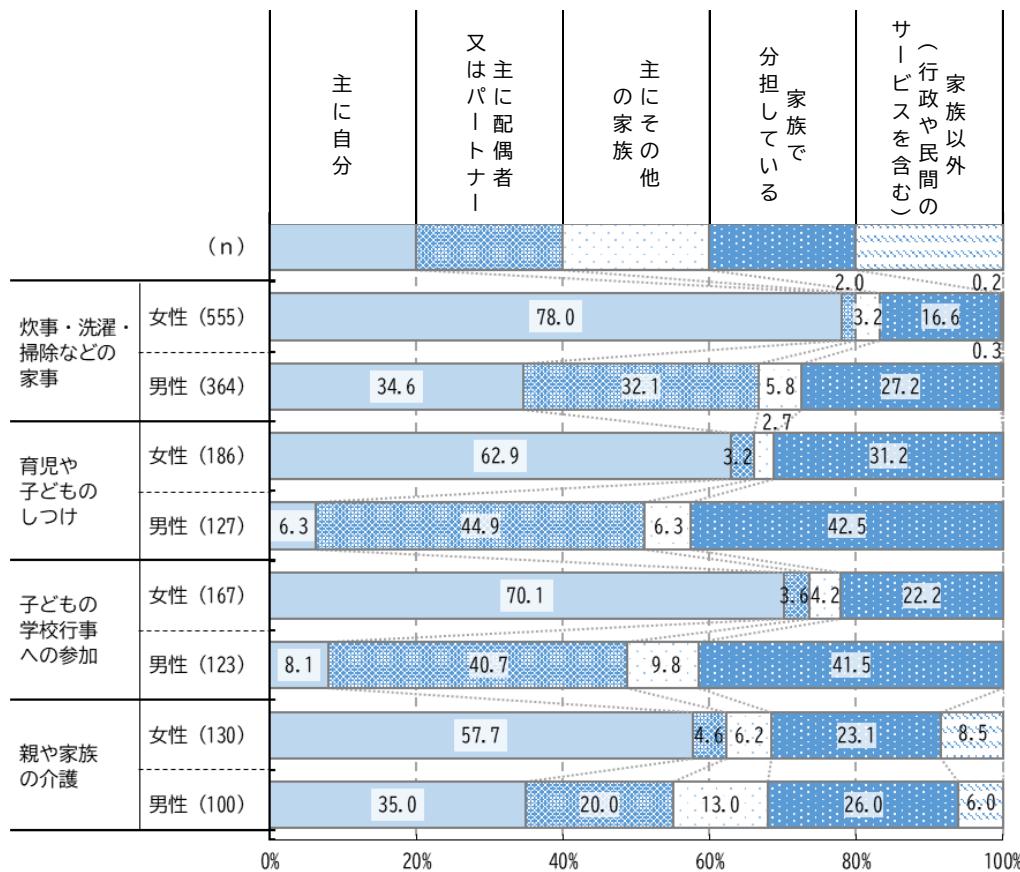
図II-2 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

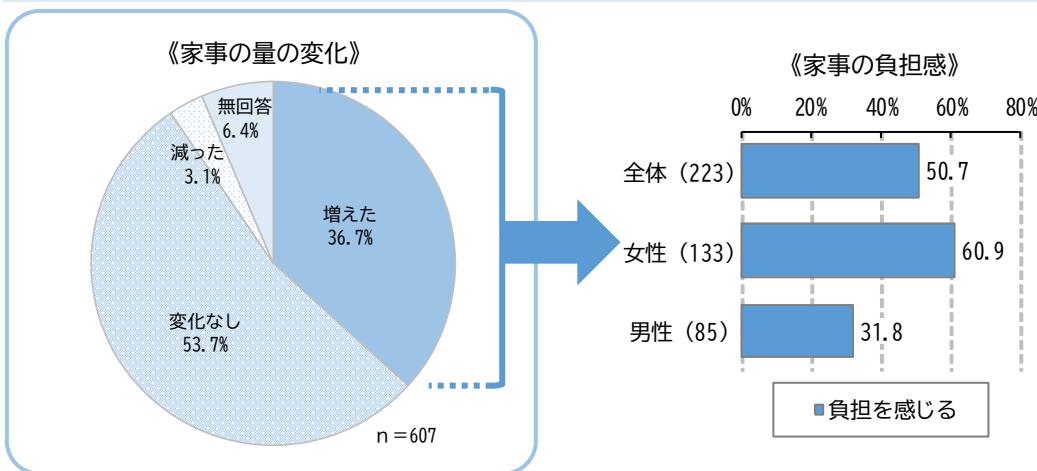
図II-3 家庭における役割分担（行っていない、無回答を除く）

『炊事・洗濯・掃除などの家事』『育児や子どものしつけ』『子どもの学校行事への参加』
『親や家族の介護』



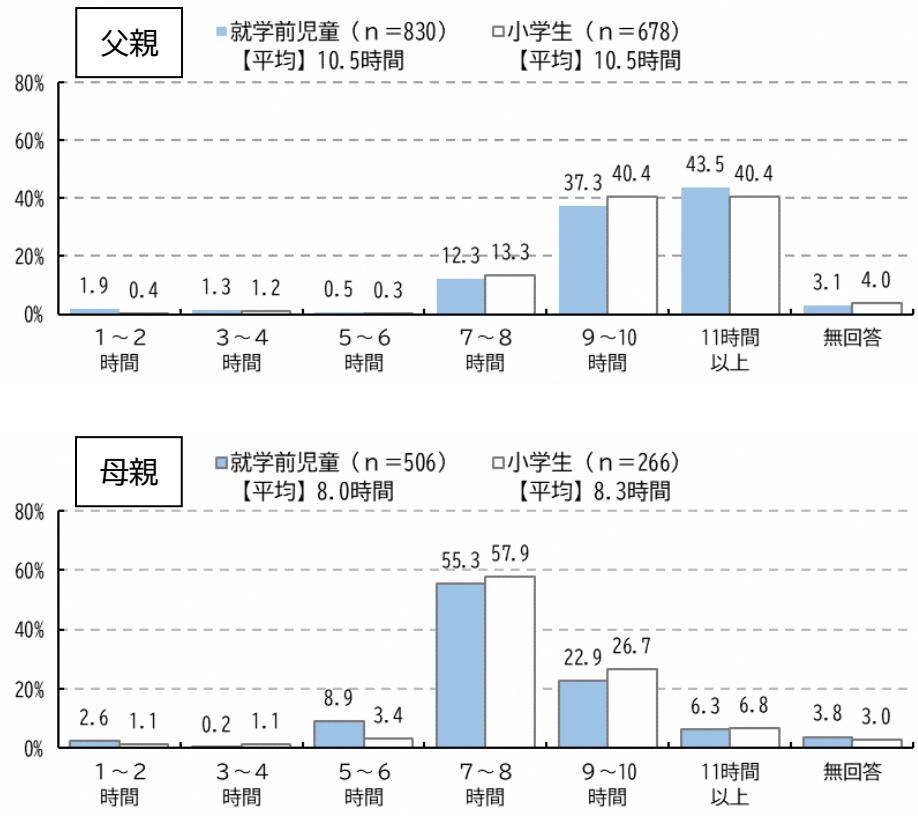
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図II-4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による家事の量の変化と負担感



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図II-5 フルタイム就労者の就労状況（1日当たりの就労時間）



文京区子育て支援に関するニーズ調査（平成30（2018）年10～11月実施）

（1）男性が家事・育児・介護に主体的に関わる取組の推進

性別にかかわらず、社会生活の中で自己の能力を発揮し、活躍できるようにするためにには、家庭生活の負担軽減も欠かすことができません。家事・育児・介護といった家庭生活における役割は依然として女性が担っていることが多い実情を踏まえ、性別に関係なく協力して取り組んでいく必要があること、特に男性が主体性を持って関わっていく意識改革が必要であることを発信していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
39	男性の家庭生活への参画を支援する講座等の実施	男性が家庭生活において家事・育児・介護などの家族としての役割を果たせるよう支援する事業を実施する。	総務課／幼児保育課／健康推進課／保健サービスセンター／真砂中央図書館
40	両親学級の開催	初めて子どもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
41	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの啓発や情報提供を行い、区民が自分自身の働き方を見直す機会となるような講座等を実施する。	総務課

(2) 子育てへの支援

区内保育園や子ども家庭支援センターなどと連携し、地域における子育ての支援を充実させることにより、専門的な知識や地域でのつながりを得ながら、安心して子育てができる環境整備を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
42	子育て情報提供の充実	子育てに係る各種サービスについて、分かりやすく情報提供する。	子育て支援課
43	一時保育事業	育児疲れによるリフレッシュや学校・幼稚園等の行事参加、保護者の疾病など、多様な保育需要に対応するため、一時保育事業を実施する。	子育て支援課／幼児保育課
44	乳幼児及び義務教育就学児医療費の助成	乳幼児及び義務教育就学児に係る保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
45	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健康管理や疾病の早期発見等、育児に必要な健康診査及び保健指導を行う。また、生活環境や疾病構造の変化等に合わせ、アレルギー健診や発達健診等健康診査事業を実施する。	保健サービスセンター
46	文京区版ネウボラ事業	保健師・助産師等が産前・産後の健康や子育ての相談に応じるネウボラ相談、妊娠中の様々な不安の軽減を図る妊婦全数面接、宿泊型ショートステイ等の産後ケア事業などを実施し、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援を行う。	保健サービスセンター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
47	保育園の相談機能の充実	<p>区立保育園において、「乳幼児子育て相談」を実施する。また、各保育園が独自のメニューを設定し、子育てに関する相談や情報提供を行うことによって、親子が気軽に集い、子育て世帯の抱える悩みや不安、ストレスの軽減を図り、子育ての喜びを実感してもらうことを目指す「地域子育てステーション事業」を実施する。</p> <p>私立保育園においては、地域の子育て家庭に対して保育所等の生活を実体験する取組を実施している施設や、出産前後の親の体験学習を実施している施設に対し、補助金を支給し、当該事業を行うことで育児不安の軽減を図る。</p>	幼児保育課
48	妊産婦・乳幼児を持つ保護者を支援する講座等の実施	妊産婦や乳幼児の健康管理等の知識を普及啓発するため、母親学級、離乳食講習会、子育て支援講座、児童館における乳幼児とその保護者を対象とした活動等を実施する。	総務課／保健サービスセンター／児童青少年課
49	子育てひろば事業	保護者と就学前の乳幼児が一緒に安心して遊べる場を提供するとともに、保護者同士の情報交換や子育てに関する相談、子育て支援に関する講習等を実施するなど、保護者への支援を行う。	子育て支援課／幼児保育課／児童青少年課
50	親子ひろば事業	満3歳未満の親子が楽しく遊びながら、情報交換や仲間づくりができる場を提供するとともに、子育てに関する助言や、子ども家庭支援センターのサポートなど必要な支援につなげる。	子ども家庭支援センター
51	多胎児家庭サポート一事業利用料助成	満3歳未満の多胎乳幼児がいる家庭を対象に、ベビーシッターや家事支援、産後ドゥーラ ^{※1} のサポートのサービスについて、利用料の一部を助成する。	子育て支援課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
52	ベビーシッター利用料助成	満6歳になる年度の末日までの児童がいる家庭を対象に、ベビーシッターの派遣による保育サービスについて、保育利用料の一部を助成する。	子育て支援課
53	(仮称)産後家事・育児支援事業	満3歳未満の乳幼児がいる家庭を対象に、家庭の負担軽減や孤立化等を防止するため、家事サービス等の利用料を支援する。	子育て支援課
再掲 40	両親学級の開催	初めて子どもを持つ人を対象に、親となり、ともに子育てについて、学び、考える機会として、講義・実技を実施するとともに、参加者相互の懇談を実施する。	保健サービスセンター

*1 産後ドゥーラ … 産前産後の女性の生活や育児を、母親の気持ちに寄り添いながらサポートする人

(3) 保育環境の充実

育児をしながら家庭と仕事の両立を図るために、保育サービスなどの支援が必要です。働きながら安心して子育てができるよう保育施設や制度の整備等、適切な保育環境の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
54	保育園情報の提供	仕事と家庭の調和を目指す支援として、保育事業における各園の情報提供を行う。	児童保育課
55	保育園障害児保育	保育が必要な児童のうち、心身の発達に関して特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく保育を実施する。	児童保育課
56	区立幼稚園の認定こども園化	「文京区教育委員会教育指針」及び「文京区子育て支援計画」に基づき、校園舎の改築・改修に合わせ整備する方針とし、その時々における保育所待機児童数や幼稚園の充足率等の状況、区内の地域バランス等について、総合的に考慮の上、個別に検討する。	教育総務課／学務課／教育指導課
57	区立幼稚園の預かり保育	区立幼稚園における保育内容の充実を図るため、幼稚園の教育課程の開始前又は終了後及び長期休業中、区立幼稚園全園で実施する。	学務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
58	地域型保育事業	保育を必要とする乳幼児を対象に、地域型保育事業として家庭的保育事業、小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業を実施する。	幼児保育課
59	病児・病後児保育事業	病中又は病気回復期の児童を家庭で保育することが困難なときに、区が委託する施設で一時預かりを行う。	子育て支援課
60	育成室の整備	保護者の就労等により、放課後家庭で保育が受けられない児童に対し、放課後児童支援員が遊びと生活指導を通じて子どもの成長を支援する育成室を整備する。	児童青少年課
61	グループ保育室運営	幼稚園内のスペースに保育室を設置し、再任用保育士等により、保育の必要な乳児の保育を行う。	幼児保育課
62	ショートステイ事業・トワイライトステイ事業	保護者が病気や出産等により、緊急かつ一時的に子ども（生後60日目から小学生まで）を自宅で保育することが困難になった場合に、宿泊又は夜間の一時預かりを行う。	子育て支援課
63	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	福祉政策課／子育て支援課

（4）介護者等への支援

少子高齢化の進行や核家族、共働き世帯の増加とともに、ヤングケアラー^{*1}の存在も含め、社会全体での介護者等への支援が求められています。家族や親族の介護は個人だけでなく社会で担う必要があるため、介護保険制度や、介護保険制度以外の取組について活用できるよう、若年層も含めた幅広い世代への周知啓発を図ります。

また、安心して介護と仕事、学業、家事などを両立できる社会を目指し、介護者等の負担や不安を軽減するような環境を整え、家庭生活・仕事等を両立できるように社会参画を促進するためのサービスを充実します。

*1 ヤングケアラー … 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども

事業番号	事業名	事業概要	所管課
64	介護保険制度の活用促進	介護保険サービスの提供と制度の周知啓発を図り、その活用を促進することで、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	介護保険課
65	介護保険外のサービスの充実	介護保険外のサービスを提供することにより、介護者の負担を軽減し、社会参画を促す。	高齢福祉課
66	障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等を提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
67	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスの充実	障害者総合支援法・児童福祉法外のサービスを提供することにより、介護者の負担軽減や社会参画を促す。	障害福祉課
68	ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業	<p>ヤングケアラーに気づき適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し連携体制を強化する。</p> <p>また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、子どもが健全に成長できる環境を整える。</p> <p>学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。</p>	福祉政策課／子ども家庭支援センター／教育指導課／教育センター

2 自らの能力を発揮し、活躍できる就業環境整備の推進

社会経済の中で女性の活躍を促進していくためには、組織のトップをはじめ、就業環境の整備を担う全ての人が責任をもってジェンダー平等とワーク・ライフ・バランスに取り組むことが重要です。これらを推進することが、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現につながります。

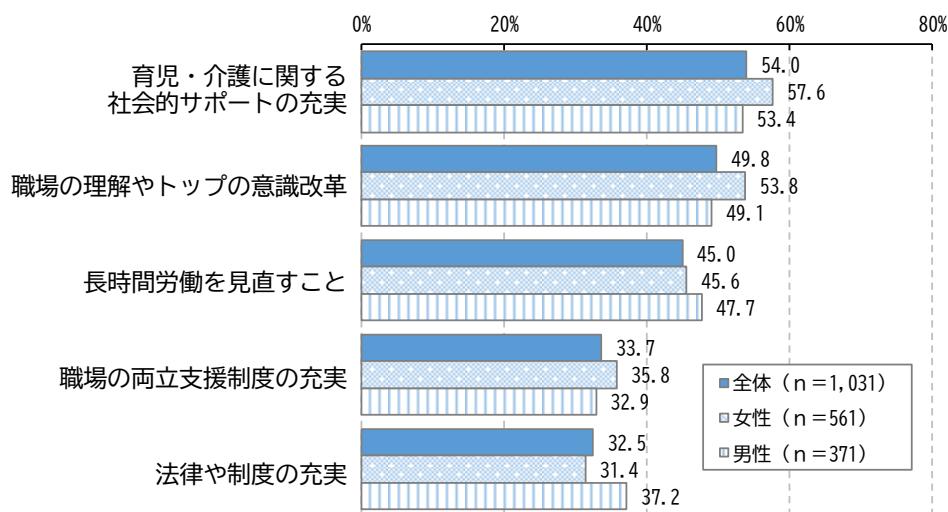
区民調査によると、ワーク・ライフ・バランス推進に必要なこととして、「育児・介護に関する社会的サポートの充実」が最重視され、育児休業や介護休業等取得を更に推進するには「職場に取得しやすい雰囲気があること」が求められています（図II-6、図II-7）。現在、就業している人の職場における性別での違いについての設問では、

「男性が育児・介護休業制度を利用しにくい」と回答した割合が、「女性が育児・介護休業制度を利用しにくい」と回答した割合より大幅に高くなっています、男性も育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備の取組が必要です（図II-8）。

また、女性が働き続けることの意識について、「女性が男性と対等に仕事をするのは良いことだ」と男性は70.4%、女性は64.5%が肯定している一方、「仕事と家庭の両立のために女性の負担が増えている」も高く、特に56.3%の女性が負担を感じています。職場における男性の長時間労働や女性の家庭内での育児・介護等の家事役割が、職場での女性の活躍を制限する要因の一つとなっていると考えられます（図II-9）。

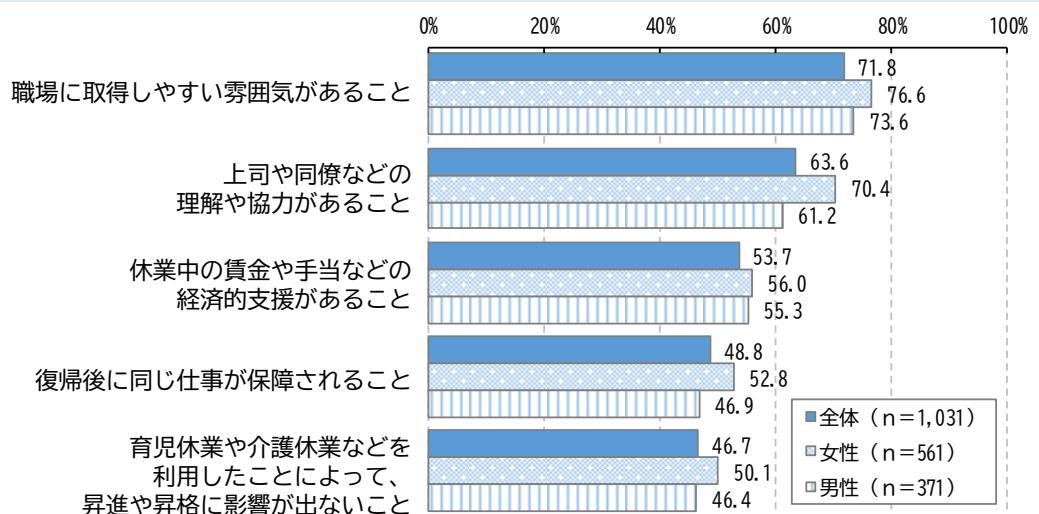
性別にかかわらず働きやすい職場環境をつくるために、労働条件や職場環境、人事評価の方法等の改善を事業所に働きかけていきます。

図II-6 社会全体としてワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なこと
(複数回答、上位5項目)



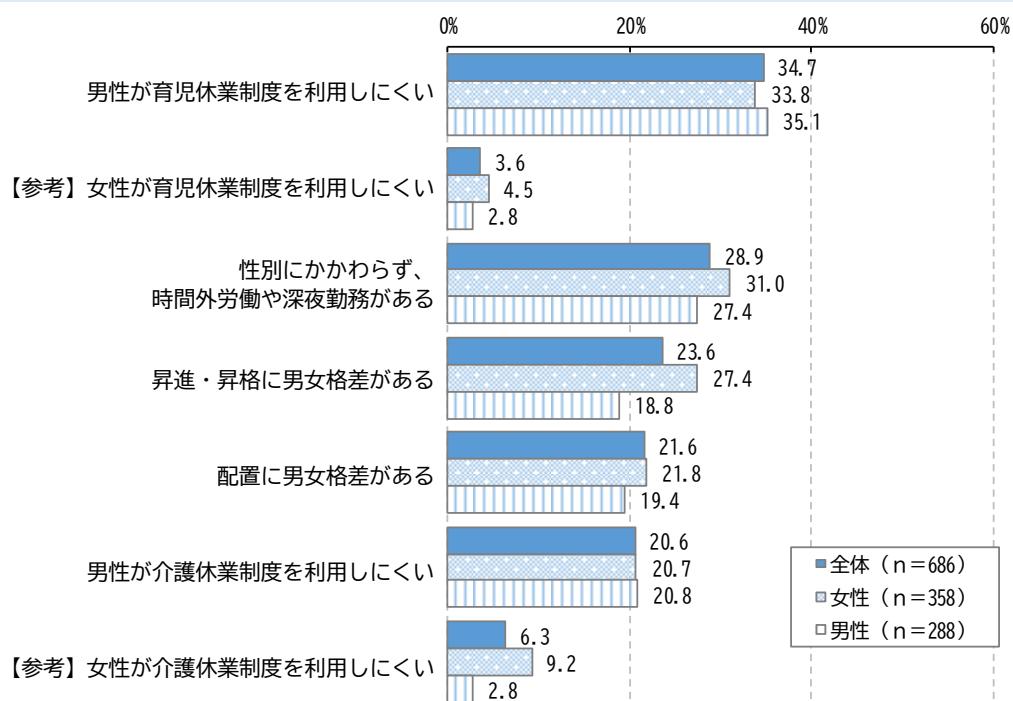
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図II-7 育児休業、介護休業等を取得しやすくするために必要なこと
(複数回答、上位5項目)



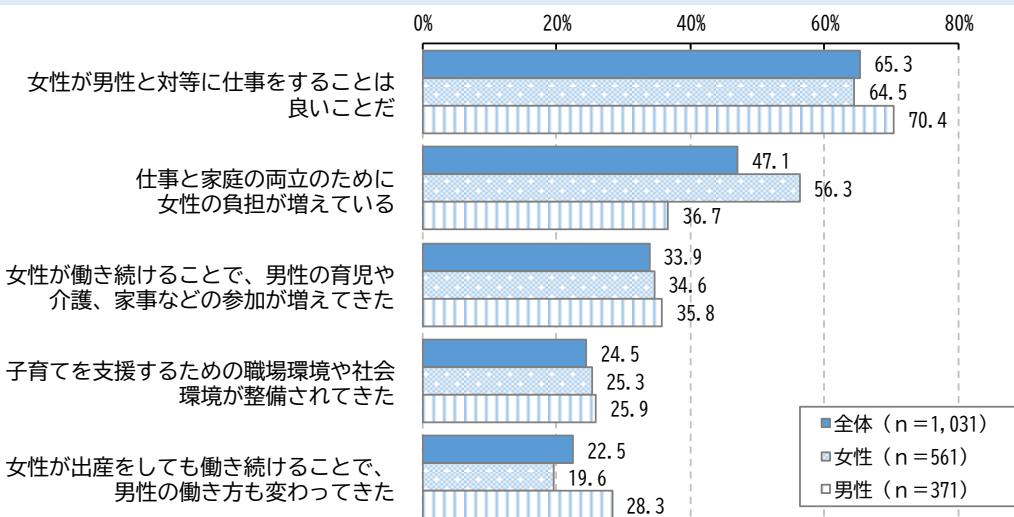
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図II-8 職場における（仕事内容や待遇面での）性別での違い（複数回答、上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図II-9 女性が働き続けることに対する意識（複数回答、上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

（1）働きやすい職場環境の整備・支援

長時間労働の削減や多様な働き方を取り入れるなど、労働環境の見直しが必要になっています。雇用の場（募集・採用・配置・昇進等）における男女平等を確保し、労働条件を向上させるため、経営者に対するセミナー等を通して職場環境の整備を促進します。

また、性別にかかわらず仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境が進むよう、ワーク・ライフ・バランスの実現をはじめとして事業者への働きかけと支援を行い、あらゆる機会を捉えて企業や労働者に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法（昭和22年法律第49号）、女性活躍推進法等の周知を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
69	育児・介護休業制度の普及・啓発	区民・区内事業者へ、男女がともに取得できる育児・介護休業制度を普及させるとともに、啓発する。	総務課／経済課
70	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課
71	労働関係セミナーの実施	各労働行政機関と連携して、事業主及び労働者に対して労働法規関係のセミナーを実施する。	総務課／経済課
72	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく、情報誌として提供する。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
73	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と連携してセミナー等による情報提供を行う。	経済課
74	区の契約に男女平等参画、女性活躍推進の視点を盛り込む仕組みの整備	区の契約仕様書及び指定管理者との協定書に、性別に起因する差別の解消に関して記載する。また、文京区女性のエンパワーメント原則（WEPs）推進事業所を評価（加点）する項目を設けた総合評価落札方式を実施することにより、区内事業所等の男女平等参画を推進する。	総務課／ 契約管財課
75	文京区女性のエンパワーメント原則（WEPs）推進事業所の登録	UN Women（国連女性機関）と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課／ 経済課
76	各労働行政機関との連携	各労働行政機関と連携して、労働施策を推進するために、文京区内における雇用・労働問題に係る課題（男女の賃金格差解消等を含む。）や地域ニーズについて、意見交換及び協議を行う。	経済課

（2）女性の就労・再就職、起業等への支援

就労・再就職等を希望する女性に対して、就労に関する情報提供、就職面接会の開催、研修等への参加を促進する支援を行います。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
77	女性の就労に関する支援	就労等を希望する女性に対し、広範な就職情報が得られるよう、国・都の資料の活用、公共職業安定所等との連携により、情報の提供、セミナーを開催する。	総務課／ 経済課
78	就労支援機関（ハローワーク飯田橋）との連携による就職面接会等の実施	女性の就労や再就職支援など、就労支援機関（ハローワーク飯田橋）と連携し、就職面接会などを実施する。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
79	創業者への支援	区内で創業を目指す方及び創業して間もない方を対象に、創業を支援するセミナーを開催するほか、受講者向けの個別相談会、交流会を行う。文京区で創業しようとする場合又は区内で創業して1年未満の場合、必要な事業資金融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、区が融資をあっせんする。	経済課
再掲 63	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親家庭の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	福祉政策課／子育て支援課
再掲 70	労働相談やPR体制の充実	経営相談や中小企業支援員による訪問相談により、雇用・労働条件の男女平等の促進に関する資料やパンフレットを活用した支援を行う。	経済課

（3）多様で柔軟な働き方の支援

非正規による雇用が増加している中、事業者に対し、非正規雇用者の労働条件を改善・向上するため、啓発などの取組を行います。

また、新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、テレワーク等の働き方も通常になってきています。労働者に対し、安心して働くことができるよう労働環境の改善や法整備について、必要な情報を発信していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
80	多様な働き方や法制度の情報提供・啓発	事業者に対し、各種相談や専門家派遣事業の補助、セミナーや広報誌等の発行により、女性活躍推進法や労働に関する各種法律の改正内容について、関係機関と連携して周知し、啓発を行う。	総務課／経済課
81	非正規雇用者及び雇用主に対する啓発の実施	非正規雇用者の労働条件を向上し、労働環境を整備するため、区内の非正規雇用者や雇用主に対して意識啓発を行う。	経済課
82	内職あっせん相談業務の充実	内職者の労働条件を改善し、生活を安定させるため、家内労働法や内職あっせん相談業務を周知・徹底する。	経済課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 41	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供・啓発	ワーク・ライフ・バランスの啓発や情報提供を行い、区民が自分自身の働き方を見直す機会となるような講座等を実施する。	総務課
再掲 72	中小企業サポートブックの提供	経営相談や融資、創業支援や労働に関する相談など、中小企業向けに区が支援する内容を分かりやすく、情報誌として提供する。	経済課
再掲 73	中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	区内の中小企業を対象に働き方の見直しやライフステージの変化など、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、関係機関と連携してセミナー等による情報提供を行う。	経済課

III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

性別にかかわらず、全ての人が個人として尊重され、性差等により差別的な取扱いを受けないこと、個人としてその能力を発揮する機会を確保されることなど、人権の尊重が求められています。配偶者、パートナー等からの暴力や、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした様々なハラスメント行為、子どもや若年層に対する暴力等の防止・根絶に向けて、個別の支援強化を図るとともに全ての暴力を許さない社会を目指していきます。

加えてこれらは、女性や子どもなど立場的に弱者とされる人が被害者となるケースが多く、社会的・経済的に不安定な状況において、打撃を受けやすいことも課題となっています。家庭内など外部からは発見されにくい場で起きていることも多いため、相談体制や支援内容の周知を徹底して早急な支援につなげていきます。

また、「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は、妊娠や出産について、自らの意思で選択・決定するものであり、女性をはじめとして全ての人々の生涯にわたる心身の健康と密接に関わるものです。性別を問わず、お互いに理解し合い、人権を尊重しながら身体的・精神的・社会的な健康を維持することができるよう推進していきます。

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

配偶者等からの暴力は、これまで課題として認識されていたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*1} の増加や深刻化が懸念されています。

DVの背景として、性別役割への過剰な執着、男尊女卑の考え方の残存、親密な関係における力の支配などがあると言われています。区民調査によると、いずれの種類の暴力行為についても女性が多く被害を受け、心理的攻撃が最も多いことが分かります（図III-1）。

また、今まで配偶者等からの暴力は、個人的な問題として捉えられており、暴力を受ける側にも落ち度がある、公にすることは恥である、などの考え方から、暴力を受けていても相談できない場合がありました。DV被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」又は「相談しようとは思わなかった」と回答した層が約6割を占めることから、加害者、被害者の性別にかかわらず、どのような行為が暴力に当たるのかの周知を進めるとともに、誰もが相談をしやすい環境を整備していきます（図III-2）。

さらに、DVは、被害者自身だけでなく、その子どもの心身の成長に深刻な影響を与えるため、被害者が生活再建を目指す中で子どもへの支援を行う必要があります。

暴力防止及び被害者支援のための対策については、「家庭内であれ、暴力は犯罪であ

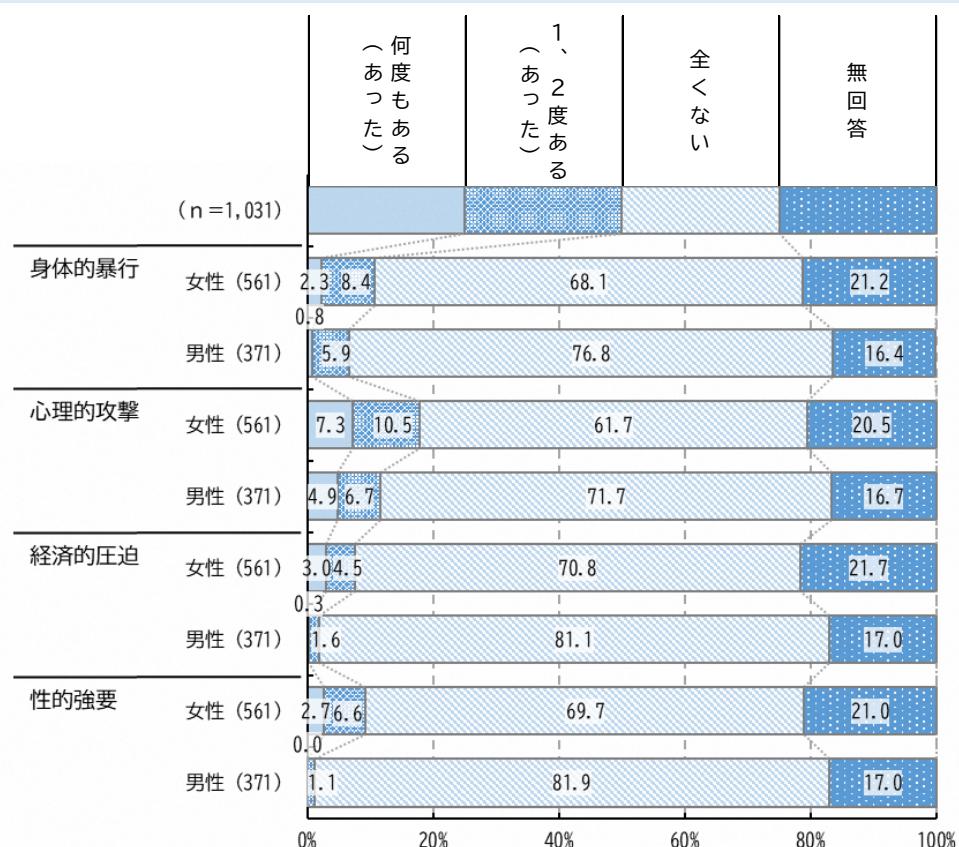
るという意識の啓発」、「性別にかかわらず、いざという時に被害者が駆け込める緊急避難所（シェルター）の整備」が重視されています（図III-3）。

関係機関と連携しながら、被害者への支援体制の一層の強化のため、DVに関する啓発活動を更に充実させていきます（図III-4）。

*1 ドメスティック・バイオレンス（DV）…

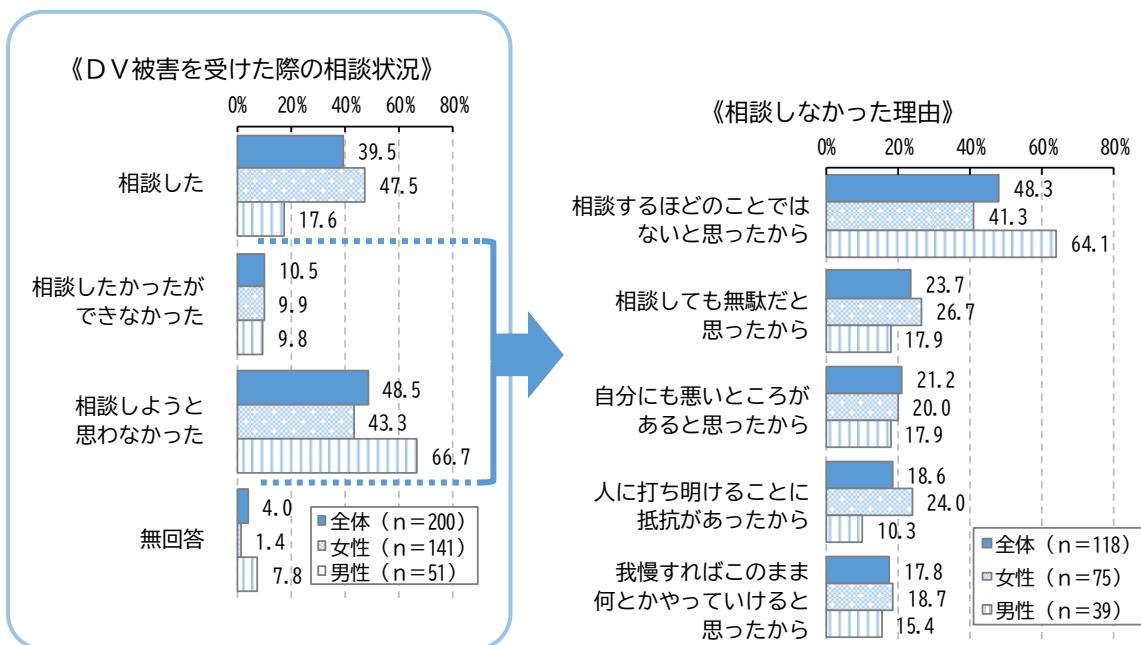
英語の「Domestic Violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」。用語については、明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

図III-1 配偶者・パートナー又は交際相手などから被害を受けた経験（男女別）



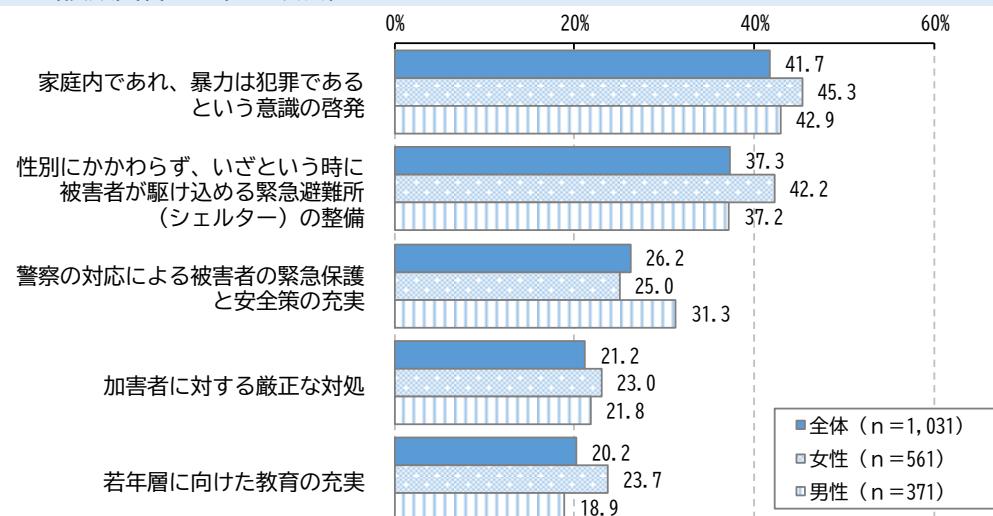
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図III-2 DV被害を受けた際の相談状況（複数回答）と相談しなかった理由
(複数回答、上位5項目)



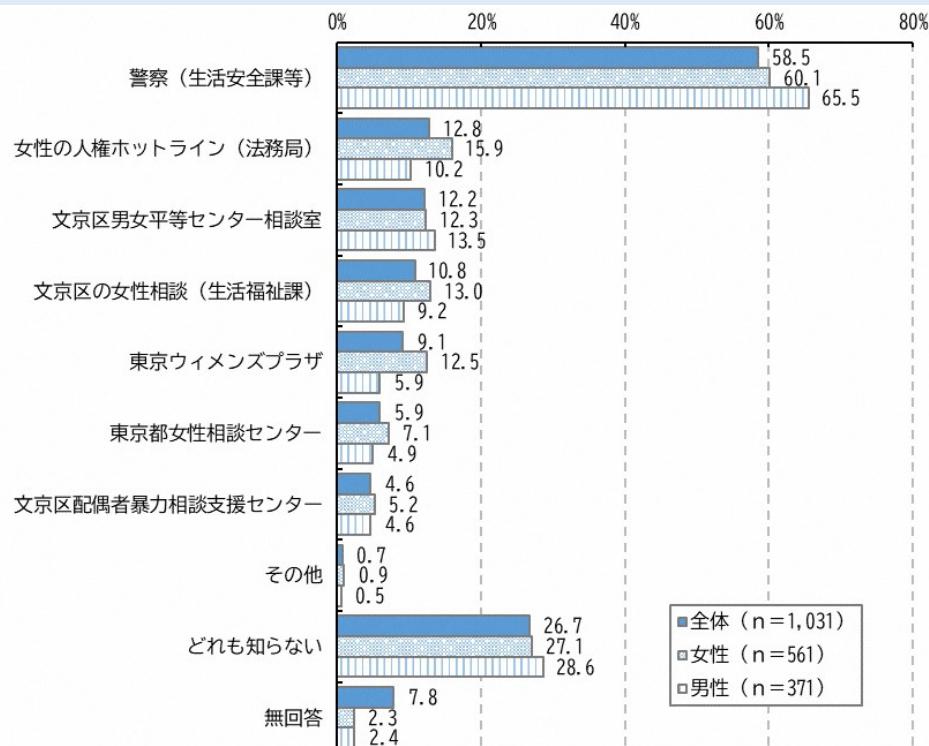
文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図III-3 DVに対する防止対策や被害者支援として特に充実すべきもの
(複数回答、上位5項目)



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図III-4 認知している公的なDV相談機関（複数回答）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

（1）配偶者等からの暴力の防止と啓発

配偶者、パートナー等からの暴力の防止と根絶に向けては、加害者にも被害者にもならないために、暴力がいかなる場合においても許されない行為であり、人権侵害であることを若年層を含め幅広く周知・啓発していきます。また、区職員・教職員等の意識を高めるとともに、担当職員の研修受講等により、早期の対応や専門的な支援につなげるための人材育成を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
83	DV防止に向けた意識啓発の推進	DVに関する認識を深めるための情報収集と提供に努めるとともに、根絶に向け区報、啓発誌等を通じてあらゆる世代に意識啓発を行う。	総務課／教育指導課
84	区職員・教職員等への周知・研修	区職員や教職員の、DV（デートDV、同性間DVを含む。）に関する認識を深めるとともに、専門的な研修の受講等により婦人相談員等関係職員のスキルアップを図る。また、乳幼児や学齢期の子育て環境における事象対応について、見識を深める。	総務課／生活福祉課／幼児保育課／教育指導課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
85	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に寄せて暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課
86	女性の人権ホットライン、女性に対する暴力を無くす運動の周知	女性をめぐる様々な人権問題の解消を図るために人権相談や強化週間の実施による周知啓発をする。	総務課

(2) 早期発見と相談体制の充実

配偶者暴力相談支援センターや関係課との連携、相談体制の充実を図ることによって、相談につながりやすい環境づくりを行い、被害の潜在化の防止や早期発見を目指します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
87	配偶者等からの暴力の防止に向けた関係機関等の連携	DVの防止と被害者支援のために、関係機関連絡会を開催し、連携を深める。(ストーカー規制法なども対応する。)	総務課／生活福祉課
88	DV被害者への支援策の周知	区報や印刷物等により、DV被害者の相談窓口及び支援策等を周知する。	総務課
89	配偶者等からの暴力に関する相談事業の強化	配偶者、パートナー等からの暴力に関する相談窓口としての相談体制を強化する。	生活福祉課
90	相談事業の連携	配偶者、パートナー等からの暴力に関し、複雑化・多様化する被害への対応を適切に行うため、生活福祉課、子ども家庭支援センター等が連携し、相談体制の充実を図る。	総務課／生活福祉課／子ども家庭支援センター／教育センター
91	配偶者暴力相談支援センター機能の充実	配偶者暴力相談支援センターの周知と機能の充実を図る。	総務課／生活福祉課

(3) 被害者の保護から自立・生活再建までを支援する体制の整備

被害者が暴力から逃れ、新しい生活を始めることができるよう、安全を確保した上で、就業、住居の確保など自立・生活再建をするための必要な支援を進めていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
92	被害者への支援	被害者に対し、加害者からの安全の確保並びに今後の自立に向けた生活に必要な制度及び具体的な支援策の情報提供を行う。	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
93	母子・女性緊急一時保護事業の実施	夫の暴力からの避難等で緊急に施設での保護が必要な母子又は女性を、一時的に母子生活支援施設等に入所させて、必要な保護と相談、援助等を行い、その自立への措置を講ずるまでの応急的な対応を図る。	生活福祉課
94	被害を受けた子どもへの支援	関係機関と連携して、DV被害者の子どもを含め、被害を受けた子どもを支援する。	生活福祉課／幼児保育課／子ども家庭支援センター／教育指導課
95	被害者の自立支援	暴力に関する理解を深め、日常生活、就業、住居等においての二次被害の防止に配慮しながら、関係機関と連携して、被害者の自立を支援する。	生活福祉課
96	犯罪被害者支援 ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者、パートナー等からの暴力の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

(4) 児童等への虐待の防止と支援

DVの行われている家庭では、その子どもへも暴力が向く割合が非常に高くなっています。

また、配偶者等からの暴力を目撃することがその子どもにも悪影響を及ぼすことも含めて、児童等への虐待については、DV防止策と合わせて関係機関と連携していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
97	児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。	子ども家庭支援センター
98	乳幼児家庭支援保健事業	乳幼児健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問事業等により、子育ての困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を行う。	子ども家庭支援センター／保健サービスセンター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 94	被害を受けた子どもへの支援	関係機関と連携して、DV被害者の子どもを含め、被害を受けた子どもを支援する。	生活福祉課／ 幼児保育課／ 子ども家庭支援センター／ 教育指導課

2 あらゆる暴力の根絶

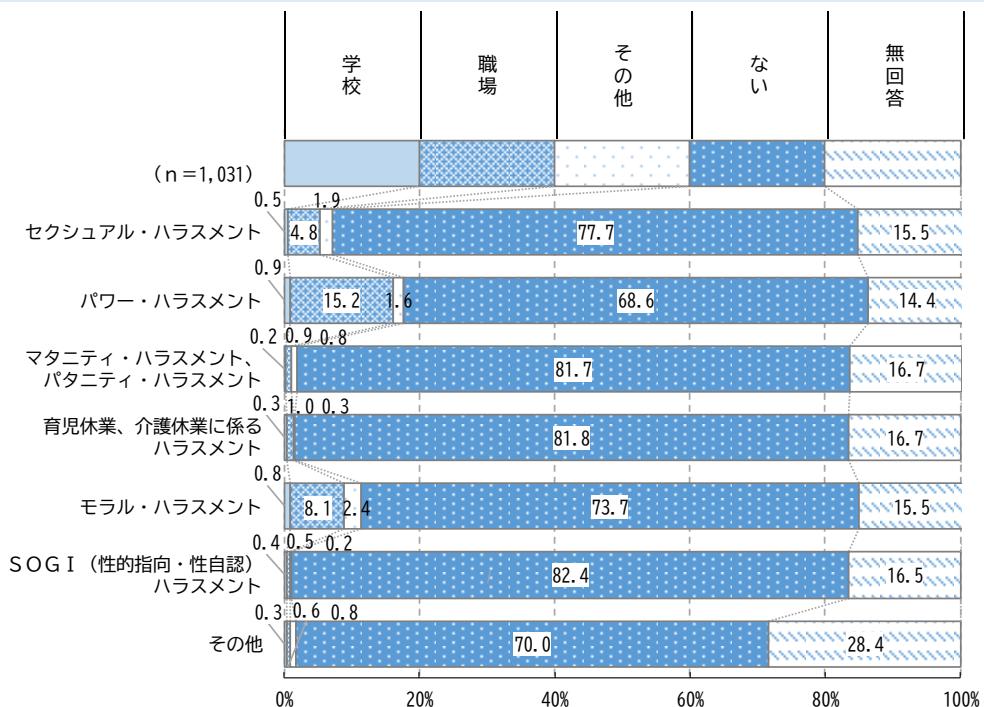
身の回りで起こっている暴力は、DVだけではなく、交際相手からの暴力（デートDV）、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、スクール・ハラスメント、ストーカー、レイプ、援助交際を含む売買春、児童虐待などがあります。SNSに起因した性被害の増加、就職活動中の学生等に対するセクシュアル・ハラスメントなども、近年新たに問題視されており、社会変化に合わせて柔軟に対応していく必要があります。

区民調査によると、ハラスメントの多くは、職場で発生していることが分かりました。職場におけるハラスメント防止策の推進等、更なる対応が必要です（図III-5）。

また、ハラスメントを受けた際の相談状況として、女性は約半数の人が相談しているものの、男性は相談しなかった人が7割近くと多くなっています（図III-6）。相談しなかった（できなかった）理由として、「相談しても無駄だと思ったから」と回答した人が59.7%と、被害を受けても自分で抱え込み、誰にも相談しない人が多いことが伺えます（図III-7）。こうした点や、性自認及び性的指向についての理解不足や偏見による「SOGIハラ」、「アウティング」の防止も踏まえて、職場環境の改善のための取組を進め、性別にかかわらず気軽に相談ができる相談体制の充実や、その周知・啓発を進めていきます。

メディアや公共空間には、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報が存在しています。区民調査では、メディアによる性や暴力表現についての考え方では、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が35.8%、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」が33.7%、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」が33.3%となっています（図III-8）。さらに、インターネットの普及により、SNS等への悪質な書き込み、インターネット上のいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるよう、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発を行っていきます。

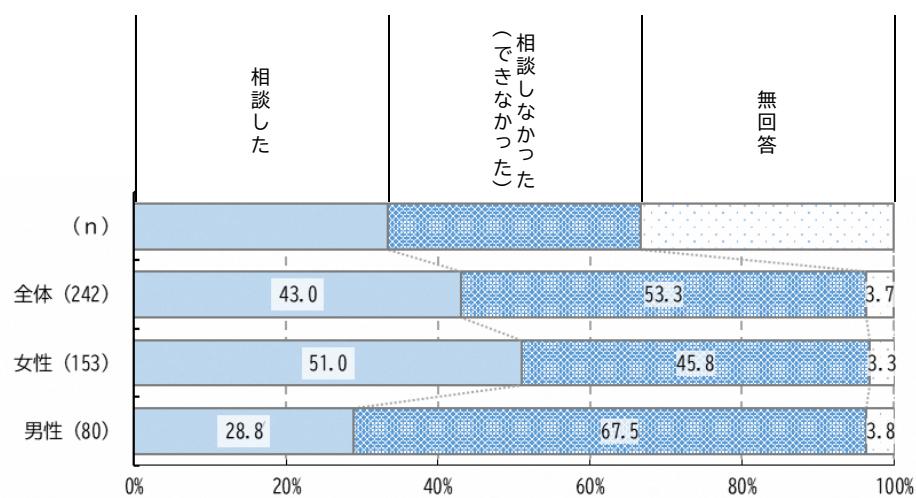
図III-5 各種ハラスメントを受けた�験



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図III-6 各種ハラスメントを受けた際の相談状況

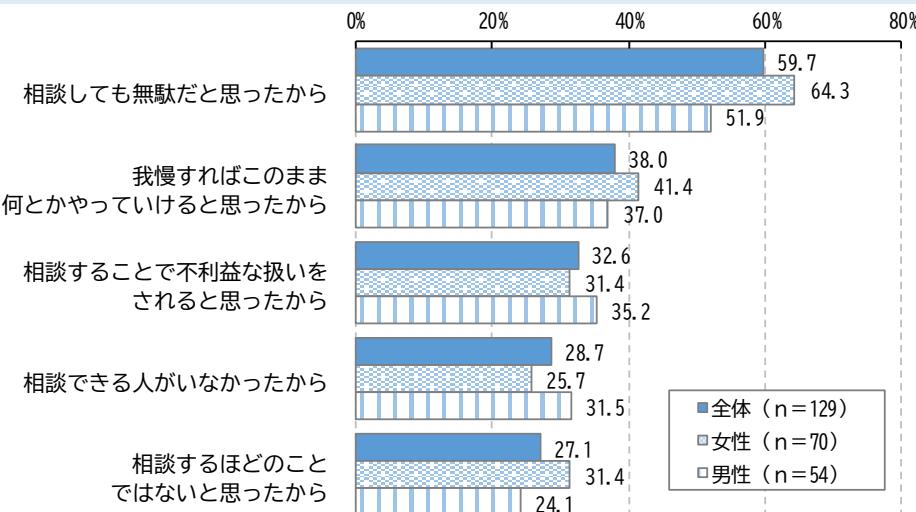
【ハラスメントを受けた経験のある人（n = 242）が回答】



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

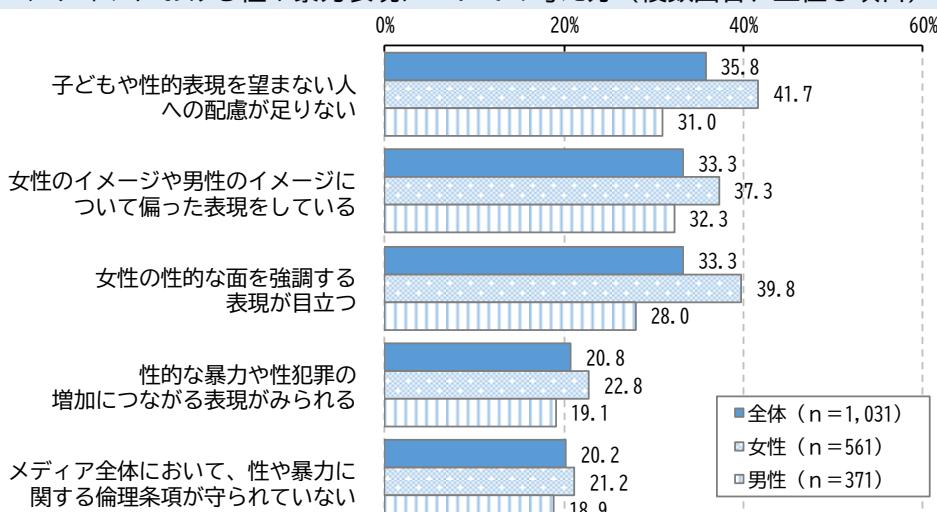
図III-7 相談しなかった（できなかった）理由（複数回答、上位5項目）

【ハラスメントを受けたことを相談しなかった（できなかった）人（n=129）が回答】



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図III-8 メディアにおける性や暴力表現についての考え方（複数回答、上位5項目）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

（1）子ども・若年層に対する暴力の根絶に向けた対応

子どもに対する暴力については、身近な者からの被害は特に潜在化・深刻化しやすく、成長過程における心身に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。子どもたちが悩みや相談を訴えることができる環境づくりを行うとともに、適切な対応を図ることができるように、教育機関を含め関係各課等の支援体制を整備していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
99	子どもの性被害等の暴力に関する相談等に伴う関係機関との連携	学校等において、子どもの性被害等の暴力に係る相談等を受けた場合には、適切な部署や機関へつなぎ、連携を図って対応する。	子ども家庭支援センター／教育指導課／教育センター
100	若年層に対するデートDV防止に関する周知及び意識啓発の推進	デートDVについて、若い世代を中心に広く区報や講座等で周知啓発する。	総務課／教育指導課
101	子ども・若年層に対する性暴力に関する意識啓発の推進	子ども・若年層に対する性暴力等の防止に向け、広く意識啓発を行う。	総務課／教育指導課
102	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスマント、パタニティ・ハラスマント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスマント、スクール・ハラスマント、マタニティ・ハラスマント、パタニティ・ハラスマント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。	総務課／経済課／教育指導課／教育センター

(2) 様々なハラスマントや暴力の防止・対応

日常生活の中で、誰もが遭遇する可能性のある人権侵害に対して、人権尊重の視点に立って啓発するとともに、対応策や防止策については、他機関と連携して整備していきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
103	ストーカー防止に関する意識啓発の推進	ストーカー防止に関する認識を深めるため、意識啓発を行うとともに、府内・警察等関連機関との連携を図る。	総務課／生活福祉課
再掲 96	犯罪被害者支援ネットワークとの連携	性犯罪や配偶者等暴力等の犯罪被害相談が増加傾向にあるため、各警察、都及び犯罪被害者支援ネットワーク等と連携し、犯罪被害者への適切な支援を図る。	総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 102	セクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等に関する意識啓発の推進	働く場だけでなく、学校・地域等におけるセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント等についても認識を深め、防止に向け意識啓発を行う。	総務課／経済課／教育指導課／教育センター

(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応

女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて違法に作られる商品や提供されるサービス、また、メディアや公共空間で接する性・暴力表現は、表現される側の人権を侵害し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあります。その観点から、関係機関・団体等と連携して、人権の侵害や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、メディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
104	青少年有害情報への対応	東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組放送、情報の取扱いへの配慮を要請する。	児童青少年課
105	消費者啓発・教育の推進と契約等に係る相談への対応	情報誌や研修会の中で情報提供を行うとともに、当初に意図していない契約の相談には、適切な窓口を案内するなど、迅速に対応する。	経済課
再掲 10	男女平等参画啓発事業の充実	講演会、セミナー等の実施、啓発誌の発行及び区ホームページによる情報提供の充実によって、男女平等参画意識の普及・啓発を図る。	総務課
再掲 15	メディア・リテラシーの育成	学校教育や生涯学習の場を通じ、人権尊重や男女平等の視点に立ち、情報を主体的に読み解き、自ら発信する力を育成する講座等を実施する。また、SNSの適切な利用方法などの啓発を行う。	総務課／教育指導課

3 生涯を通じた健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての大前提となります。

区民調査によると、女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なこととして、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」(47.0%)が最も高く、次いで「子どもの成長と発達に応じた性の多様性を含めた性教育」(45.1%)となってています（図III-9）。

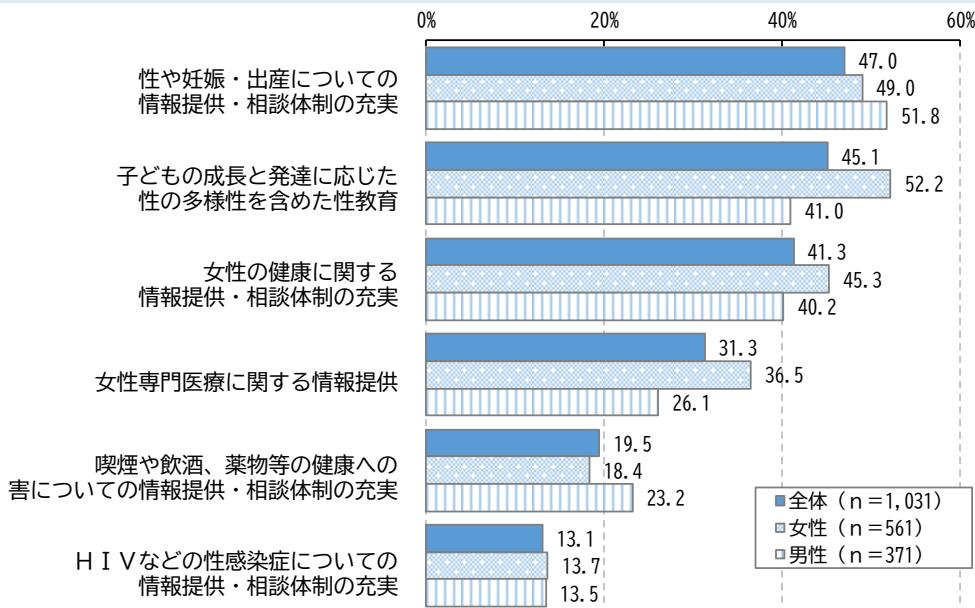
性別に関わりなく、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識・情報や発達段階に応じた性教育、生理、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題等、自分らしく生きるために誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることができます。

また、最近1年間における健康診断の受診状況は、「加入健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）の健康診断で受けた」が65%の一方、「受けなかった」が17.7%となっています（図III-10）。

性別にかかわらず、幅広い年代の全ての人に対し、心身ともに健康を維持していくための支援の充実を図ります。

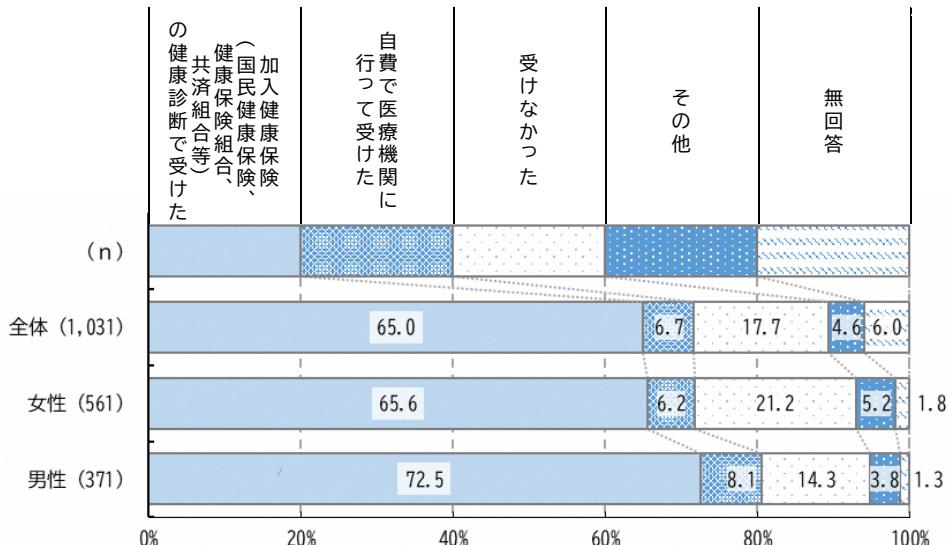
図III-9 女性が性や妊娠・出産に関して自分で決める上で必要なこと

（複数回答、「その他」、「わからない」、「無回答」を除く）



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

図III-10 この1年間の健康診断受診状況



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

(1) 性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発

女性は、年代に応じて心身の状況が大きく変化する特性があり、特に妊娠・出産は女性の健康にとっての大きな節目であること、その身体的影響を男女ともに十分に理解していくことが重要です。

女性が自らの健康に関して適切な情報を得ながら、自らの意思に基づいて妊娠・出産を決定し、安心して子どもを産み育てることができるよう、性別に関わりなく、性感染症予防等の健康管理をはじめ、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識・啓発を進めます。

また、子どもを望む家庭の心理的・経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成や周囲への理解促進を図っていきます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
106	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発の促進	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発や、保健医療の視点での妊娠や出産、思春期の身体や健康についての普及・啓発を行う。	総務課／健康推進課
107	妊娠・産じょく期の支援	妊娠・出産などの機能を持つ観点から、母体保護を徹底するため、保健指導、妊婦健康診査、ネウボラ面接などの様々な機会を活用し、啓発と健康管理を行うとともに、宿泊型ショートステイなど産後ケア事業を実施する。	健康推進課／保健サービスセンター

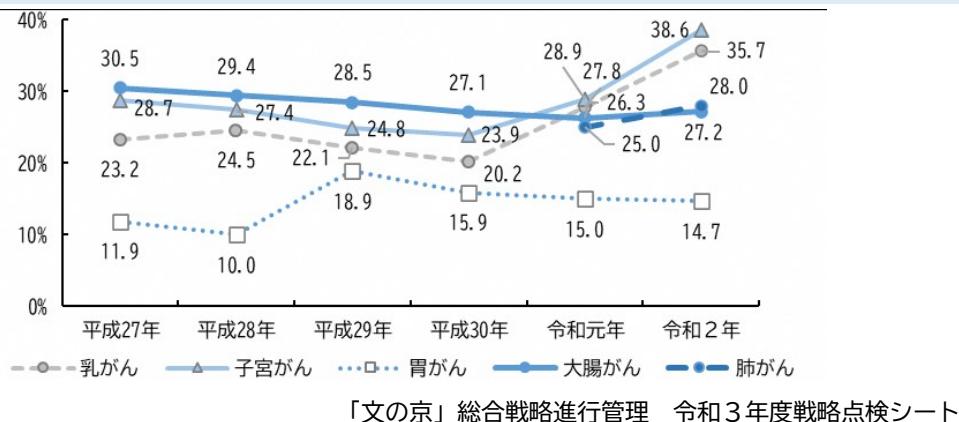
事業番号	事業名	事業概要	所管課
108	エイズ・性感染症対策の推進	エイズ・性感染症検査及び相談等を実施する。また、年2回感染症予防対策としてエイズ展を開催し、広く区民に対して、HIV感染と AIDSについての正しい知識と理解を促す。	予防対策課／保健サービスセンター
109	不妊治療の支援	子どもを望む家庭の経済的負担軽減のため、不妊治療費の助成等を行う。	健康推進課
再掲 5	性教育の充実	発達段階に応じた性教育（性被害、性自認・性的指向を含む。）を実践することにより、直面する性に関する様々な事柄に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導する。	教育指導課

（2）保健指導・健康診査の充実

生涯にわたって女性も男性も健康に暮らすことができるよう、保健指導や健康診査等を通じた健康支援を行います（図III-11）。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
110	健康増進に関する保健指導及び啓発活動の充実	性差やライフステージに対応した健康保持・増進のため、健康講座等を開催する。	保健サービスセンター
111	健康診査の実施	ライフステージに応じた健康診査を実施する。また、早期発見・早期治療を推進するために、各種がん検診を実施する。	健康推進課／保健サービスセンター

図III-11 各種がん検診の受診率



4 人権の尊重と自立への支援

誰もが自ら望む社会生活をおくことができる社会を構築するためには、ジェンダー平等の視点を持ち、人権を尊重する社会をつくることが重要です。

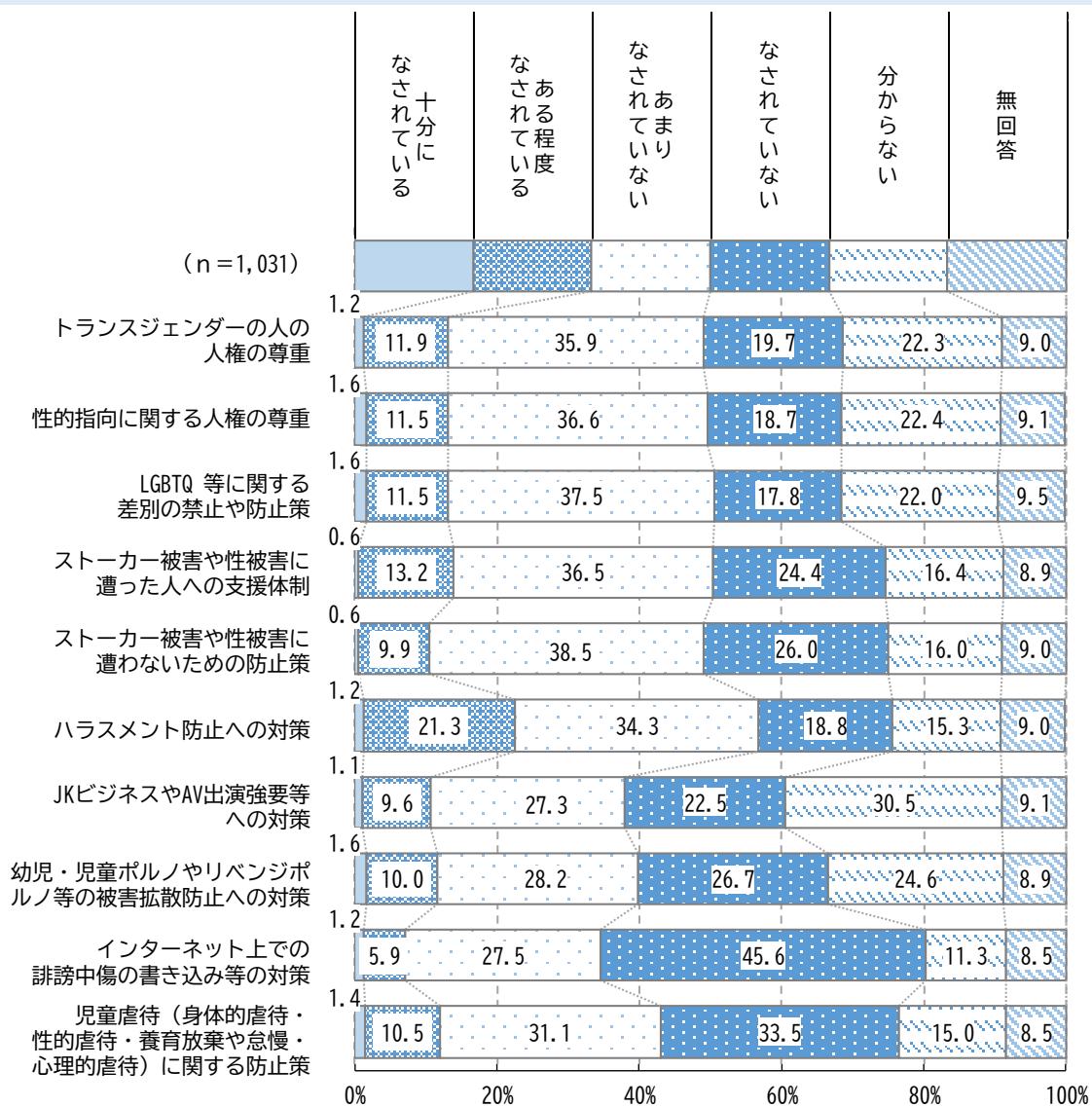
区民調査によると、社会における人権及び人権に関する問題について、「インターネット上の^{ひぼう}誹謗中傷の書き込み等の対策」や「児童虐待（身体的虐待・性的虐待・養育放棄や怠慢・心理的虐待）に関する防止策」、「ストーカー被害や性被害に遭わないための防止策」等がなされていないと6割を超えて問題視されています。加えて、インターネットが広く普及する中で課題が複雑化し、利用者のモラルやマナーの改善・周知が求められています（図III-12）。

また、児童虐待については、被害を受けた子どもへの支援体制をより強化するとともに、児童虐待の防止策に一層力を入れていく必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、女性が多くを占めている非正規労働者の雇用が失われるなど、ひとり親、単身高齢女性等が貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。

様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるように、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させていきます。

図III-12 社会における人権問題の対応状況についての考え方



文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（令和2（2020）年9月実施）

（1）啓発・相談機能の充実

あらゆる差別や偏見を無くし、人権を尊重するための啓発活動を進めます。

少子高齢化や急速な社会情勢の変化の中、人々のライフスタイルも多様化しています。様々な悩みや諸問題を解決し、相談者を支援するため、各種相談機関等と連携を取りながら、相談機能の充実を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
112	人権を尊重する意識の啓発	人権に関する認識を深めるための情報収集及び提供に努めるとともに、人権週間を中心に啓発活動を行う。	広報課／総務課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
113	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するために、文京区男女平等センター相談室及び文京区配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各種相談業務の充実及び連携を図る。	関係課
114	子どもの最善の利益を守る法律専門相談	18歳未満の子どもとその養育者を対象として、養育等（離婚や養育費、子どもとの面会交流を含む。）子どもの利益を守るために法律的な相談に対して、専門の弁護士がアドバイスを行う。	子ども家庭支援センター
115	相談担当者への啓発及び研修の実施	相談担当者や相談員が男女平等参画の視点に配慮した対応ができるよう啓発するとともに、スキルアップを図るために研修を行う。	関係課
再掲 31	男女平等センターにおける相談事業の充実	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行う。	総務課

（2）貧困等複数の困難を抱える人への各種支援制度の整備

女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違い等を起因として、貧困等生活上の困難に陥りやすく、特に、就業状況が不安定なひとり親や単身高齢女性の貧困率が高いことが全国的に課題となっています。

ひとり親へのセーフティネットの機能としては、子どもの貧困への支援や、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困の連鎖を断ち切るための取組が重要です。また、長期的な展望に立って、ひとり親を含む生活困窮者等の就労を支援することも不可欠です。

さらに、貧困は、病気や事故、家庭の暴力、劣悪な労働条件、障害があること、外国籍であること、L G B T Q等当事者であることなど、複数の困難が相互に絡みあって起きることが分かっており、これらの要因が更に貧困を深刻化させることもあり、困難は一つではないことが、この問題を複雑にしています。

このため、男女平等参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境整備を進めています。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
116	母子及び父子福祉資金の貸付の実施	母子及び父子世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送るため、目的に応じた資金の貸付けを実施する。	生活福祉課

事業番号	事業名	事業概要	所管課
117	母子生活支援施設の利用の確保	現在の施設利用に係る協定世帯数を確保しつつ、需要等の状況を見極めながら、広域利用による契約世帯の開拓を行う。	生活福祉課
118	母子家庭及び父子家庭自立支援事業の実施	児童扶養手当受給の同様の所得水準にある母子家庭及び父子家庭の親で、資格・技能を習得し、自立の促進を図るために、母子家庭及び父子家庭の就業支援施策の一環として給付金を支給する。	生活福祉課
119	子どもの貧困対策	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖するがないよう、子どもの貧困対策を推進する。	子育て支援課
再掲 19	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供する。 性自認・性的指向に関する相談場所を提供する。	総務課
再掲 63	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対し、医療費助成、ベビーシッターの派遣、移転費用等助成、文京すまいるプロジェクト（ひとり親世帯の入居を拒まない住宅の確保・あっせん）等、各種支援を実施する。	福祉政策課／子育て支援課
再掲 68	ヤングケアラー支援に向けた連携推進事業	ヤングケアラーに気づき適切な支援につなぐため、福祉、介護職員、地域の担い手、教員等の理解の促進を図るとともに、支援の在り方を検討し連携体制を強化する。 また、支援の必要な家庭へは、家事支援等の側面のサポートを強化し、子どもが健全に成長できる環境を整える。 学校では、教員とスクールソーシャルワーカー等が連携して、関係課等へつなげ支援する。	福祉政策課／子ども家庭支援センター／教育指導課／教育センター

事業番号	事業名	事業概要	所管課
再掲 113	各種相談業務の充実	相談者の抱える問題を解決するため に、文京区男女平等センター相談室 及び文京区配偶者暴力相談支援セン ターをはじめ、各種相談業務の充実 及び連携を図る。	関係課

IV 推進体制の整備

文京区男女平等参画推進条例では、区と区民、事業者が主体的に、協働して男女平等社会の実現に向けて取り組むことが義務付けられています。

区は、国や都、大学、企業、民間団体等と連携し、計画の推進を図るとともに、区職員の意識啓発を進めていきます。

1 庁内等推進体制の整備・充実

文京区男女平等参画推進条例により、区が率先してジェンダー平等の視点を踏まえた施策・事業を展開することで、区における男女平等参画の機運を更に高めていくことが求められます。

本計画は、主管課のみならず、教育、保健、福祉、防災等、区政の全ての課が関わるものであり、計画の実効性を高めていく視点から、庁内等での推進体制を充実させます。

また、全ての区職員に対して、より一層のジェンダー平等意識を浸透させていくために取り組んでいきます。

(1) 文京区男女平等参画推進条例の推進

男女平等参画を推進していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割の意識及び性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等の意識の形成を課題として、政策を展開していくために、条例について更なる周知に取り組みます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
120	文京区男女平等参画推進条例の周知	文京区男女平等参画推進条例について、あらゆる機会を捉え周知を行う。	総務課

(2) 計画の推進と評価体制の確立

全庁を挙げて総合的に男女平等参画を推進し、計画事業について男女平等参画の視点から推進状況の評価を行います。また、区民や関係団体の代表等による文京区男女平等参画推進会議において、この計画の進捗状況を第三者の立場から客観的に評価し、取組の改善につなげます。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
121	男女平等参画推進会議の運営	男女平等参画推進のため、学識経験者及び区民が提言し、計画の推進を評価する男女平等参画推進会議を運営する。	総務課
122	男女平等参画推進委員会の運営	全庁的な組織である男女平等参画推進委員会の運営を通して、男女平等参画を総合的に推進する。	総務課
123	男女平等推進委員連絡会の運営	職層・職域を問わず各課1人以上の推進委員を配し、男女平等参画推進条例に基づく実務的な推進を図る。	総務課／全課
124	計画評価と重点項目の指定	男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。	総務課
再掲 17	男女平等参画推進計画推進状況評価報告書の作成	文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深め、計画の実現に向け推進していく、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。	総務課

(3) 区職員への意識啓発及び人材育成

区職員への啓発を行い、ジェンダーに敏感な意識の浸透を図ります。

また、男女の均等待遇はもちろんのこと、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた対応や育児・介護休業の取得促進についても、一事業主として区内の企業や団体等のモデルになるよう取り組みます。女性職員の管理職への積極的な登用を図るため、出産・子育てをしながらキャリアを形成していくイメージ・意欲を持てるよう、ロールモデルとなる人材の育成とその紹介を進めるとともに、性別にかかわらず、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、職場の働き方の改革、職員の勤務状況の改善、休暇の取得促進などの具体的な取組を推進します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
125	区職員に対する意識啓発の推進	区職員に対し、男女平等意識、性的指向や性自認の啓発やハラスメント防止のための研修を実施するとともに、男女平等参画に関する講座等への参加を働きかける。区職員が各自の担当している職務に、男女平等参画の視点を取り入れて施策を展開できるよう啓発する。	総務課／職員課
126	職務分担における固定的性別役割分担の是正	性別にとらわれず、それぞれの能力を発揮できる職務の分担を行う。	全課
127	印刷物におけるイラスト等への男女平等参画の視点の盛り込み	区で発行する新聞、冊子、ポスター、ちらし等のイラスト、写真、キヤッチフレーズは、性別に関する差別・偏見がないように掲載する。	全課
128	区職員に対する育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が対等に取得できる育児・介護休業制度を普及し、啓発する。また、育児休業等を取得することができる男性職員に対して、所属長から取得について勧奨を行うほか、職場の職員も積極的なサポートを行う。	職員課
129	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント防止策の充実	ハラスメント相談員の資質を向上し、相談機能を充実するとともに、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。 また、区の取組が区内企業等のモデルとなるよう努める。	職員課
130	女性職員の管理職等への登用推進	職場における女性管理職など指導的立場の職員を増やすとともに、自らのキャリアプランを考えるためのキャリアアップ研修を実施する。	職員課

(4) 苦情申立制度の運用

区が関与する男女平等参画に関する施策に係る苦情について、文京区男女平等参画推進会議において、関係機関や救済機関を紹介するとともに、申立てに対する関係者からの意見聴取を行った上で一定の見解を表明します。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
131	苦情申立制度の運用	区が関与する男女平等参画の推進に関する施策に係る苦情申立てについて、文京区男女平等参画推進会議で調査し、審議する。	総務課

2 国際社会と国内の取組の積極的理 解・連携

男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。

国内における男女共同参画計画の施策は、国連をはじめとする国際的なジェンダー平等、女性のエンパワーメントに係る動きと連携して展開しています。

平成27(2015)年に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が一致して取組を進めています。

SDGs全体の目的として、ジェンダー平等が掲げられているとともに、17のゴール全てを達成するためには、ジェンダーの視点を取り入れることは不可欠です。

一つの独立したゴールの目標5では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、「すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす」、「政治や経済や社会のなかで、何かを決めるときに、女性も男性と同じように参加したり、リーダーになつたりできるようにする」等、人々の意識や生活をはじめ人権、法整備に関わることなど様々な分野での達成を目指しています。

また、1979年に国連総会で採択された女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等を目的とし、女子のあらゆる差別を撤廃することを目指していますが、区民調査によると、女子差別撤廃条約の認知度(「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計)は61.2%、SDGs(持続可能な開発目標)の認知度は47.7%となっています。

ジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行い、区・区民・事業者がそれぞれの立場から、男女平等参画について「地球規模で考え、足元から行動する」ことができるような取組を進めます。

(1) 国際社会の取組との連携

ジェンダー平等に向け、関連の深い条約や国際規準について、幅広く区民の理解を深めるための情報提供や取組等を積極的に行うとともに、国際機関との連携に努め、諸外国の取組を通じて理解促進を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
132	UN Womenとの連携	UN Women(国連女性機関)日本事務所と連携して、ジェンダー平等推進に向けて取り組む。	総務課
133	国際機関との連携協力	国連機関やNGO、大使館等との連携に努め、ジェンダーの視点を通じ国際理解の促進を図る。	総務課／アカデミー推進課

(2) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）、女性のエンパワーメント原則（WEPS）^{*1} の周知・推進

2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダ等の国際的な取組を踏まえ、国際社会の一員として、国際貢献できるような取組を進めていきます。

*1 国連「女性のエンパワーメント原則（WEPS）」とは？

女性のエンパワーメント原則（Women's Empowerment Principles）は、企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。2010 年 3 月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト（GC）と国連婦人開発基金（UNIFEM）（現 UN Women）が共同で作成した 7 原則です。

- (1) トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
- (2) 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
- (3) 健康、安全、暴力の撤廃
- (4) 教育と研修
- (5) 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
- (6) 地域におけるリーダーシップと参画
- (7) 透明性、成果の測定、報告

各原則の下に、4～6 項目の具体的な内容が盛り込まれています。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
134	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）の周知	SDGs では持続可能な開発のための 17 項目を示している。このうち第 5 項目はジェンダー平等であり、持続可能な開発の視点でのジェンダー平等を周知していく。	企画課／総務課
再掲 75	文京区女性のエンパワーメント原則（WEPS）推進事業所の登録	UN Women（国連女性機関）と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課／経済課

(3) 国・都・大学・企業・民間団体との連携の強化

法や制度の整備、政策の充実などを国や都へ要望します。あわせて、国・都等公共機関との共催事業等を通して、法や制度の周知・徹底を図ります。

また、大学・企業・民間団体との連携を深め、男女平等参画に資する取組の協働体制を確立するとともに、科学技術・学術における男女平等参画の推進、国際的な協調及び貢献への周知を図ります。

事業番号	事業名	事業概要	所管課
135	国・都・他自治体に対する要望・連携	国や東京都、他自治体の動向や情報の収集に努め、国・都への要望をはじめ連携強化を図る。	総務課
136	公共機関との連携の強化	国・都等の公共機関とセミナーの共催等を通して、法や制度の周知・徹底を図る。	総務課
137	大学・企業・民間団体との連携の強化	男女平等参画に資する取組をしている大学・企業・民間団体との連携と協力を強化する。	総務課／アカデミー推進課
再掲4	女子生徒・学生のS T E M教育の充実	女子中高生・女子学生の理系分野への進路選択に資する内閣府の理工チャレンジへの協力や、区内大学との連携による理系分野の学習機会を提供する。	総務課／教育指導課／教育センター
再掲35	災害時における妊産婦・乳児救護所の開設	地域防災計画において、災害時に妊産婦や乳児が避難する専用の妊産婦・乳児救護所の設置を行う。	防災課
再掲75	文京区女性のエンパワーメント原則（W E P s）推進事業所の登録	UN Women（国連女性機関）と国連グローバルコンパクトが共同作成した女性のエンパワーメント原則を踏まえた区独自の推進事業を実施する。	総務課／経済課
再掲85	暴力の根絶を訴える事業の実施	区内関係機関と連携し、女性への暴力撤廃国際デーによる暴力の根絶を訴える事業を実施する。	総務課

第5章 資料（添付省略）

- 1 策定経過
 - (1) 男女平等参画推進会議
 - (2) 区役所内組織の幹事会・委員会
 - (3) 素案に対する区民意見等
- 2 文京区男女平等参画推進会議委員名簿
- 3 文京区男女平等参画推進条例
- 4 文京区男女平等参画推進会議運営要綱
- 5 文京区男女平等参画推進委員会設置要綱
- 6 文京区男女平等推進委員設置要綱
- 7 文京区男女平等センター条例
- 8 文京区男女平等センター条例施行規則
- 9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 10 男女共同参画社会基本法
- 11 第5次男女共同参画基本計画～抜粋～
- 12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 13 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 14 言葉の説明（キーワード）
- 15 国際婦人年からの動き

文京区男女平等参画推進計画（素案）からの主な変更点

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢

頁	位置	旧	新
7	3段落目		<u>加えて、厚生労働省が示した「令和3年版自殺対象白書」によると、令和2年は、女性の自殺者が著しく増加しており、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響による労働環境の変化が、増加と関係しているのではないかと考えられています。</u>

4 文京区の取組

頁	位置	旧	新
15	【文京区男女平等参画に関する区民調査報告書（調査の概要）】		※追加

第3章 計画の体系

1 計画の体系

- 計画事業を除く、小項目までの体系全体を見開きで追加（18・19頁）

第4章 計画事業とその考え方

I あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と取組の推進

1 一人一人の人権を尊重するジェンダー平等教育の推進

頁	位置	旧	新
30	1段落目		<p><u>多様な考え方や価値観を持つ人々と関わる中で、自分の考えや、互いを尊重する意識を持つために、社会性や人間性の基礎的な資質を養う学校教育は、重要な役割を担っています。子どもたちが性別により差別を受けることなく心豊かに成長し、教育を受けることができるよう、男女平等の理念を推進する学習環境づくりをしていくことが重要です。また、社会に出た後も、多様化する価値観や人権について学び続けていくことが社会全体のジェンダー平等の推進につながります。</u></p>

2 ジェンダー平等の意識を高める広報・啓発等の推進

頁	位置	旧	新
36	1段落目		<p><u>自らの無意識の価値観や行動を見つめ直し、意識改革や改善を図るために、そのきっかけとなる気付きを得る機会が必要です。</u></p>
36	4段落目	日常生活の様々な場面における性別による区別・役割分担の慣行・意識を見つめ直し、家庭生活、職場、地域社会等で男女平等参画を進めていくために、様々な機会を通じて、ジェンダー平等への理解を深める意識啓発 <u>していくことが必要です。</u>	<p><u>日常生活の様々な場面における固定的な性別役割の意識等のアンコンシャス・バイアスを改め、家庭生活、職場、地域社会等で男女平等参画を進めていくために、様々な機会を通じて、ジェンダー平等への理解を深める意識啓発を行います。</u></p>

3 性自認及び性的指向に対する理解促進

頁	位置	旧	新
39	1段落目		<u>区では、文京区男女平等参画推進条例において、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性自認に起因する差別的な取扱いを含む。）の禁止を明記しています。</u>
42	事業 21 区職員・教職員等への性自認及び性的指向に関する啓発	区職員・教職員が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、 <u>地域社会づくりに生かすため</u> に、研修等で啓発を行う。	区職員・教職員 <u>等</u> が性自認及び性的指向に関する知識を深め、より良い公共サービスの提供や、 <u>区民や児童・生徒が過ごしやすい環境づくりに向けて</u> 、研修等で啓発を行う。

5 地域社会における男女平等参画

頁	位置	旧	新
46	6段落目	文京区男女平等センターにおいて <u>も</u> 、地域社会での男女平等参画を進めながら、 <u>地域とのつながりの希薄化を解消するともに</u> 、機能の強化を図つてい <u>くことが必要です。</u>	文京区男女平等センターにおいて、地域社会での男女平等参画を進めながら、 <u>これらの</u> 機能の強化を図つてい <u>きます。</u>

II あらゆる人の職業生活における活躍の推進

【女性活躍推進計画】

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

頁	位置	旧	新
54	1段落目		<u>働く全ての人が、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮しながら働き続けるためには、子育てや介護、社会活動などといった生活する上での役割を個人が抱え込んだり、それによって働くことをあきらめたりすることがないよう、家庭生活における男性の参画を推進し、安心して子育てができる環境を整備していくことが重要です。</u>
54	5段落目	男性の意識改革や子育て・介護等への支援を充実することが必要です。	男性の意識改革や子育て・介護等への支援 <u>について取り組んでいきます。</u>

III あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体の健康の支援

1 配偶者等からの暴力の根絶と支援【配偶者等暴力防止基本計画】

頁	位置	旧	新
69	2段落目	<u>区民調査によると、暴力行為を受けた経験については女性が高く、暴力行為をした経験については男性が高くなっています。</u>	<u>DVの背景として、性別役割への過剰な執着、男尊女卑の考え方の残存、親密な関係における力の支配などがあると言われています。区民調査によると、いずれの種類の暴力行為についても女性が多く被害を受け、心理的攻撃が最も多いことが分かります（図III-1）。</u>
69	3段落目	<u>また、ドメスティック・バイオレンス(DV) ^{*1}被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」又は「相談しようとは思わなかった」と回答した層が約6割を占めることから、どのような行為が暴力に当たるのかの周知を進めるとともに、相談をしやすい環境の整備・強化が必要です。同時に、相談窓口への配慮事項として「匿名で相談ができる」「24時間相談ができる」が高いことから、秘密厳守で緊急時にも対応できる相談窓口の整備が求められています。</u>	<u>また、今まで配偶者等からの暴力は、個人的な問題として捉えられており、暴力を受ける側にも落ち度がある、公にすることは恥である、などの考えから、暴力を受けていても相談できない場合があります。DV被害を受けた際、「相談したかったが、できなかった」又は「相談しようとは思わなかった」と回答した層が約6割を占めることから、加害者、被害者の性別にかかわらず、どのような行為が暴力に当たるのかの周知を進めるとともに、誰もが相談をしやすい環境を整備していきます。</u>

2 あらゆる暴力の根絶

頁	位置	旧	新
76	4段落目	<p><u>身の回りで起こっている暴力だけでなく、依然として、メディアによる性的な暴力等につながる表現のほか、女性と男性のイメージに偏りのある表現は依然として発信されています。</u>さらに、インターネットの普及により、<u>SNS</u>等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、<u>差別は依然として発信されており</u>等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をすることができるように、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発<u>が必要です。</u></p>	<p><u>メディアや公共空間には、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報が存在しています。</u>区民調査では、<u>メディアによる性や暴力表現についての考え方では、「子どもや性的表現を望まない人への配慮が足りない」が35.8%、「女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている」が33.7%、「女性の性的な面を強調する表現が目立つ」が33.3%となっています(図III-8)。</u>さらに、インターネットの普及により、<u>SNS</u>等への悪質な書き込み、インターネット上でのいじめ、差別等の行為による人権侵害が生じています。情報の送り手と受け手が、正しい判断と意思表示をできるように、メディア・リテラシー向上に向けた意識啓発<u>を行っていきます。</u></p>
80	(3) 性の商品化とメディアにおける性・暴力表現への対応	<p>女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて作られる商品や提供されるサービス、<u>メディアにおける性・暴力表現は、男女平等参画社会の形成を大きく阻害するものです。</u>その観点から、関係機関・団体等と連携して、<u>児童の権利の保障や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、</u></p>	<p>女性や児童を専ら性的又は暴力行為の対象として捉えて<u>違法に作られる商品や提供されるサービス、また、メディアや公共空間で接する性・暴力表現は、表現される側の人権を侵害し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあります。</u>その観点から、関係機関・団体等と連携して、<u>人権の侵害や青少年を取り巻く有害環境を無くすための広報啓発を行うとともに、</u></p>
80	事業 104 青少年有害情報への対応	<p>103 青少年を取り巻く有害環境の排除 東京都条例に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、<u>青少年に好ましくない番組放送等の自主規制を要請する。</u></p>	<p>104 青少年有害情報への対応 東京都<u>青少年の健全な育成に関する条例</u>に基づく、青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害な図書類・ビデオ類の販売やレンタルの自主規制を、区内の各店舗に対して要請する。 また、テレビ、インターネット等のメディアに対し、<u>青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組放送、情報の取扱いへの配慮を要請する。</u></p>

4 人権の尊重と自立への支援

頁	位置	旧	新
84	1段落目		<u>誰もが自ら望む社会生活をおくことができる社会を構築するためには、ジェンダー平等の視点を持ち、人権を尊重する社会をつくることが重要です。</u>
84	5段落目	<u>人権尊重という視点にとどまらず、誰もが自らの希望に応じた形で社会生活をおくことができる社会を構築するという視点から、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させることが必要です。</u>	<u>様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるように、経済的・社会的に弱い立場の人への支援を充実させています。</u>

IV 推進体制の整備

2 國際社会と国内の取組の積極的理解决定・連携

頁	位置	旧	新
93	1段落目 2段落目 3段落目		<u>男女共同参画社会基本法第7条では、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。</u> <u>国内における男女共同参画計画の施策は、国連をはじめとする国際的なジェンダー平等、女性のエンパワーメントに係る動きと連携して展開しています。</u> <u>平成27(2015)年に国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際社会が一致して取組を進めています。</u> <u>SDGs全体の目的として、ジェンダー平等が掲げられているとともに、17のゴール全てを達成するためには、ジェンダーの視点を取り入れることは不可欠です。</u>
93	7段落目	<u>こうした</u> ジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行い、区・区民・事業者がそれぞれの立場から、男女平等参画について「地球規模で考え、足元から行動する」 <u>流れを創り出していくことが必要です。</u>	<u>ジェンダー平等に関する国際的な取組を理解するための意識啓発を行い、区・区民・事業者がそれぞれの立場から、男女平等参画について「地球規模で考え、足元から行動する」ことができるような取組を進めます。</u>